

七 石炭鑛業

一 沿革 本島の石炭採掘は既に蘭人が基隆、淡水方面に占據時代(西曆一六四二—一六六二年)から行つたことは舊記の示す通りであるが、島民の迷信の爲め採掘を禁止され、始めて公許されたのは同治九年(明治三年)のこと、基隆附近十二箇所七十坑を限られたものであつた。尋いで八斗子海岸に大規模の炭坑が官營せられたが一興一廢成績揚らず、或は清佛戦争、或は日清戦争に禍され、我が始政當時は殆ど炭坑らしいものがなかつた。然るに明治二十九年九月以來一般鑛業を許可するに及んで、漸く衰運挽回の機運に向ひ、加ふるに逐年島内産業の發達及び南支南洋の需要益々多く、産額は昭和二年までは年々漸増の趨勢にあつたが、翌三年秋季より不況に轉じた石炭市況は四年、五年に入つても尙頽勢を挽回せず、近年稀有の不振を示すに至つた。然し乍ら昭和七年末を轉機として炭況漸く好調となり、昭和十二年に至り其の産額は最高記録を示すに至つた。

二 分布 其の分布の状態を見るに、新竹州下大安溪以北、就中極北部に最も良く發達してゐるので、之れを北部煤田と稱してゐる。炭業は従來極北部の獨占であつたが、數年來新竹州下にも幾多の開發あり、石炭量は次第に増加してゐる。尙臺中州集々大山と其の北方郷親寮、新年竝に臺南州阿里山附近にも二三の炭層確められ澎湖本島青螺の海岸、臺中州埔里附近の加道坑及び花蓮港廳三笠村には亞炭を有し、臺東廳利基附近にも薄い炭層あり、又南部各地にも産炭地と稱せらるゝ所が尠くない。しかし青螺以外のものは、炭層の厚さ僅に三、四寸でなければ品質劣等の亞炭若くは塊狀の埋木たるに過ぎぬ。仔細に檢すれば其の分布は斯様に全島に互るやうであるが、現に採掘作業の最も盛んなのは臺北州で、其の産額は全島總

量の約九割を占め、新竹州之れに亞ぎ、澎湖島にも一時採掘せられたが今は之を廢業し、臺中州下の新年は一時盛んに試掘せられたが大正十年以來中止し、十二年下半年から再び事業を開始したが其の後間もなく又休止して今日に至つてゐる。

三 採炭設備 改隸當時は概ね鑛區の賃貸借により、坑夫の自稼に委したものが尠くない。随つて其の採掘法も露頭部から小坑を開き、或は四五十尺の鑛入坑道を開鑿して炭層を追掘し。支柱を要するか或は通風排水漸く困難なるに至れば、直に之れを廢坑として更に新坑を開鑿するが如き極度の姑息法であつた。明治三十八年中秋山義一の田寮港鑛區を經營するに當り、始めて運搬、排水用諸機械を設備し、成績の見るべきものがあつたから、爾來一般同業者をして機械力應用の機運を促し、競ふて採炭區域を擴張すると共に、機械力を應用し、採炭法を改善するもの愈々多きに至つた。現在主要な鑛區に在つては、坑の内外に軌條を敷設し、切場運搬機、捲揚機、經便索道若は架空索道、エンドレス等を設け、蒸氣唧筒又は電氣唧筒を使用して排水し、且つ採掘區域の擴大せる坑内にあつては煽風機を設置して通風の圓滑を計つてゐる。採炭方式は舊式な不規則の殘柱式採炭法が今尙跡を経たないが、概ね殘柱式と長壁法との折衷法又は長壁法を採用し、採炭作業も次第に機械化せられコールピツクやコールカッターを使用する等萬事面目を一新するに至つた。

四 炭質 之れを大別すれば微粘結性の所謂柴炭と、粘結力強き油炭との二種で、前者は一般汽罐の燃料に適し、後者は瓦斯又は骸炭の原料として歡迎されて居るが、近來は此の兩炭を適當に混合して一般汽罐の燃料として柴炭に優るものを得てゐる。中には一局部の炭層が火山岩に作用されて亞無煙炭となれるか若くは全く骸炭化したものもあるが、其の量に至つては極めて微々たるものである。又往々炭質の脆弱

なものがあつて粉炭過多の憾はあるが、近時採炭法の改善と共に著しく其の率を減するに至つた。左に本島炭を代表すべき四、五の石炭分析成績を示さう。

本島炭分析表

| 採炭地名 | 水分 | 揮發分 | 固定炭素 | 粘性 | 炭灰分 | 灰相分 | 硫黄分 | 發熱量(カリ) | 比重 | 炭層厚 | 炭層系統 |
|---------|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---------|----|-----|------|
| 臺北州 外木山 | 二六 | 四六 | 三三〇 | 粘結 | 一三四 | 淡紅 | 一三〇 | 六九〇 | 一 | 下 | 下部 |
| 同 田寮港 | 三三 | 三五 | 四九六 | 微粘結 | 二二三 | 褐 | 四四五 | 七四五 | 一七 | 中 | 中部 |
| 同 石底 | 三五 | 四二 | 四九三 | 同 | 四七 | 淡褐 | 二八七 | 七三七 | 一六 | 同 | 同 |
| 同 四脚亭 | 一六 | 四〇 | 五七五 | 同 | 三三七 | 同 | 微量 | 七四〇 | 一 | 同 | 同 |
| 同 三瓜子 | 三〇 | 三六 | 五八七 | 同 | 二二六 | 灰 | 〇八五 | 七二五〇 | 一 | 同 | 同 |
| 同 山子脚 | 四六 | 三二 | 四七四 | 同 | 一六四 | 淡褐 | 一〇三 | 六五四 | 一三 | 同 | 同 |
| 同 (粉炭) | 四三 | 三七 | 四八四 | 粘結 | 九五 | 黝 | 一六五 | 六一六〇 | 一六 | 上 | 上部 |
| 新竹州 關西 | 四三 | 三七 | 四八四 | 粘結 | 九五 | 黝 | 一六五 | 六一六〇 | 一六 | 上 | 上部 |

八 石油鑛業

一 沿革 本島の石油は約八十年前、苗栗地方の蕃語通譯者邱荷なるもの、發見に係り、私人經營より官營に移り、時の官憲は二人の米人技師を聘し(光緒四年(明治九年)携へ來れる米國式鑿井機械を以て後龍溪畔(出礦坑)に槽を建設して鑿井に著手し、百十九米に於て日産約十五擔の原油を得たと傳へられる。右技師は待遇不滿のため歸還し其の後は事業失敗に終り、鐵管挿入の儘廢坑に歸し以て我が始政の期に至つた。

明治三十七年に入り臺灣石油組合組織せられ、其の著手した第一號井の試掘が幸に效を奏したが、後南北石油會社の經營に移り更に寶田石油株式會社に轉じ、大正十一年十一月日本石油株式會社と合併し、以て今日に至り現に操業中である。右は改隸以前に知られた唯一の油田であるが、始政後總督府は銳意調査を行ひ、三十七年後は全島に亙つて夥多の油田を發見し、油帶の分布も略々明かとなり、殊に大正十四年十二月出礦坑鑛山で第三十六號井が一大噴油を開始し、其の後良井相繼いで成功し、茲に内外の視聽を集むるに至つた。

二 分布 本島の石油は第三紀層中に胚胎せられ、全島面積の過半を占め、北は臺北州煤田地域に重り、新竹州、臺中州、臺南州を経て高雄州恒春郡に到る迄、本島西半部及び臺東、花蓮港兩廳下東海岸山脈に分布する。其の中既知の主要なものは、新竹州苗栗郡出礦坑、竹南郡錦水、臺南州新營郡六重溪、新化郡竹頭崎、高雄州旗山郡甲仙、岡山郡千秋寮等であつて、近年新に重要視せらるゝ新竹州竹東郡員嶼子、寶山、大湖郡楊梅排、苗栗郡通霄、臺南州新營郡牛肉崎、嘉義郡凍子脚、新化郡九層林等の他、尙ほ石油埋藏に有利なる地質構造をなす所が多い。且つ其の背斜軸の延長は内地油田に比し大であつて、八軒乃至十二軒に渉るものも少なくない。石油の表面徴候としては、滲出油、含油層の露頭、可燃質瓦斯及び之に伴ふ噴泥並に鹽水等である。左に出礦坑、錦水、新營鑛山並に竹東油業所を略記しやう。

三 出礦坑鑛山 同鑛區が一蕃語通譯者に發見せられて以來の經過は上述の通りで、現に其の鑛區面積は後龍溪の兩岸五十九萬九千六百七十坪に亙り、明治三十七年以來坑井を鑿つこと八十數坑、而かも乾井は僅に三、四に過ぎぬ。就中其の第十八號井は本鑛山の寶井ともいふべく、大正二年四月の大噴油以來同十四年末迄九千五百七十六軒を産出し、一時は一日二十數軒の自然噴油をなしたこともある。其の後之に比

肩すべき良井を得るに至らず前途樂觀を許さざる形勢となつたが、大正十四年十二月中南寮に掘鑿せる第三十六號井成功して當時日産四十一軒を自噴し、翌十五年一月には著しく増油を示し終には日産實に二百十六軒を自噴して新記録を顯し、本邦稀に見る良井となつた。次で四十、四十一、四十二、四十四、四十八、四十九號の新鑿井に成功し、一時日産五十四軒内外の原油を産出し相當成績を擧げて居つた處、最近ハ試掘鑛場の數も増加したので、出礦坑は産油減を補ふ程度の消極的の經營に變じた。又各油井から噴出する瓦斯から揮發油を採取するコンプレッサーを据付け、併せて原油中の揮發油をも採取すべきトツピン装置をなして、共に相當の効果を收めつゝある。現在採取中の原油は、淡黄色のものであつて、比重ボーム三十八度乃至四十度の良質原油で、揮發油及固形パラフィンが多い。此の點はジャバ、ボルネオ産の原油によく似て居る。此の原油から各種揮發油、燈油、輕油、機械油、重油、パラフィンを製して販賣して居る。製油場は苗栗街に在る。製品及び其の割合を示せば次の通りである。

| | | |
|-----|-----------------------|---------------------------------|
| 揮發油 | ボーム五一度にして其の實收率は原油の四五% | |
| 燈輕油 | ボーム三八度にして其の實收率は原油の三〇% | |
| 原油 | 重油 | ボーム二八度にして其の實收率は原油一〇%あつて悉く燃料に供する |
| 機械油 | 原油の六% | |
| 蠟分 | 原油の五% | |

四 錦水鑛山 錦水背斜軸の附近には諸所に天然瓦斯が發散するので、明治四十年寶田石油株式會社は鑛區の許可を得、大正二年十一月から試掘に着手したのである。大正十年十月同社は日本石油會社と合併したが本油田の試掘は當初から第五號井までは總督府の補助する處に係り、第五號井の成功までには十一星

霜を経て幾多の苦心を重ねた。即ち第一號井は大正三年十一月深度五百七十七米で大瓦斯を噴出し防止の術なくして掘進を不可能ならしめ、更に第二、第三及び第四號井を鑿井したが或は大瓦斯の猛噴に會ひ或は掘進中故障續出し試掘の目的を達することが出来なかつた。第五號井は油層及び瓦斯層を合して八層を貫き、大正十三年十月深度八百二十米にて大瓦斯猛噴したが、此の地の瓦斯一千立方呎中には、一升内外の揮發油を含有して居るので、吸収式揮發油採取装置を建設し、大正十四年以來揮發油を採收し、以來好成績を納めつゝあつたが、昭和五年三月第十號井が日産三千萬立方呎の大瓦斯を噴出せるため、之れから揮發油採取の目的で同年十一月S W式揮發油採取設備を新設して、之れに第八號井と第十號井の瓦斯を送つて、採取當時は日産九十軒内外の揮發油を採取した。而も噴出して居る瓦斯全部を處理するためには揮發油採取設備の増設に迫られ之れが増設をなした。現在揮發油分を採收した後の廢棄瓦斯は其の一部を出礦坑、苗栗製油所及び自所の燃料に使用して居る外に、少量を新竹市内の家庭用燃料に供してゐる(第十四章參照) 殘餘の廢瓦斯からカーボン・ブラツクを採收せんが爲に、プラントを建設しチャネル法に依り昭和六年十月より廢瓦斯を處理して、カーボン・ブラツクを製造し、本邦需要量の約四分の一を供給して居たが、尙廢瓦斯の餘剰を生じたので前記工場と同一能力を有する工場を増設し、昭和七年十月より運轉してゐる。

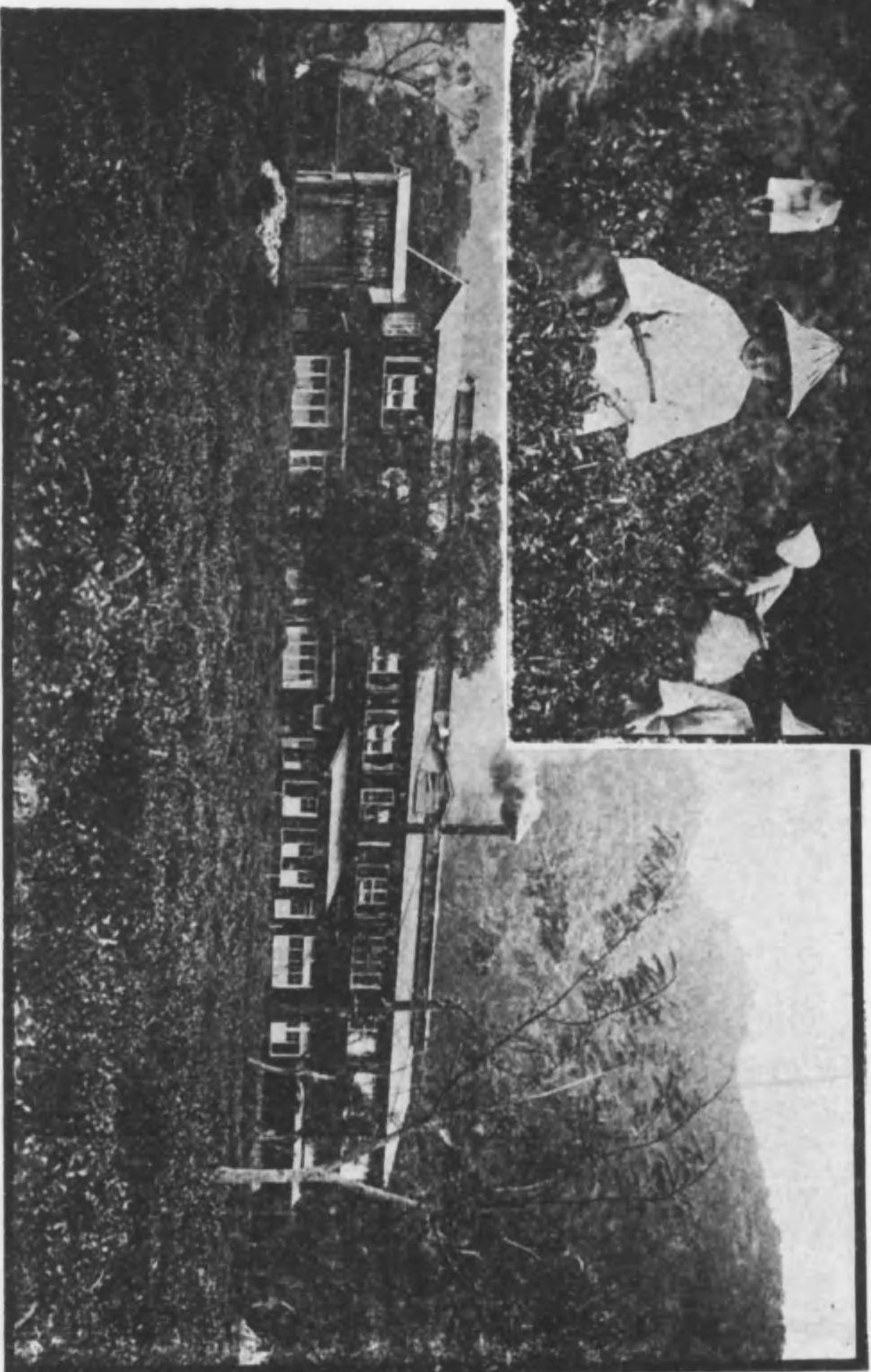
五 新鑿鑛山 本鑛山は牛山油田と六重溪油田を包含してゐる。六重溪は明治四十二年より大正十年迄十三年間に涉り五坑井を試掘したが成功しなかつた。昭和十年三月第六號井を開坑し再び本油田の開発を試みることになつた。牛山は昭和四年以來銳意試掘を續行し今日の成功を見るに至つた。本鑛山には吸収式揮發油採取設備とチャネル式カーボン採取設備とを有してゐる。

六 竹栗油業所 昭和九年五月日本鑛業株式會社がロ式第一號井に成功、爾來相繼いで數井に成功し今日

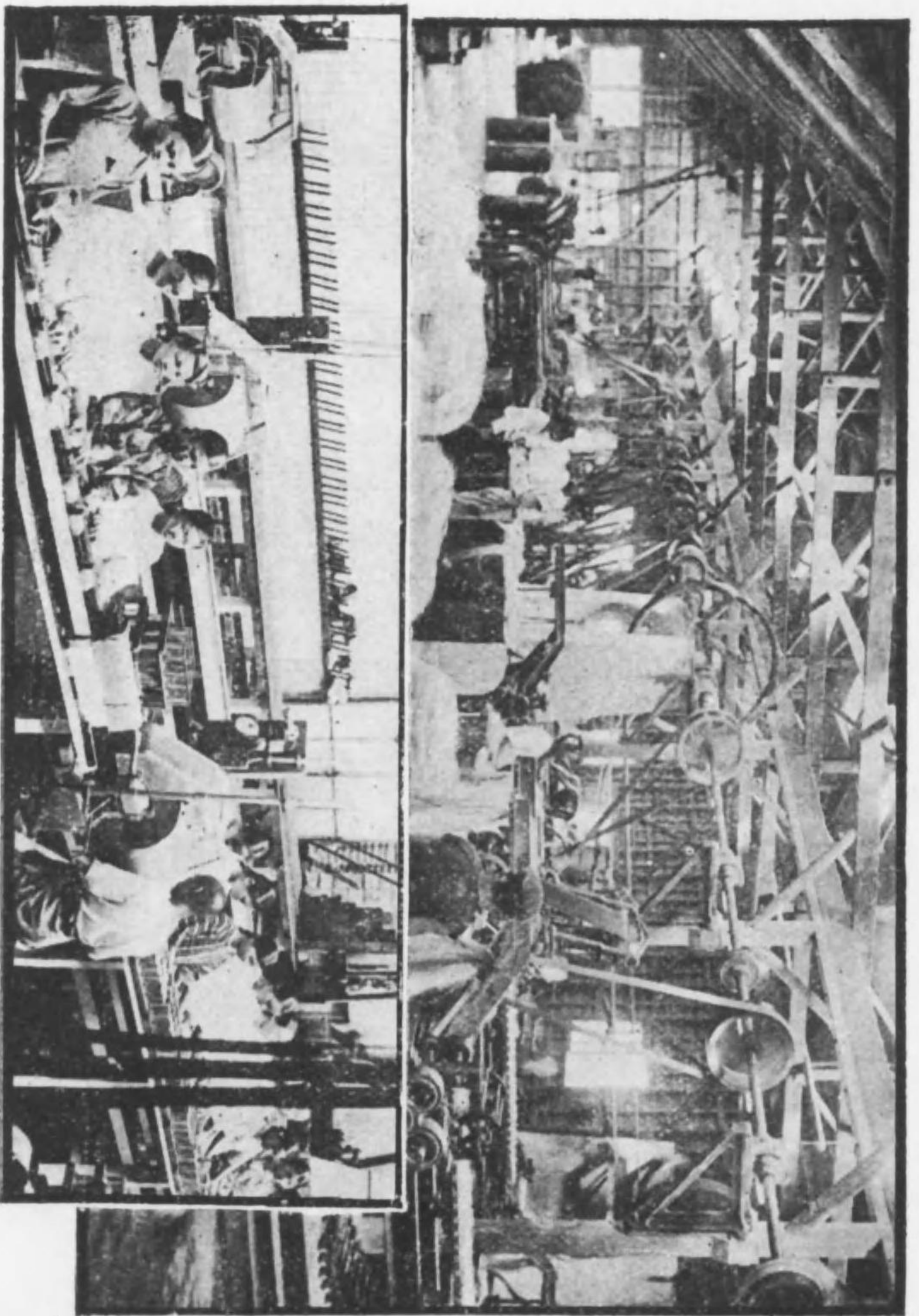
の盛大を至した。本油業所にも錦水と同様S W式揮發油採取装置とチャンネル式カーボン採取設備を有してゐる。

尙試掘中のものに新竹州苗栗郡通霄油田、同州苗栗郡バカリ油田、同州新竹郡湖口油田、臺南州嘉義郡凍子脚油田、同州新化郡九層林油田及び高雄州甲仙油田等がある。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が続く）



場工茶製とみ摘茶



カザル工場及びバイン工場

第二十一章 工業

第一節 一般工業

本島の工業は、従来製糖、製茶を主とし、其の他の工業には見るべきもの尠く、其の多くは家内工業の域を脱することが出来なかつたが、歐洲大戰以來、化學工業、紡織工業、機械・器具工業相次いで興り、現今では相當の發達を遂げてゐる。

今工産額によつて本島工業發達の趨勢を通觀するに、大正元年には四千七百萬圓に過ぎなかつたが、大戰直後の大正八年に於ては一億三千萬圓に躍進し、翌九年には更に増加して一億八千九百萬圓に達し、僅か十年足らずの間に四倍の飛躍を見た。翌十年には經濟界の大恐慌に因り激減して一億四千萬圓となつたが、間もなく増加の趨勢を恢復し、大正十三年には早くも九年を凌駕するに至り、同十四年には更に増加して二億七百萬圓に上つた。其の後物價の下落に伴つて漸減し、昭和二年には金融界の恐慌襲來に因り、廢業又は經營困難に陥りたるもの多く、爲に一億八千六百萬圓に減少したが、製糖業を中心とする砂糖、アルコール及び製糖用機械器具並に帽子、鳳梨罐詰、肥料等の増産に因り工産額は再び累増するに至り、昭和四年には二億六千四百萬圓に達して新記録を作り、大正元年に比して五・六倍の激増を示したが、五年には世界的恐慌襲來し、續いて六年に入るや不景氣は益々深刻化して廢業減産尠からざるものがあり、従つて工産額は二億五百萬圓に激減した。然るに昭和九年には、砂糖の減少に拘らず、一方に於て、茲二、三年來不況に沈淪したる再製茶が、紅茶の飛躍と茶價昇騰とにより激増したのを初とし、アルコール、金

塊、帽子等各種工業品が激増した爲、二億三千四百萬圓に増加し、昭和十年には主として砂糖の激増に因り、二億九千三百萬圓と飛躍的增加を示した。

昭和十一年に入ると、日月潭發電所完成後に於ける電力供給の潤澤化に因る新工業の勃興と、内地に於ける軍需工業活況に伴ふ物資の需要増加及一般物價昂騰とに基因して一般工業品の産額増加した爲に、他方に於て砂糖、糖蜜、アルコール、鳳梨詰罐等の本島特産品が減少を見たるに拘らず、前年に比し千九百十萬圓増加して三億一千二百萬圓に達し、更に新記録を樹立するに至つた。

今之を業種別に觀ると、食料品工業は二億二千五百萬圓で總額の七一%を占め、次位以下は遙かに降つて化學工業は二千八百五十萬圓、其の他の工業は一千四百四十萬圓、金屬工業は一千九十九萬圓、製材及木製品工業は一千七十萬圓で、夫々總額の九・一%四・六%三・五%三・四%に當り、此の他では窯業九百五十萬圓、機械器具工業七百六十萬圓、印刷及製本工業四百九十萬圓、紡織工業四百四十萬圓、の順位であるが、孰れも總額の一・四%乃至三・〇%に過ぎない。

而して食料品工業中の主なるものを舉げると砂糖の一億七千萬圓最も多く、同工業中七・七%を占め、再製茶の一千百四十九萬圓之に次いで五・二%に當り、以下、鳳梨詰罐七百五十萬圓(三・四%)、糖蜜六百三十萬圓(二・八%)、菓子類五百萬圓(二・二%)、麵類三百七十五萬圓、糲摺及精米(工賃額)三百二十三萬圓の順位となつてゐる。

化學工業中では肥料の七百三十六萬圓(同工業中の二四・九%)、アルコールの五百五十萬(一八・〇%)、其の他の工業中では帽子の三百二十三萬圓(同工業中の二二・三%)金屬工業中では金銀塊の四百二十萬圓(同工業中の三・八・五%)が孰れも其の主なるものである。

此の他製材木製品工業では製材の五百六十萬圓、木製品の五百十三萬圓、窯業ではセメントの三百二十萬圓、煉瓦及瓦の三百六十萬圓、機械器具工業では製糖用其の他各種機械器具及原動機の四百七十萬圓、印刷製本工業では印刷の四百七十萬圓、紡織工業では織物の二百九十萬圓を擧げることが出来る。尙工産額が昭和十一年に於て五十萬以上に達してゐるものを示せば左表の通である。

| 品目 | 單位 | 昭和十年 | 昭和十一年 |
|------------------|----|-----------|-----------|
| 紡織工業 | 圓 | 八三五七〇 | 七四一、九三三 |
| 絲織物 | 圓 | 九四〇、七四〇 | 九六、八八五 |
| 綿織物 | 圓 | 一、三四二、六八五 | 一、九六、〇六六 |
| 麻織物 | 圓 | — | — |
| 金屬工業 | 圓 | 三、五五四、七四四 | 四、三二七、三三六 |
| 金塊 | 圓 | 一一〇、三八八 | 一、三三七、二六九 |
| 合金 | 圓 | 六九二、五九四 | 七七一、七四七 |
| 鑄物 | 圓 | 二、三三九、九四四 | 一、八八五、五四四 |
| ブリキ | 圓 | — | — |
| 金銀細工 | 圓 | 一、八九七、七六七 | 二、一八六、〇七〇 |
| 機械器具工業 | 圓 | — | — |
| 農業用機械器具 | 圓 | 一一五、〇三〇 | 一、一六六、八七七 |
| 製糖用其の他各種機械器具及原動機 | 圓 | 四三、七五五 | 四七、二八六〇 |
| 船舶 | 圓 | 八八九、七三六 | 一、三三四、六六九 |
| 自動車 | 圓 | 八三、六七七 | 五七、二〇六七 |
| 窯業 | 圓 | — | — |
| 普通煉瓦 | 圓 | 二、九四一、二六八 | 三、五五四、二五 |
| 屋根用平瓦 | 圓 | 八八七、六一九 | 一、〇五二、〇一七 |
| セメント | 圓 | 三、六三八、八九三 | 三、一八一、五四四 |
| 化學工業 | 圓 | — | — |
| 製藥 | 圓 | 六三、〇八三 | 六五、三七〇 |
| 石鹼 | 圓 | 一、〇八一、一〇七 | 九、九六六 |

第一節 一般工業

| | | | | | | |
|------------------|---|---------|--------|---|----------|-----------|
| 植物性油 | 圓 | 一七〇〇〇四 | 麥酒 | 圓 | 五九八六 | 六八五二六 |
| 油粕 | 圓 | 一六八八五九 | 醬油 | 圓 | 二三四九五 | 二六六六三 |
| 紙 | 圓 | 一四七三三〇 | 味噌 | 圓 | 六二三〇八〇 | 六九三〇三 |
| 紙バガス壓搾板 | 圓 | 一〇六三三〇 | 清涼飲料水 | 圓 | 六八九三三 | 一一五六三〇九 |
| 調合肥料 | 圓 | 三八八六六一 | 穀粉 | 圓 | 二四五二八五 | 二一三三九七 |
| 其他の肥料 | 圓 | 四八二三六六 | 砂糖 | 圓 | 一六四〇六八一九 | 一七二六七五六九三 |
| 香料 | 圓 | 三七五八八八 | 糖蜜 | 圓 | 六六七〇五九二 | 六三〇八五七四 |
| 木炭 | 圓 | 一五〇九七二六 | 菓子類 | 圓 | 五二三〇五三 | 五〇六七四四 |
| 精製樟腦 | 圓 | 一三三九二六 | 鳳梨類 | 圓 | 七八八二八二 | 七〇三二七〇 |
| アルกอฮอล์及變性アルコール | 圓 | 七二七六四五四 | 水産品製造物 | 圓 | 六九六二七三 | 一三〇八四八 |
| 製材及木製品 | | | 再製茶 | 圓 | 一〇九三六五九 | 一四八六〇〇八 |
| 製材 | 圓 | 四七四二八四六 | 製氷 | 圓 | 一三三〇一〇三 | 一三九八八〇三 |
| 製品 | 圓 | 四四八四二七三 | 麵類 | 圓 | 三三〇四四四八 | 三三九五九六八 |
| 印刷製本工業 | | | 粗摺精米 | 圓 | 三三三六九五五 | 三三三三五〇〇 |
| 印刷 | 圓 | 四三三一九三二 | 其他の工業 | | | |
| 食料品工業 | | | 金銀紙 | 圓 | 一一四七三六一 | 一〇六四四六六 |
| | | | 竹細工 | 圓 | 一六七四一〇一 | 一九八六一九六 |

五一四

第二節 製茶業

| | | | | | | |
|------|---|--------|------|---|--------|--------|
| 藥製品 | 圓 | 五九四八 | 裁縫用品 | 圓 | 六三六二六四 | 一六二九二二 |
| 皮革製品 | 圓 | 一三四一八〇 | 帽子 | 圓 | 三三六九五五 | 三三六九五〇 |

一 沿革 本島の茶業は、支那民族の移住と共に漸次發達したもので、當初は單に彼等の消費のみに充てられてゐたが、其の産額増加と共に對岸支那へ送り、同地にて再製の上海外へ輸出せられてゐた然るに西曆一八六九年即ち明治二年英人ジョン・ドットが始めて約二十一萬斤を米國紐育へ直接送つた。これ本島茶直輸出の嚆矢である。爾來年を逐ふて其の産額を増加し、明治二十一年には一千三百五十七萬斤の輸出あり、次いで我領有となるや、當局は銳意之れが指導獎勵に當り、其の結果明治四十四年及び大正七年の如きは二千萬斤を突破する本島未曾有の輸出をなし又昭和九年以來紅茶は著しき擡頭を示して來た。

二 種類 臺灣茶には、烏龍茶、包種茶、紅茶、綠茶等種々あるが、此の中主なるものは烏龍茶、包種茶及び紅茶である。烏龍茶は其の性質紅茶と綠茶との中間にあつて香氣芳烈、味亦豐醇である。包種茶は綠茶に近く、花香を附し馥郁たる香氣がある。紅茶も亦近年著るしく其の生産を増して來た。

三 製茶法 臺灣茶の製法は、支那に習つたのであるが、近時製茶機械の發達普及目覺しく優良品を多量に製出し得る様になつた。今その製法を簡單に述べれば

(イ) 烏龍茶 は茶園より摘採した茶葉を日乾の後、室内で萎凋せしめ、次に釜炒にて酸化酵素の活力を止め、之れを揉捻乾燥したのが粗製烏龍茶である。之れが再製家の手に渡れば、篩ひ分けた後、指頭を以て

葉茶、茶頭其の他の夾雜物を選別した上、再乾燥をして得たものが再製烏龍茶である。

(ロ) 包種茶 は之れと略々同様であるが、日乾は之れよりも短くし、釜炒の時は強熱を以て短時間に釜炒するから烏龍茶より酸酵が少く、又再製の際、選別の後多くは黄枝花、茉莉花、秀英花等の花香を附して乾燥するが、優良茶には花香を附せず其の儘乾燥するのを常とする。

(ハ) 紅茶 生葉を長時間室内で萎凋してから採捻し涼しい温つた部屋で葉が紅くなるまで酸酵せしめ、それを乾燥する。出来た茶は所定の大きさに切斷する。

製造戸数は(昭和十二年)粗製茶にあつては一七、九九一戸、再製茶は七三戸である。

四 産額 昭和十二年粗製茶産額は、數量二一、五五三、九九五斤、價額一〇、二八五、五三五圓再製茶は數量一八、九五四、五三六斤價額一三、四五一、七二四圓で、之れを内譯すれば

| 種別 | 數量 | 價額 |
|-----|-------------|-------------|
| 烏龍茶 | 三、四七〇、八〇〇斤 | 二、八七〇、五〇〇圓 |
| 包種茶 | 四、九〇四、八〇〇斤 | 三、一六二、五七〇圓 |
| 紅茶 | 一〇、五六一、六四六斤 | 七、四二七、五七〇圓 |
| 綠茶 | 一、〇〇〇斤 | 一、〇〇〇圓 |
| 計 | 一八、九四五、五三六斤 | 一三、四五一、七二四圓 |

次に茶産地は、現今本島の北部即ち臺北、新竹の兩州に限られてゐる觀があるが、最近臺中州下に於て紅茶に適當なる茶樹を栽培しつゝあるから、將來中南部地方は紅茶産地として有望である。

五 當局の施設事項 臺灣茶は改隸前より本島の一大貿易産業であつたが、其の後掠奪的耕耘の爲め漸次衰退の徴を示した。故に當局は之れが挽回策として多大の努力をなした。即ち品種の改良には優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置、器械製茶獎勵の爲めには製茶機械の無償貸付、製茶技術普及の爲めには街庄技術員の設置、其の他舊慣による複雑な取引を改善する爲めに共同販賣所を設けて之れが支持を計り、昭和四年度よりは新に茶業傳習所を開設して新時代に適合する茶業者の子弟を養成しつゝあり、猶現下躍進途上にある滿洲國に對し同國人の嗜好に適合する滿洲向茶の製法を昨年度より指導し又本島茶の海外に於ける聲價を維持するために茶検査所を設立して一定標準以下のものは絶對に其の輸出を禁止し、一方販路擴張施設としては、世界主要喫茶國、殊に米國に於て各種宣傳、廣告、其の他の施設を行ひ以て銳意斯業の發達を期して居る。

第三節 度量衡

一 新器物使用の公示 從來本島で用ひ來つた度量衡は總て支那式のもので、其の種類は多種多様で、器物の製作修覆等も民間の隨意に放任したから其の地異れば其の器及び其の量を異にし、種々の弊害が生ぜざるを得なかつた。されば總督府は施政後直ちに之れが改正に著手し、明治二十八年十月既に内地式度量衡器移入販賣の途を開き、一時殖産部内に度量衡調査所を設け、専ら之れが改正に關する調査を重ねること數年、同三十三年十一月に至り臺灣度量衡條例を發布し以て豫め改正統一の方針を公示した。

二 新器物の觀迎 斯くて同三十四年五月右條例の實施せらるゝや、其の第一著手として阿片烟膏請負人、食鹽販賣業者及び公設市場に於ける在來の度量衡器の使用は、同年末日限り之れを禁止し、代ふるに

新式のを以てすべきことを強制したが、其の効果は豫期の如く却つて本島人間から至急全部の改正を希望するに至つた。されば當局も改正器物の供給を急ぎ三十六年十二月末日を限り、全島一般に舊式度量衡器の使用を禁止し、専ら新器の普及を督勵したが、何等の苦情もなく其の目的を達するを得た。

三 改正器物の官營 然し當初は器物の製作、修覆、販賣共に特許制として民間に委ねたから、或は供給の不足を告げて改正器物の普及上に支障を來し、或は器物の品位を低下せんとし、或は價格の値上を要請し來るなど不都合が尠くなかつたので、之を根本的に改正するの必要を認め、又度量衡の名稱命位は、其の系統を單純ならしむる必要上、英式度量衡の使用を禁じたが、之れを全然禁遏するは却つて弊害を伴ひ、寧ろ英式系を使用するの要あるなど、多大の改正をなすの必要起り、明治三十九年四月新規則を發布し、度量衡器の製作、修覆及び賣下は總て官營となし、茲に始めて制度の基礎を確立するに至つた。

四 甘蔗計量用衡器其他 一方には製糖業の勃興に連れ、各製糖工場では、甘蔗計量上往々原料供給者と糖業者との間に紛擾を惹起することがあつて、營業者に及ぼす利害關係尠くなかつたから、同四十二年十月中甘蔗計量用衡器に對し、特種取締規則を設け、取引上の面目を刷新し、更に國內學術の進歩發達に従つて、各種計量器の使用増加し來ると共に、益々精密なるものを要するに至り、從來の如く歐米諸國の検査所又は製作者の證明等のみに依るを得ざるに至つた結果、中央政府は、各種計量器の比較検査依頼に應ずるの制度を定めた。本島に於ても亦之に倣ひ、同四十四年五月度量衡器及び計量器比較検査規則（府令三八）を發布し、且つ從來量器より除外した化學用量器を追加し、其の種類、構造及び公差を定めた。

五 需要 度量衡器の需要は島内の産業の振興に伴ひ逐年増加し、昭和三年度の財界好況時を最高とし、之れを度量衡官營の初年に比するに、賣下に於て五倍、修覆に於て八倍となつたが、四年以降は財界の不

況に連れ逐次低減したるも七年度より稍々向上の形勢を辿り、昭和十一年度に於ては、昭和三年度の好況時に比し十割を増加するに至つた。修覆も三年度に比し二割を増加せり。之れ市況の好況に依る自然の現象と思はる。

今明治三十四年から昭和十二年に至る三十七箇年間に、各販賣者から需要者に販賣した度量衡器の總數を見るに、度器は四百十八萬八千七百箇、量器は百十八萬九千六百五十三箇、衡器は百二十萬五千八百一箇、に上り、昭和十二年度丈の供給高は度器二十八萬二千八百四十五箇、量器は三萬三千八百八十四箇、衡器は五萬一千七百二十八箇である。

六 度量衡器の製作、修覆 從來當局賣下用の度量衡器は、總べて内地から供給を仰いで來たのであるが、戰時其の他財界の影響等で供給が屢々杜絶し、日常取引上に支障を及ぼしたことが一再でなかつた。加ふるに價格の暴騰、素質の低下等不安絶えず、又專賣經營の利益上からも豊富なる島産材料と低廉なる勞銀により自製自足の必要を認め、大正十年以降専ら此の計畫を進め、今や若干の特殊品を除き自給するを得、豫期の成績を擧ぐる事が出來た。殊にメートル法統一の實施上新舊器の更新、改造等内地當業者の手に俟ち難い現況であり、工場の製造能力充實は同法施行上の先決問題であり、銳意之が完成に努めたのである。

七 度量衡のメートル法實施 大正十三年六月律令第三號臺灣度量衡規則、同七月同施行規則改正によつて、内地同様七月一日を期し總てメートル法に統一實施された。同改正は産業、貿易、交通、教育、國防を初め日常生活に及ぼす緊要施設である。古來因襲久しき尺貫法及び商工業界に根柢深きヤード・ポンド法を廢止しメートル法のみ據らしむるは容易の業ではなく、之れが實行の緩急に關し適應の施設を講

じてゐる。同改正は内地と同一歩調をとらねばならぬものが多いから、之れが連絡を密接にし、以て猶豫期間に拘泥することなく、出来得る限り速に改正の實を挙げやうとしてゐる。尙ほ同改正に當り新制器物の購入及び改造更新の爲め一時に出費せしむるの不利を避け、併せて新器供給上圓滑を期する爲め、漸次更新の方法を採りつゝある。鐵道部、逓信部、專賣局を初めとし他官廳でも工作、作業、設計方面は既に改正統一をすませたものが尠くない。國定教科書も内地同様改正を了し、其の他一般的方面の改正促進に付ては指導監督を怠らず、例へば消費購買組合に於ける物品の配給、著地交易、全島食鹽、酒類の販賣等は既に改正し、又主要市街地に於ける公設市場は順次之れが改正を了しつゝある。尙ほ官公署に於ける物品の購買及受拂は昭和五年訓令に依り全島一齊に之れを統一した。

八 各種計量器の檢定及取締 現今學術産業上に計量の基準として常に度量衡のみならず、溫度、壓力、工率等の計量單位の用ひらるゝ場合益々多きを加へ、同時に溫度計、壓力計、浮秤等の使用も逐年増加し各種の法令に於ても是等の計量器に依り檢査をなし又は之れが備付を命ずる規定のあるものが尠くない。右は物資計量上度量衡器と其の利害を異にするものでないから、内地同様檢定及び取締を行ひ、之れが正確を期することゝなつた。以上の計量器販賣の營業は官營とせず民業に委ね、大正十三年六月律令の改正を見た。同規定は大正十四年一月一日から實施することゝした。

九 商品の量目の取締 商品の量目に付ては其の實量不足の弊習漸く多く甚だ遺憾であつて、斯の如きは内外取引の信用に影響する所大なるのみならず、公益を害することが尠くない。律令改正の際同時に之れが取締の規定を設け、又包装、箱詰、袋入、罐詰品等の商品などに就いて其の正味量取締の規定を設け、大正十四年一月一日から實施した。

一〇 不正度量衡竝に訂量の取締 日常生活品の賣買に不正度量衡器を使用し、又は不正計量に依り量目を欺罔するの弊に對しては常に取締をなし來つたが、尙ほ遺憾の點が尠くないから、律令中に一部改正を加へ一面取締を嚴重にし不正行爲を防止することに努めてゐる。

一 水量メートル及瓦斯メートル竝にガソリン量器の檢定取締及專賣 從來水量メートルは之を放任して來たるも、取引證明上の基準たる事他の度量衡器と何等異なるなく、殊に從來使用の狀況を視るに破損差狂のもの甚だ多きを占め且つ其の需要は著しく増加を來たし又水道事業者中には檢定及び修覆の設備なく差狂の儘放任するの止むなかりし事情に鑑み之を量器中に追加し、昭和六年四月より之れが賣下修覆並に檢定、取締を開始すると共に又從來瓦斯メートルは臺灣瓦斯株式會社をして取扱はしめたが、昭和九年十月より官營とし、其の賣下修覆並に檢定取締を實施した。尙又ガソリン量器は從來度量衡器として取扱はず、其の製作、修覆、輸入、移入は勿論檢定及び取締に何等の制限なかりしも、島内各地道路の開發、運輸交通の發達に伴ひ、重要都市を始め各街庄に至る迄其の需要激増し且つ近時ガソリン値上と共に供給需要者間には常に紛争絶えぬ状態に在り、之が量の正否は取引上重大影響あるに依り量器中に追加し、昭和十一年六月より官營とし、其の賣下及び修覆檢定取締を實施する事とした。又計量器は從來特許輸入販賣を行ひ來れるも近年本島産業の勃興に依り學術工業等非常なる進捗せるに鑑み其の正確保持上專賣の必要を認め昭和十二年十一月より之を實施せり。

昭和十二年は、戦時体制下の進展を示したが、下半年に於ては七月七日蘆溝橋事件を端として勃發せる支那事變に依り、本島經濟界も戰時體制下に置かれ、既に事變前から本島經濟力の伸張を爲に劃策されてゐた新興農產業の促進、石油、石炭、金等の鑛產物の増産、豊富なる電源利用に依る化學工業或は本邦パルプ供給力の不足を補ふパカスバルブ工業の振興等は事變勃發と共に一層緊急なる問題として一般の注意を惹くに至つた。

今貿易に就いて見れば上半期に於ける輸移出入貿易は四億四千百萬圓で前年同期に比して七千七百萬圓激増し、内移出は前年同期に比して五千二百萬圓を増加して二億六千六百萬圓となり、移入は二千四百萬圓を増加して一億三千四百萬圓に上つた。又輸出は引續き銀爲替安並に日貨排斥の影響があつたが依然として好調を持續し、前年同期に比し約三百萬圓増加して一千五百四十萬圓となり、他方輸入は二千四百萬圓と前年同期に比し二百萬圓の減少を見た。下半年に於ては移出は一億四千三百六十三萬圓で前年同期に比し若干の減少を見たが移入は一億四千二百九十一萬圓で前年同期に比して九百六十四萬圓の増加を示してゐる。又輸出入に於ては支那事變の影響に依る對支貿易の不振に依り、輸出は一千四百四十四萬圓と前年同期に比して二百一十一萬圓の減少を見せ、輸入に於ても二千九百七十八萬圓と前年同期に比して二百四

第二十二章 商業

第一節 一般の概況

昭和十二年度に於ける經濟界を見れば上半期に於ては内地財界、好況の影響を受けて米、砂糖を初めとして諸品の値上の著しく加之天候も頗る順調であつた爲生産も多數に上り産業、貿易其他全般に互つて劃期的な躍進を示したが、下半年に於ては七月七日蘆溝橋事件を端として勃發せる支那事變に依り、本島經濟界も戰時體制下に置かれ、既に事變前から本島經濟力の伸張を爲に劃策されてゐた新興農產業の促進、石油、石炭、金等の鑛產物の増産、豊富なる電源利用に依る化學工業或は本邦パルプ供給力の不足を補ふパカスバルブ工業の振興等は事變勃發と共に一層緊急なる問題として一般の注意を惹くに至つた。

今貿易に就いて見れば上半期に於ける輸移出入貿易は四億四千百萬圓で前年同期に比して七千七百萬圓激増し、内移出は前年同期に比して五千二百萬圓を増加して二億六千六百萬圓となり、移入は二千四百萬圓を増加して一億三千四百萬圓に上つた。又輸出は引續き銀爲替安並に日貨排斥の影響があつたが依然として好調を持續し、前年同期に比し約三百萬圓増加して一千五百四十萬圓となり、他方輸入は二千四百萬圓と前年同期に比し二百萬圓の減少を見た。下半年に於ては移出は一億四千三百六十三萬圓で前年同期に比し若干の減少を見たが移入は一億四千二百九十一萬圓で前年同期に比して九百六十四萬圓の増加を示してゐる。又輸出入に於ては支那事變の影響に依る對支貿易の不振に依り、輸出は一千四百四十四萬圓と前年同期に比して二百一十一萬圓の減少を見せ、輸入に於ても二千九百七十八萬圓と前年同期に比して二百四

十二萬圓の減少を示した。斯くの如く輸出入の減少を見たのは今次事變の影響するところは勿論であるが非常時局に即應して國民經濟運行の確保並に特定物資の需給調整を目的として十月十一日公布された臨時輸出入許可規則に依つて制限されたことは明白な事實である。

次に事業界を見れば上半期に於ては臺灣拓殖株式會社の創設に係る臺灣棉花株式會社の新設を初めとして臺灣化學工業株式會社、臺灣船渠株式會社等の設立があつて上半期中に於ける新設會社数は六十六、其の資本金總額二千四百八萬八千圓に上り、昨年同期に比し約二倍の増加を來し、其の飛躍的發展洵に著しきものがあり、其他臺灣拓殖株式會社の事業開始、臺灣製鹽株式會社の規模擴張、製糖會社及電力會社筋の既設事業擴張等が相次いで行はれたが下半期に於ては新設會社数は百十八社、其の資本金總額は一千二百六十萬圓で就中臺灣と南支との經濟提携機關として生れた福大公司は時節柄大いに意義ある計畫といふべく、又昭和製糖株式會社はバルブ工業投資の爲に増資を行ひ、更に鹽水港製糖株式會社も同じくバルブ工業及無水アルコール製造の爲増資を決議せる等何れも臺灣産業の新なる進路を示すものといふ事が出来る。次に各種産業別生産高を擧ぐれば左の通である。(昭和十一年度)

| | |
|---|-------------|
| 農 | 三三八、二六六、二五三 |
| 水 | 二一、六四一、八八一 |
| 鑛 | 二八、七二六、九七八 |
| 林 | 一五、一四七、〇九五 |
| 工 | 三一五、六〇七、〇四〇 |
| 計 | 七六六、三八九、二四七 |

第二節 會社

一 概況 本島經濟界の發達に伴ひ自ら企業組織の進化を促し、各地に資本の合同集中が行はれ、各種業態の會社を現出して居る。茲に本年(昭和十一年末)に於ける全島の會社数を觀るに一、二、三、三二社にして、前年の一、〇八七社に比し一四五社の増加を見、更に十年前の昭和元年に比すれば實に四一四社(五〇・六一%)の著しき増設を示せり。

二 組織別 會社を組織別に分類して最近十箇年の趨勢を觀るに株式會社は多少の増減あるも大體に於て變動極めて少なく、之れに反し合資會社は殆ど常に増加の一途を辿り昭和四、五年に於ては共に幾分の減少を來たせしが昭和六年以後増加の一途を辿りたり。想ふに右現象は經濟界の變遷に伴ひ個人商店の機構が合資的に集中せる徵表と見らるゝなり。

三 營業別 營業別會社数は商業の六三九社(五一、八六%)、最も多く工業三二九社(二六、七〇%)、之に次ぎ交通業一四七社(二、九三%)、農業七八社(六、三三%)、鑛業二四社(一、九四%)、水産業の一五社(一、二二%)の順位なり。

四 資本別 會社数を資本金の多寡により區別するに一萬圓以下は二七五社(二二、三二%)、一萬圓以上五萬圓未満のもの三九〇社(三一、六五%)、即ち五萬圓以下の總數六六五社(五三、九七%)にして約半数以上を占め一十萬圓以上のもの最も少なく僅に九社に過ぎず。

次に本年(昭和十一年末現在)の資本金總額は五九二、九三〇、七一四圓、拂込資本金總額は四二二、三九二、二八四圓なり。之を營業別に觀れば工業の三五四、二二八、二四〇圓首位を占め以下商業、鑛業、交通

業、農業、水産業の順位なり。
今營業別金額、其の百分比及一社當平均資本金の比較を示せば左の如し。

| 營業別 | 資本金 | 百分比 | 一社平均資本金 |
|-----|------------|------|----------|
| 農業 | 一三三六九〇〇 | 二〇% | 一五二五 |
| 水産業 | 三六九〇〇〇 | 〇% | 三五二六 |
| 工業 | 四八四六〇〇〇 | 八二% | 二〇七三三 |
| 商業 | 五四三六、二四〇 | 五九七四 | 一〇六六八 |
| 交通業 | 一五四、四三、〇五五 | 二六〇 | 三四、五八 |
| 計 | 一九七、七、〇〇〇 | 三三三 | 一、四、一三三 |
| | 五九、九、〇、七、四 | 一〇〇〇 | 四八、一、三、七 |

臺灣製糖株式會社、臺灣電力株式會社、臺灣拓殖株式會社、鹽水港製糖株式會社、帝國製糖株式會社、株式會社臺灣銀行、昭和製糖株式會社、臺灣バルブ工業株式會社、基隆炭礦株式會社、臺灣興業株式會社、臺灣合同鳳梨株式會社、杉原産業株式會社、調眉建業株式會社、大永興業株式會社、大成火災海上保險株式會社、臺灣製糖株式會社、株式會社臺灣商工銀行、株式會社彰化銀行、大有物産株式會社、臺灣棉花株式會社、株式會社福大公司、臺灣電燈株式會社、臺灣電燈株式會社、臺東製糖株式會社、臺灣煉瓦株式會社、新高炭礦株式會社、大東信託株式會社、株式會社華南銀行、臺灣製鹽株式會社、臺灣合同電氣株式會社、日本拓殖株式會社、臺灣農林株式會社、振成興産株式會社、臺灣倉庫株式會社、大安産業株式會社、

林本源柏記産業株式會社、林本源維記興業株式會社、臺灣電化株式會社、株式會社臺灣鐵工所、臺灣芋麻紡織株式會社、臺南製麻株式會社、臺灣青果株式會社、桃園軌道株式會社、臺灣土地建物株式會社、高砂麥酒株式會社、臺灣製麻株式會社、花蓮港電氣株式會社、臺中輕鐵株式會社、陳中和物産株式會社、臺灣星製茶株式會社、新興製糖株式會社、大和拓殖株式會社、屏東信託株式會社、株式會社臺灣貯蓄銀行、臺灣炭業株式會社、頂雙溪炭礦株式會社、南投炭礦株式會社、瑞芳營林株式會社、中南拓殖株式會社、禎祥拓殖株式會社、大和興業株式會社、臺北鐵道株式會社、展南拓殖株式會社、株式會社日本商船組、臺灣運輸株式會社、臺灣興業信託株式會社、林本源興殖株式會社、張東隆殖産株式會社、朝日興業株式會社、吳翥栢實業株式會社、臺南煉瓦株式會社、蔡元昌産業株式會社、臺灣船渠株式會社、海南製粉株式會社、臺灣カストル殖産株式會社、大正醬油株式會社、臺灣畜産株式會社、臺灣肥料株式會社、臺灣瓦斯株式會社、株式會社臺灣日日新報社、臺灣オフセット印刷株式會社、株式會社辰馬商會、株式會社近藤商會、株式會社高進商會、株式會社桑田商店、株式會社盛進商行、臺灣米穀代行株式會社、株式會社永豐商店、株式會社嘉南商行、高雄州自動車運輸株式會社、株式會社櫻井組、株式會社日之丸館、信託農事株式會社、鶴木産業株式會社、德馨建業株式會社、臺灣産業資源株式會社、株式會社山一商行。

四 商工會議所及商工團體 本島に商工會議所制度施行の要望は古くより唱へられて來たが昭和十一年十月律令第四號を以て臺灣商工會議所令公布せられ、同十二年十二月臺灣商工會議所令施行規則及臺灣商工會議所議員選舉規則を公布し之が施行を見るに至り該當各都市に於ては何れも着々之が設立手續を履行し昭和十三年六月七日を以て全島九市に商工會議所の設立を見たのである。

商工會議所は商工業の改善發達を圖る爲、商工業に關する通報、仲介、斡旋、調停、仲裁、證明、鑑定、

統計の調査及編纂、營造物の設置管理其他商工業の改善發達を圖るに必要な諸般の事業を行ひ、或は行政廳に建議し又は其の諮問に答申し、或は行政官廳の命令に依り商工業に關する事項の調査を爲し必要な資料の提出を爲す等其の爲すべき事業極めて多く、其の使命は洵に重大である。

本島に於ける商工團體は昭和十二年末現在に於て臺北州十七、新竹州十一、臺中州二十一、臺南州二十一、高雄州九、花蓮港廳二、臺東廳二、澎湖廳二、計八十五を存するも都市に於て商工會議所の設置に依り解散せられたるものは六團體である。

第三節 商品陳列館

臺灣總督府殖産局附屬商品陳列館は、大正六年六月十七日第二十三回臺灣總督府始政記念日を以て開館せられ、本島商工業の振展を圖る目的を以て本島及び南支南洋並に内地に於ける各種商品を集集陳列し、尙其の産業に關する圖書等を備へ、汎く公衆の觀覽閱讀に供すると共に、商取引の仲介斡旋並に意匠圖案其の他に關する調査研究を爲し、特に本島産業の發達並に貿易の振興を圖る爲、内外市場との連絡を緊密にし、本島生産品の紹介宣傳に努めつゝあり。

陳列品の點數は現在約一萬二千四百餘點にして、昭和十二年中に於ける觀覽人員は三九、八〇八人である。本館は昭和十三年八月十日臺北市南門町より臺北市榮町に移轉を爲した。尙本島に於ける此の種機關は左の通各州毎に其の設置を見てゐる。

新竹州立商工獎勵館(新竹市榮町) 臺南州立産業館(臺南市大正町)
臺中州立物産陳列館(臺中市大正町) 高雄州立商工獎勵館(高雄市山下町)

一 臺灣物産紹介所 臺灣總督府殖産局附屬臺灣物産紹介所は昭和八年七月二十八日始めて東京に開設せられ、續いて九年九月一日には大連に、十年九月二十日には大阪に、十二年二月二十九日には上海に夫々開設を見るに至つた。

從來本島の紹介宣傳並に物産の販路擴張は毎年内外各地に開催せられる博覽會共進會を利用してゐたが一時的の催に過ぎず、本島産業の紹介並に販路擴張上其の徹底を缺き遺憾の點尠くなかつたので、これが常設機關として物産紹介所の設置を見たのであつて、その目的とするところは臺灣事情の宣傳に依り資本の誘致を圖り、本島資源の活用を促し併せて物産の紹介に依り對臺灣取引の斡旋を爲し、以て本島産業の伸展に資せんとするもので逐年相當の實績を收めてゐる。

今紹介所の所在地を擧ぐれば次の通である。

東京臺灣物産紹介所 東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地丸ビル一階
大阪臺灣物産紹介所 大阪市北區堂島濱通一丁目一番地堂ビル一階
大連臺灣物産紹介所 大連市浪速通大連百貨店二階
上海臺灣物産陳列所 中華民國上海滬涇路一號

第四節 卸賣市場

本島に於ける卸賣市場は物資の配給、需給の投合を司るべき經濟的機關として、又一面物價の調節に依り國民生活の安定を企圖すべき社會政策的施設として大正十一年八月十一日府令第四百四十八號を以て市場規則發布せられて以來各地に其の設置を見たのであるが、昭和十二年末現在に於ける市場數は八十二(外

第四節 卸賣市場

五四〇

に分場二十一)及大正十四年四月十三日府令第二十七號に基く珊瑚市場にあり、右の外家畜市場四十三を、
 數ふるに至つたのである。今其の内譯を示せば次の通である。

| | |
|------|----|
| 魚介市場 | 六三 |
| 蔬菜市場 | 一一 |
| 魚菜市場 | 八 |
| 珊瑚市場 | 二二 |
| 家畜市場 | 四三 |

尙昭和十二年中に於ける取扱高は三四、七二四、七五一圓で其の内譯を示せば次の通である。

| 魚介類 | 蔬菜類 | 果實類 | 其他類 | 家畜 | 珊瑚 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 七、四六三、三五三 | 六、九七五、九三三 | 二、八四三、五二一 | 一、九〇三、五〇一 | 三、三三三、三七一 | 二、八八 |
| 一、五九〇、九一四、〇 | 三、五八六、八三五 | 一、九六三、六 | 一、三三三、〇 | 一、三三三、三七六 | 五、二三五 |
| 賣 | 買 | 數 | 量 | 賣 | 買 |
| 金 | 額 | | | | |

第五節 組 合

一 農村信用組合及事業組合 市街地信用組合を除く産業組合は、昭和十二年末に於て四百六十一組合にして内信用並信用兼營業組合は、組合數四百三(調査組合數四百)、出資金總額一千四百五十萬餘圓、拂込濟出資金一千二百三十八萬餘圓、諸積立金一千六十四萬餘圓、貯金六千三百七十三萬餘圓、借入金二千三百八十一萬餘圓、貸付金八千二百二十九萬餘圓、販賣價額二千五百四十六萬餘圓、購買品賣却額一千二百二十二萬餘圓、利用料六十五萬餘圓、剩餘金二百四十八萬餘圓である。

事業組合(信用事業を營まざるもの)は、組合數五十八(調査組合數五十六)、出資金總額百三十二萬餘圓、拂込濟出資金七十九萬餘圓、諸積立金六十二萬餘圓、借入金九十四萬餘圓、販賣價額六百十三萬餘圓、購買品賣却額六百十萬餘圓、利用料十一萬餘圓、剩餘金十六萬餘圓である。

何れも事業の成績顯著にして地方庶民金融機關として多大の活躍をして居るのみならず、農産物の販賣或は産業又は經濟に必要な購買、利用機關として農村漁村の産業經濟の發展に貢献しつつある所尠くない。

尙輓近農村に於ては産業組合事業の發展に伴ひ農業倉庫の必要痛感されるに至り、昭和八年を契機として産業組合の農業倉庫事業を經營するもの續出し、昭和十三年八月末日迄に認可を見たるもの百十五に達し、更に増加の傾向にある。

二 重要物産同業組合 本島に於ては大正三年律令を以て臺灣重要物産同業組合規則を發布せられたが大正十一年勅令を以て同規則を廢止し、重要物産同業組合法を施行せられたのである。

本島同業組合は大正四年に設置された同業組合、臺北茶商公會を嚆矢とし、爾來同組合の順調なる發達に刺戟され漸次各地に之が設置を見たが、昭和十三年八月末現在に於ける組合の種類及數は米、茶、砂糖、青果物、帽蓆、鯉節、肥料、氷の八種二十三組合、二聯合會である。何れも夫々營業上の弊害を除去し品質の改善、取引及輸送の統制、販路の開拓に努力貢獻し其の成績概ね良好である。

第二十三章 貿易及金融

第一節 税 關

一 税關と開港場沿革 本島の帝國税關は、改隸の初め清國稅務司から引継ぎを受け、明治二十八年六月十日に淡水、基隆、同月二十八、九の兩日には安平、打狗（現在の高雄）を開關したのが其の始まりである。翌二十九年三月には税關官制の發布あつて清政府時代の例に依り、淡水、基隆、安平、臺南、打狗の五税關を置き、淡水税關長は基隆を、安平税關長は臺南と打狗を兼ねることとなつた。然るに臺南税關は間もなく廢止され、其の後基隆と打狗とは支署となり、前者は淡水税關、後者は安平税關の所屬となり、而かも淡水税關長が安平の税關長をも兼ねることとなつたので、全島税關統一の端は明治三十四年中に開かれたものと見るべきである。斯くして同四十二年五月には、愈々安平税關をも廢し之れを淡水の支署とし、爾來事實上の統一を見るに至つた。統一後の税關本關は曩には淡水港口に置かれ、大稻埕に出張所を設けたが、大正十年には其の位置を顛倒して、大稻埕を本關、淡水港口を分室とした。然るに其の後貿易の地理的狀態に大なる移動を來し、之れに順應するため、同年七月、本關を基隆に移し淡水を支署とし、更に十一年三月に至り臺北に其の出張所を設け、同所は昭和四年五月支署に昇格した。然るに其の後高雄港勢の異常なる躍進は同港に税關新設の必要を認められ、昭和九年六月税關官制が改正せられて同年七月一日高雄税關の開關を見るに至つたので、基隆、高雄の二税關となつた。即ち臺北、新竹、臺中の各州及び花蓮港廳を管轄區域とする基隆税關には、臺北、淡水、後龍、鹿港の四支署と十一監視署とがあり、高

雄稅關は本島南部の臺南、高雄の兩州及び臺東、澎湖の兩廳を管轄區域として、東石、安平の二支署十監視署と成つたのである。

又本島の開港場は、明治二十九年二月締盟各國に對する帝國の通商條約を本島にも適用するに際し、之れを淡水、基隆、安平、高雄の四港と定め今日に至つてゐる。同時に舊港、鹿港を特別輸出入港として支那形船に限り出入を許し、翌三十年一月には蘇澳、後壠（現、後龍）、梧棲、東石港（現、東石）、東港、媽宮（現、馬公）の六港を、三十二年一月には下湖口を追加した。しかし其の後蘇澳、下湖口、東港の三が夫々時日を異にして閉鎖せられた、め茲十數年間は六港になつてゐたが、更に昭和七年十二月には舊港と梧棲が踵いで昭和十一年七月には馬公が廢止されたから、現在は後龍、鹿港、東石の三港である。

二 稅關管掌事務 稅關官制は明治三十四年四月の改正以來、十數回の部分的改正を経たが、茲には其の煩を避け現行の管掌事務を列擧すれば左の十項となる。

- イ 關稅、噸稅及び稅關諸收入に關する事項
- ロ 保稅倉庫、保稅工場、其の他の保稅地域に關する事項
- ハ 船舶、航空機及び貨物の取締並に貨物の收容に關する事項
- ニ 關稅法及臺灣噸稅規則の犯則者並稅關に於て發見したる臺灣間接國稅犯則者の處分に關する事項
- ホ 輸出入貨物の戻稅及び交付金に關する事項
- ヘ 運送通路の取締に關する事項
- ト 出港稅に關する事項
- チ 輸入貨物の消費稅に關する事項
- リ 砂糖の内地移出の取締に關する事項

又 稅關又は稅關支署の所在地に於ける移出先（砂糖消費稅法第七條に規定するもの）より引取らるゝ砂糖の消費稅に關する事項

第二節 貿 易

一 總說 本島貿易は對外國と對内地との二様に區分せられ、前者の爲には四開港場と、三特別輸出入港とが設けられてある次第は前節に述べた通りであるが、後者内地貿易に對する移出入港としては別段定めはない。而して其の貿易の内外を問はず、現今最も盛んなのは謂ふ迄もなく基隆高雄の兩港である。又之れを歴史的に觀れば、産業の開發、運輸機關の充實、文化の向上等に連れ内外貿易共に發達は遂げて居るものゝ、内地貿易の進歩は特に長足で外國貿易は大勢に於て押されて居る。即ち明治三十年の内地貿易は、總貿易の僅に一刻九分に過ぎなかつたものが、日露戰役當時には已に内外伯仲し、降つて昭和四年に至つて遂に八割臺に進み、更に昭和七年からは八割八分を占むるの發展振りを示した。尙同じ外國貿易でも、昔全盛を誇つた支那形船貿易が、年に消長はあつたけれども、概して衰へ、汽船貿易は年と共に盛況に趨いて居る。従つて普通開港場殊に基隆、高雄は、港灣施設の擴充と共に急速なる發達を告げたのに反し、特別開港場は何れも凋落の一途を辿つた。更に貿易上の收支狀態は、明治四十一年迄は先づ本島も建設時代と見るべきで殆ど入超であつたが、其の後は偶々大正二年が砂糖の大減産で例外を示した外は悉く出超を持續して居る。之れは外國貿易では歐洲大戰當時の出超時を除いては概ね入超を示してゐるが、本島産業の顯著なる發達を基調とした移出貿易の隆昌、即ち専ら内地貿易に於ける大出超が齎した結果に外ならぬのである。

二 倭と本島内外貿易は ▲明治三十年の三千萬圓臺から同三十九年の五千萬圓臺に進み、其の後糖業の勃興に依り、砂糖の移出と製糖機械類輸入の爲に ▲四十二年には一億圓を突破し ▲大正元年には一億二千五百餘萬圓に上つたが ▲同二年と三年とは砂糖の減産と一般商況の不振に依つて些か減退した。しかし ▲同四年は歐洲戰亂、米價下落等の影響に因り、輸入は稍々不況であつたのに拘らず、輸出と移出入とは概して好況で、貿易總額に於て一億二千八百萬圓臺を示し ▲五

年は島内産業の好調に依り益々増進し、更に▲六年は砂糖、酒精、米の輸出と對支仲繼貿易が益々活躍した上に、油槽、包席の輸入、鐵材、肥料、海産物、小麦の移入の増進に因つて、總貿易額は二億を超過すること實に三千四百餘萬圓に上つた▲七年は諸物價と銀價の昂騰、支那南北の抗爭、米國の輸出入品制限、交戰國の休戰條約締結等、一時經濟界に影響する各種の事件が續出したが、本島の經濟界は概して順調を維持し、隨つて貿易總額も亦増進し▲八年に至つては交戰國の媾和成立し、本島に於ても企業熱盛んにして戰時中をも凌ぐ活氣を呈し、内地の影響を受けて諸物價著しく昂騰し、而かも砂糖、米等が此の頃から特に發展を告げ其れ等の内地移出が急激に殖えたのと、農民と勞働者の收入増加し貨物の賣行良く輸移入共に激増したので、貿易總額は前年より三割六分五厘増の三億三千二百萬圓に上つた。然るに▲九年は内地經濟界と共に戰後の反動期に入り動搖甚しく爲に輸出入貿易は衰退したが、移出に於て實質は悪化したのに反して其の價額が増加したのと、移入も經濟界好況時代の惰力に依つて尙ほ好況を持続し得たから、貿易總額は三億八千八百萬圓といふ新記録を留めた。越へて▲十年は前年來經濟界不況の結果が著しく現はれ、一般商業界並に産業界は停滞沈澁を極めたのと、物價の低落著しかつたとに因り貿易總額は二億八千六百萬圓と一舉に一億二百萬圓を低下するに至つた。▲翌十一年は經濟界が一層の不況に沈み遂に回復の模様なく、移出及び輸移入の減退著しかつた。め輸出は幾分の好成績を收め得たが、總貿易額は更に九百萬圓を減退した。然るに▲十二年には輸入を増加したが移入の衰退著しかつたため輸移入額は減少したが、輸出の不況に對し移出が頗る好況であつて、輸移出額が増加した結果、貿易總額は三億八百萬圓に上り、前年を凌駕すること三千萬圓であつた。▲十三年は輸移出入共一齊に増進し、特に輸出が好況を示したから、貿易總額は一躍三億八千萬圓を越え、前年に比し七千八百萬圓の激増を示した。次いで▲十四年は輸移出入共増々増加し、其の總額は遂に四億四千九百萬圓に上つた。

然るに▲昭和元年は内地貿易の衰退に主因して總額は四億三千四百萬圓となり▲翌二年は内地財界未曾有の混亂に逢着したが、内臺貿易には大なる影響を見ず、唯輸出の不況に基き更に百二十萬圓を退き、總額四億三千三百萬圓に降り、▲三年には支那の排日で外國貿易甚しく不振に陥つたが、内地貿易は益々増加した爲め總額では却て五百萬圓を増加し

四億三千九百萬圓に上つた。次で▲四年には排貨も鎮まり且つ外米の入津で外國貿易増加し、内地貿易に於ては益々好況を告げ殊に砂糖増産の結果移出激増し、内外總貿易額は四億七千六百萬圓に上り、從來の最高記録たりし大正十四年を凌駕して茲に新記録を作つたが▲同五年は銀價の暴落と外米の輸入制限の爲め外國貿易が甚しく萎縮した上、内地貿易は米の移出は激減したが、砂糖、芭蕉實、鑽石の増進によつて、量的には寧ろ増加を示した。併し道に財界の沈衰に伴ひ物價の低落に原因して總貿易額は前年よりも六千七百萬圓を減退するに至つた。▲同六年の貿易は一般的物價低落の影響を最も大きく受け、量的に著しく膨脹を續けて居た移出でも價額では一千七百萬圓の減退を來した様な次第で、不況の折柄量的に衰へたる輸出入や移入貿易の沈澁は想像に難くなく結局輸移出入共に一齊不振を呈したから、總貿易額は遂に四億圓臺を割つて三億六千六百萬圓に降つた▲同七年は、前年末の金輸出再禁止で財界に曙光を兆し、殊に下半年期は政府の自力更生の強調と徹底的な時局政策の遂行とにより、財界が本格的に見直つたから、唯輸出が排日に禍され豫期に反した結果を招いた外は皆伸張を告げ、茲に兩三年衰運を辿つた貿易も漸く一轉し、前年に比し三千八百萬圓を増加し四億五百萬圓となつた。▲八年は、前年からの内地の好況を反映して、一般に産業の収益が増大し購買力が大いに動き出した爲、輸移入貿易は一層助長され、一方輸移出貿易でも輸出こそ排日等に崇られて些か不勢に了つたけれども、移出が内地の旺盛な需要に乗つて進展したから、總額で更に二千八百萬圓を累加して四億三千三百萬圓に達した。▲九年は、排日貨の緩和、銀貨の昂騰による對南支南洋輸出の復活、對滿取引の進展、紅茶の世界的躍進等を見たる外、重要物産の生産増加と、其の價格の騰貴が特に移出貿易に拍車を加へて、輸移出貿易に格段の進境を齎したる一方、輸移入貿易も一般市況の好調と産業の發展を基調としたる物資需要の増大に隨伴して、之又股賑を極め、結局總額五億二千萬圓と改録後の最高記録を印した。▲十年に於ける貿易の環境は前年の状態から一層良化した上に、輸移出は特に砂糖が大増産を告げた爲、又輸移入は四月中旬地方に未曾有の震災は有つたが、寧ろ復興物資の荷動となり、爰に又復新紀元を劃し總額六億一千三百萬圓に上つた。▲十一年は彼の二、二六事件で財界は一時異常の衝擊を受けたが、事態速に落着いた爲其の基調に何等の變化を來すことなく、寧ろ年來の非常時財政と低金利とで經濟的活動は愈旺盛となり、特

に本島の移出貿易に最大の好果を齎したが、惹いては移輸入貿易を助長した。此の結果輸出貿易は偶々昨冬來の銀價暴落と、更に本夏に及んで再然した排日貨とで逆轉を餘儀なくせられたけれども、總額は更に前年の記録を改新し六億八千萬圓の巨額に上つた。▲昭和十二年は前半に於ては輸入を除き其他は好調裡に推移し特に移出入貿易などは準戰時經濟體制への移行に依る物資の國內的移動の活潑化と物價の騰勢とを反映し異常の躍進を遂げた。然るに下半期は支那事變の爲戰時經濟政策の調練を受くること最も顯著であつた輸入貿易が更に一段頹勢を餘儀なくされたことは想像に難くないが輸出も移出も程度に輕重こそあれ齊しく事變の影響を受け或は後退し或は豫期の伸張を結果するに至らなかつた。されども大勢は上半期の内地貿易の盛況を主柱として輸移出に於ても移輸入に於ても未曾有の膨脹を告げ總額七億六千二百萬圓と新に七億圓臺を記録するの好成績を挙げた。以上の貿易趨勢を摘録すれば左の如くである。

| 年次 | 輸出及移出 | 輸入及移入 | 合計 | 指數 |
|-------|---------|---------|---------|-----|
| 明治三十年 | 一四八、六八八 | 一六三、八〇〇 | 三一二、四八八 | 100 |
| 同三十四年 | 二七三、七〇三 | 三〇九、七一〇 | 五八三、四一三 | 一八七 |
| 大正六年 | 一四三、七三六 | 八八、四三九 | 二三二、一七五 | 七五 |
| 同十四年 | 二六三、二四六 | 一八三、三九三 | 四四六、六三九 | 一四三 |
| 昭和元年 | 二五、四七五 | 一八、四二二 | 四三、八九七 | 一三 |
| 同二年 | 二四、六六二 | 一八、九四八 | 四三、六一〇 | 一三 |
| 同四年 | 二七、八九三 | 二〇、四九〇 | 四八、三八三 | 一五 |
| 同五年 | 二四、四一〇 | 一六、二五八 | 四〇、六六八 | 一三 |

| 年次 | 輸出及移出 | 輸入及移入 | 合計 | 指數 |
|------|--------|--------|--------|----|
| 同六年 | 三〇、八七三 | 一四、五三三 | 四五、四〇六 | 一七 |
| 同七年 | 二四、〇七九 | 一六、四九七 | 四〇、五七六 | 一三 |
| 同八年 | 二四、八三三 | 一八、五八八 | 四三、四二一 | 一四 |
| 同九年 | 三〇、五九六 | 二二、〇一一 | 五二、六〇七 | 一六 |
| 同十年 | 三〇、五七四 | 二二、三一九 | 五二、七九三 | 一六 |
| 同十一年 | 三九、九四九 | 二九、二八五 | 六九、二三四 | 二一 |
| 同十二年 | 四四、〇七九 | 三三、二三四 | 七七、三一三 | 二四 |

備考 本表には明治四十三年八月朝鮮併合後の滿十箇年間に於ける朝鮮移出入貿易を含まない

二 外國貿易 改隸當時關稅が低率であつた間は次第に隆盛に向ひつゝ、あつたが、明治三十二年以來數回關稅増課があつて先づ輸入を碍げられ、輸出方面でも砂糖、米の如き重要品は内地の需要増加に伴ふて販路を對岸から此の方に轉ずるに至つたので、一時は輸出入共に不振に陥らざるを得なかつた。然るに明治四十一年から大正元年に至る間は製糖業勃興して所要諸機械や甘蔗作用肥料等の輸入が激増した爲め、總體の貿易額も増加したが、其の後の數年は大なる變化もなくして▲大正五年に入つた。同年は砂糖の増産に加ふるに、戰爭の影響に依り糖價また昂騰し頗る高價を以て各方面に輸出され、樟腦も亦米國市場で未曾有の好況を呈し、燐寸、綿布、海産物等の支那への仲繼品も亦増加し、輸入に於ては阿片、油糟、ガンニ一露、包席等著しく増加したので、前年に比し一千八百八十七萬圓(六割六分九厘)の激増を來した。▲翌六年は船腹關係で烏龍茶の直輸出が激減したのに加へ、米が値高の爲め出減に終つたが、砂糖が空前の増産を示し、而かも取引活況を呈し、且つ又對支仲繼輸出が益々發展し就中小麥粉が一時的現象として非常に活躍したので結局輸出増加となり、輸入も亦好況にして、特に油糟、包席、ガンニ一露等の増加著しく、従つて前年に比し一千四百二十三萬圓、即ち三割強の増進を見るに至つた▲七年の輸出は烏龍茶と石炭は盛況であつたが、砂糖と樟腦が振は

なかつたので、割年に比し減退したのに反し、輸入貿易は外國米激増し其の他葉煙草、阿片、石油等の入増により幾分入超となり、總貿易に於ては前年よりも五百六十三萬圓の増進であつた。▲翌八年の輸出貿易は結局多少の増進を見たが、其の徑路に至つては頗る複雑なものがあつた。即ち爪哇向け包種茶は前年と大差なきを得たが、烏龍茶は米國市場の不況に依つて出減し、砂糖と樟腦は産額減少のために輸出數量を減じて、緩かに相場の高騰に依つて價額を増進し得、對岸支那の日貨排斥に拘らず石炭が産額を増進して南支南洋方面迄も販路を擴張するに至つた。さらに輸入貿易に於て、爪哇原料糖其の他重要品の増加があり、こゝにも亦總貿易價額は前年よりも三千二百八十餘萬圓の増進を來した。然るに▲九年の輸出貿易は、包種茶の南洋市場に於ける好況と、綿布、乾魚、鹹魚の値下りに取引活潑、共に増進し、石炭、樟腦も亦増額したが、一方最重要輸出品たる烏龍茶は米國財界の恐慌に禍せられ、砂糖は世界的不況の影響を被り、孰れも激減したから前年に比し四十餘萬圓を減じ、輸入貿易は油槽、木材、大豆等は價格の低廉に促され、鐵道材料、黃麻等は好況時代の餘勢に依つて優勢であつたが、爪哇原料糖は市場變化の影響を受けて激減し、米、小麥粉、石油等も亦不振であつたので、前年よりも三百七十餘萬圓を減ずるに至つた。▲十年は更に不況の度を濃厚ならしめ、前年に比し減退せること實に三千五百五十餘萬圓、之れ輸出に於て、烏龍茶が米國市況の恢復に伴ふて稍々盛返し、包種茶は量を減じたが價額を増し、其の他酒精、鹹魚、乾魚等も好調であつたに拘らず、砂糖、樟腦、石炭、其の他重要品の出減著しく、一方輸入貿易も亦小麥粉、綿織物等の數品を除いては、當時の重要品一齊に激減したから斯る結果を招いた。▲十一年の輸入は大豆、砂糖、包席及豆油槽等は好氣配であつたが經濟界の沈滞愈々深刻を極め、一般物資の需要頗る緩慢であつたため、結局減額したが、輸出が歐米向樟腦及び烏龍茶の好況と砂糖、セメント等の支那輸出盛んであつたため貿易總額は前年に比し三百五十萬圓を増進し得た。▲十二年の輸出は烏龍茶、酒精、錫、龍眼等は好勢であつたが、樟腦が内地工場よりの輸出増加の爲め激減し、砂糖、セメント、綿織物等も亦不振であつたから結局減少した。しかし砂糖、葉煙草、大豆、米等の不況に對し、水力電氣及び埤圳建設用の臨時品と、製粉及び製麻原料の小麥、黃麻等が増加し、硫酸安母尼亞、毛織物等も好況であつて輸入貿易額が増進したため貿易總額は前年に比し七十餘萬圓を増加した。

▲十三年は輸出烏龍茶並に樟腦が米國政情のもたらした爲替相場の動搖に妨げられ年初以來不振を告げ、下半期に入り稍々活況を呈したが結局減退した。然るに石炭、砂糖、酒精等の増産、海産物並に綿布類が爲替の有利に刺戟されて輸出大いに増進し、輸入は大豆槽、硫安等の肥料が米糖の好況に伴ひ、大豆、小麥、木材が免税關係に依り、ガンニー囊がアンペラに代つて何れも激増し、其の他葉煙草、毛織物等にも増加を見、僅に砂糖、包席、阿片が減少しただけであつたから貿易總額は前年に比し結局二千二百萬圓を増加した。▲十四年は鹹魚の仲繼衰退、再製糖の不振を見たが一方綿布、錫等の仲繼品、石炭、烏龍茶、包種茶、樟腦、其の他の重要産品が支那時局の影響に、或は南洋方面の好況に促され輸出増進し、輸入は數年來米糖の好況に大豆槽、硫安等肥料の入津愈々激増した上に、ガンニー囊が包席に代り、外米が蓬萊米の移出増加に連れ孰れも進境を示したので、木材、小麥、其の他減退したものが多かつたけれども、貿易額は結局千五百萬圓を増加し始めて一億圓臺を出現した。

昭和元年は再製糖が相場不振に、樟腦が獨逸人造に壓せられ不況に了つたが、石炭、包種茶、セメント等の本島産品並に綿布類、海産物等の仲繼品が殆ど前年同様の事情に依り増加し、輸入は豆槽が米價不振に依り、阿片が在庫關係に基いて減退したが、米が免税廢止と共に直輸入に復り、硫安の賣込競争熾烈を極め其の他の各品は爲替急騰の爲め量的増加に反し價額の低落せるもの多かつた。けれども結局敝上の事情に依り貿易額は前年の増加に更に六百八十萬圓を加へた。▲二年は、輸出貿易が海産物の増産に依つて其の出荷に幾分増進を見た外は、石炭が島内需要の好調と排貨に綿布が財界動搖と外國品出廻に妨げられ、其の他茶、砂糖、セメント等の主要品と共に殆ど一齊不況に歸し減退し、一方輸入貿易は大豆槽、阿片、包席が相場崩落し、原料糖の入荷亦不振であつたが、偶々外米が激増したのに主配され進境を告げた。しかし輸出の減少を補ふて足らず結局總貿易高は前年に比し九十萬圓弱を萎縮するに至つた。▲三年は樟腦が米國市場の好轉に伴れて出増した外は石炭、海産物、砂糖、其の他輸出主要品の殆ど全部が、主として排日の爲めに取引阻止せられて減退し、一方輸入は肥料と大豆が目立つて増加したのみで、米が在庫の豊富、米價の低落に遮られ、砂糖が再製輸出の不振に原因して著減したので、結局出入共に頗る不況に歸し、貿易額は最近數年間持續した一億圓臺

を割つて九千二百萬圓に降つた。▲四年は烏龍茶、樟腦等對米輸出品が不振に終つた。め綿布、海産物、酒精等對支主要品が排貨の終熄に依り相當増したけれども、結局減少を招いた。しかし輸入は硫安が減退した外は米、豆類其他主要品の大部分が好況を呈し、殊に前者が旱魃に依る島米凶收に原因して入荷激増したから、其の總額は前年に比し五百五十萬圓を増加して九千八百萬圓を計上した。▲五年は糖蜜が歐洲市場へ進出した外は酒精、茶、樟腦、石炭等の本島産品及絹綿布類、海産物等の仲繼品が一齊に銀價の慘落と、一方内地對南支直航路新開始の二重打撃を受けて減退し、又米が全國的豐作と輸入制限の影響を蒙つて激減を來し、輸入貿易不振の主因を作つたのと、尙農産物の非勢に依り購買力の減退と物價の低落とで肥料、木材、大豆、燈油、ガンニ一囊、穀、小麦等が孰れも不振を告げた結果、其の貿易額は前年に比し三千萬圓を減退した。▲六年は砂糖とセメントが増産、樟腦が値下、紅茶が販路の開拓で共に増したけれども、包種茶、乾鹹魚、酒精、綿布、石炭等が極度に不振を呈し、又輸入は、増加せるものとしては石炭を除いて見るものなく、肥料、大豆、米、穀、ガンニ一囊、小麦、鐵材、木材、燈油、重油等總べて不振に終つたから、出入共引續き萎縮し總額で一千七百六十萬圓減の五千三十萬圓となり、僅か四五年前に於て一億一千萬圓を稱へた本島外國貿易も茲に全く半減するの己むなきに至つた。▲七年は金輸出再禁止で爲替暴落を告げ、輸出入の採算に革命的な變調を齎し、輸出に進展を輸入に退却を豫期されたが、輸出は排日貨と爪哇茶況不振の影響を最も大きく蒙り包種茶、石炭、セメントが著減したので寧ろ減退し、輸入は偶々消費米の不足から、外米の輸入を許可せられたのと、一般に量的には減つたが、原價の騰貴によつて價額を補はれたので反つて増進した。然し結局總額では前者の減差がより大きかつたため百二十二萬圓を減少し遂に四千九百萬圓臺に退下した。▲八年は輸出は爲替の有利と外に好條件があつて、樟腦、紅茶等に著しい進境を告げたが、一方に國內的の需給事情で砂糖が激減した上、對支貿易が排日や政情不安、其他關稅引上等で振はず、殊に綿布に著減した爲、引續き衰退を辿つた。併し輸入が米と阿片を除いては、島内の好況で一般に需要擡頭し、爲替の不利も概して障礙とならなかつたから、旁々原價の昂騰で輸入價額を膨脹したものが多かつたのとで、肥料、大豆、ガンニ一囊、穀、重油等の激増を來して進展したから、總額で四百萬圓を恢復して五千三百萬圓を算した。

▲九年は、輸出に於て樟腦と石炭が供給不如意に因り不振を呈したが、其の他は特に紅茶が主産國の輸出制限に乗じて大飛躍を演じたる外、包種茶、綿織物、燐寸、石油等より以下諸重要品殆ど一齊伸張を告げた爲、茲に年來の非勢を一舉に挽回し、一方輸入に於ては大豆が減收と高値に仰制せられ、其他米、黃麻、石炭、葉煙草、木材、燈油等減退したものが相當あつたが、農村の好況と耕地の擴大とに依り肥料が激増し、其の外揮發油、ガンニ一囊、鹽等の著しき入増を以て之を補ふに餘り有つたから、輸出入合計六千四百五十萬圓に上つた。▲十年の輸出は、紅茶と樟腦との不況に依り歐洲方面に對しては減少したが、排日運動の緩和と銀相場の暴騰とに因り砂糖、絹織物、生豚、綿織物等の對支及び香港方面への輸出激増し近年稀に見る盛況を呈した。一方輸入貿易も爲替關係は不利ながら、島内の旺盛なる物資消化力に依り大豆、鹹魚、重油、揮發油、セメント等の入荷を促したる外、官業關係の葉煙草及び阿片の輸入も好調であり、更に肥料とガンニ一囊とが相場或は品種關係で數量を減少せるにも不拘價額を増進した特殊事情もあつて、之亦引續き増勢に出た結果、總額で一千六百九十萬圓を増加して八千五百五十萬圓に達した。▲十一年は紅茶、樟腦、鳳梨罐詰、粉茶、珪素鐵等を主要品として歐米並に新市場への輸出は進展したが、昨年十一月の支那幣制改革後の銀價暴落と本夏再燃した排日運動との爲、砂糖、綿織物、毛織物、芭蕉實、鹹乾魚、石炭等の支那香港方面向輸出が極度に衰微したる外、南洋向包種茶も紅茶の優勢に抑制されて萎縮し輸出貿易は逆轉した。之が爲反面有利となつた輸入は他の好條件にも誘はれ穀、セメント、木材、機械類、アルミニウム原料、其他日用品等の入荷に活況を呈し、尙大豆、豆粕等の如き數量の減少したもので値上りの爲價額を膨脹したものもあつて増進したけれども、以て輸出の非勢を蔽ふに足らず總額七千七百九十萬圓に落ちた。▲昭和十二年は前半比較的好調であつた對支輸出が支那事變勃發後殆ど全滅の悲哀を喫したが幸ひ紅茶が烏龍茶と樟腦の不況に代り米國を首班としイラン及埃及を除く世界の各主要市場に躍進したのを要因とし更に羽毛が主要消費國米國等との直取引開拓に依り意外の好値を示現し、鳳梨罐詰が歐洲新市場への進出を遂げ其他肥料、綿織物、絹織物、石炭等が事變前支那香港方面へ活躍した餘蘊として尙増加の結果を得た事等を副因として少額ながら進境を示した。然し輸入に於て大豆、包廩、石炭、生果、汽罐等に入増を見たが穀を筆頭に木材、綿織物、麻織物等

が事變の直接影響で減退し又肥料、セメント、ガンニー囊、葉煙草等が國內自給の促進に抑壓せられ減退を來した爲輸出計は七千四百十萬圓に萎縮した。左の諸表を觀れば則ち我が外國貿易の狀勢を察知することが出来るであらう。

外國貿易品累年價額

| 年次 | 輸出品價額 | 輸入品價額 | 合計 | 輸入超過△は出超 |
|-------|------------|------------|-------------|--------------|
| 明治三十年 | 一三、七五三、一〇〇 | 一三、六九二、五九八 | 二七、四四五、六九八 | △ 九三、九〇二 |
| 同三十四年 | 九、四七一、四三九 | 一一、三〇六、六五五 | 二〇、九二八、〇九四 | △ 一、四九七、二五六 |
| 大正六年 | 四〇、二五九、九一 | 二二、〇九三、七六六 | 六二、三五三、六七七 | △ 一九、一六四、四五 |
| 昭和二年 | 四四、九七七、〇七 | 六五、八四〇、三九六 | 一一〇、八一七、四七三 | △ 二一、四三三、六八九 |
| 同四年 | 三三、八七九、七七 | 六四、五四一、〇三 | 九七、七九〇、八〇 | △ 三一、三三三、〇〇 |
| 同五年 | 三二、〇七九、六三 | 四九、一三三、一九三 | 八一、二一三、八二六 | △ 一七、〇三三、三六九 |
| 同六年 | 一九、四八八、七九 | 三〇、八八八、八六 | 五〇、三〇七、六五五 | △ 一〇、〇〇〇、七 |
| 同七年 | 一八、〇四五、一五〇 | 三三、〇四〇、八三 | 四九、〇九六、〇〇三 | △ 一三、九四五、五三 |
| 同八年 | 一七、六六六、四一八 | 三五、四七五、四三 | 五三、一四一、八五 | △ 一七、八〇一、二五 |
| 同九年 | 二六、五八一、四〇九 | 三八、〇〇三、九七七 | 六四、五八五、三八六 | △ 一五、三三三、五八 |
| 同十年 | 三六、五四四、一九〇 | 四四、九六九、九〇九 | 八一、五二四、〇九九 | △ 八、四三三、七一九 |
| 同十一年 | 二九、〇五九、九六〇 | 四八、八五五、四一九 | 七七、九一五、四七九 | △ 一九、八〇〇、四三九 |
| 同十二年 | 二九、九一六、〇九 | 四四、三六八、八八 | 七四、二八四、九七 | △ 一四、三三三、〇九 |

重要輸出品累年價額

| 年次 | 烏龍茶 | 包種茶 | 石炭 | 砂糖 | 綿織物 | 乾魚及鹹魚 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 明治三十五年 | 六〇、三三三、三四 | 四、〇六三、 | 一、五五八、 | 一、〇五九、一六五 | 九、六九 | 二、〇八〇 |
| 同三十四年 | 三九、四四六、三七 | 一、二六八、三三二 | 一、一三三、五三 | 一、三三三、六六 | 八、七三四 | 六、九九五 |
| 大正六年 | 一七、三二〇、七三 | 二、六七一、六七 | 一、八一八、五九 | 一、五七五、三三六 | 一、四三三、九〇七 | 一、七〇九、〇六 |
| 昭和二年 | 五、〇二六、二二 | 六、四四二、七四 | 六、一七四、八八 | 二、五五〇、七三〇 | 三、一八〇、三三七 | 三、七四六、三〇三 |
| 同四年 | 三、四三三、三六 | 五、七五九、四〇 | 三、三〇八、五三〇 | 四、五三六、七一 | 四、六四六、二七 | 三、九三三、〇一六 |
| 同五年 | 二、六〇八、六三九 | 五、七五九、四五 | 二、八七二、四四〇 | 六、七八〇、七 | 一、八四三、五三三 | 一、四三六、三三四 |
| 同六年 | 二、三五〇、八四五 | 四、四九二、六一 | 二、二九五、二二四 | 二、三五六、五三〇 | 一、一九九、一四五 | 四、八二、七六 |
| 同七年 | 二、八〇三、三二六 | 一、八六六、七四三 | 一、三二五、八〇五 | 三、一七四、四七七 | 一、〇五四、四六八 | 五、四四八、一五 |
| 同八年 | 二、八九四、二四五 | 一、八六六、五六 | 一、五三〇、五五七 | 五、六三三、二四九 | 三、六三三、四六 | 六、〇三〇、四六 |
| 同九年 | 三、一七三、六〇 | 二、六四一、六六 | 一、三六七、四七九 | 一、三三二、二七七 | 一、〇五五、一七六 | 一、四九五、二九三 |
| 同十年 | 三、八二四、二八九 | 二、八一四、九七五 | 一、三三四、二九六 | 五、五五五、五三三 | 二、〇八二、〇八一 | 一、六〇三、七二〇 |
| 同十一年 | 二、九五四、七二六 | 二、二九三、四五 | 一、二六八、三九 | 二、六二二、〇七三 | 九〇一、四八七 | 五、〇〇五、六三 |
| 同十二年 | 二、五九九、二五 | 二、四四六、八二 | 一、二六九、三三三 | 二、五六〇、四九六 | 一、二九〇、一〇一 | 一、〇〇一、三〇 |

備考 本表の外、酒精、米、燐寸、苧麻、錫、セメント、蜜柑、鳳梨罐詰、芭蕉實、紅茶、絹織物等の重要品がある

| 年次 | 阿片 | 米 | ガンジー | 大豆 | 木材 | 硫酸アムモニウム | 大豆糖 |
|--------|------------|-----------|-------------|-------------|-----------|--------------|----------------|
| 明治三十五年 | 一四七、六三三 | 三六、八九三 | 一八、四七九 | 九、五五五 | 四三、二六〇 | — | — |
| 同三十四年 | 二二七、九六四 | 一九、〇五五 | 一一、六三一 | 四、八七五 | 三三、四六九 | — | 七、一〇四 |
| 同三十二年 | 三八七、八四九 | 四三、〇六三 | 一一、九〇九 | 四、三二二 | 五七、三三四 | — | 四、五三、五七〇 |
| 大正六年 | 八三、七二五 | 一、五四七、三三八 | 二、四一、四六三 | 二、六二、一九三 | 二、六九、二四三 | 八、六七、〇〇〇 | 一、三、八、九七二 |
| 昭和二年 | 一〇八、一六八 | 一〇、二八、二九〇 | 二、八四、二八四 | 四、二六、三三〇 | 二、九四、六三三 | 八、四九、二〇五 | 一、三、七、七、八三三 |
| 同四年 | 一、一三、三三五 | 一、〇一、一七三 | 二、四〇、七五三 | 二、六八、〇一〇 | 一、四九、九六九 | 七、八五、二二七 | 一、〇、二、五、二一九 |
| 同五年 | 一、二八、五六六 | 五、六、四九四 | 一、六五、二八三 | 一、五三、七二五 | 一、〇三、七六三 | 六、一九、六〇六 | 七、三、五、四、四三三 |
| 同六年 | 七、七、七九三 | 一、九三、九七一 | 一、三三、七〇〇 | 一、八〇、〇九三 | 五、五、六、八〇六 | 二、二六、九八八 | 一、〇、三、四、一、〇四一 |
| 同七年 | 一、四、八、五九 | 四、八、三〇三 | 二、七、八三〇 | 三、〇三、八二〇 | 二、八三、二六七 | 三、八、六、八五五 | 一、一、九、三、三、五六 |
| 同八年 | 一、〇、六、〇〇 | — | 三、二、〇、〇九三 | 二、六、五、六、〇〇六 | 一、八、三、六四 | 五、五、三、三、六〇七 | 一、一、〇、四、四、七、五 |
| 同九年 | 四、九、二、四五 | — | 三、五、六、三、七九 | 四、二、六、四、五七三 | 一、七、六、三二 | 五、一、六、四、六〇八 | 一、四、六、一、三、八、八五 |
| 同十年 | 一、三、三、六、四七 | — | 三、三、六、〇、五七〇 | 四、四、三、三、二八二 | 六、四、三、三、九 | 三、四、七、〇、九、五九 | 一、四、七、九、三、四、一〇 |
| 同十一年 | — | — | — | — | — | — | — |
| 同十二年 | — | — | 二、七、五、九〇〇 | 五、〇、五、五、九七〇 | 四、九、四、四、六 | 一、四、一、二、六、二五 | 一、三、五、七、四、六、三三 |

備考 本表の外、砂糖、燈油、綿織物、機械類、包席、鐵材、葉煙草、小麥、穀、重油、揮發油、黃麻等の重要品がある
 三 内地貿易 内地貿易は外國貿易の兎角渺々しくなかつたのに反し、移出入共に年々順調に發展し、明治三十年

の五百八十萬圓から大正十年には三億圓臺に、昭和九年には四億圓臺に、更に翌十年は躍進して五億三千萬圓に上つた。これには運輸交通の便を始め、産業の發達、文化の向上、物價の騰貴等種々な原因もあるが、移入に就ては數次改訂された關稅の保護に負ふ所が多い。しかして其の移出貿易は本島の二大重要品たる砂糖と米の増産と共に發達し、芭蕉實、帽子、木材、鑽石、銅、鳳梨罐詰、酒精、樟腦、樟腦油、鮮魚介、食鹽等も亦産額を増して之を助長し、移入貿易は綿布を筆頭に、鐵材、各種肥料、木材、海産物、紙、煙草、酒類、米、小麥粉、各種車輛、機械類、燐寸、セメント、ガンジー囊、石油、毛織物、メリヤス肌衣、製帽原料等の増進に依つて發展を告げて居る。以下大正六年後の移出入概況を説明しやう。

大正六年は樟腦油及び生皮が在荷薄にて稍々出減を來したが、砂糖と米が著しく増加した上に、輸出烏龍茶の内地經由と酒精、芭蕉實等一般好況のため移出増加し、移入に於ても鐵材、海産物、小麥粉、其の他殆んど一齊に増進したから總額一億七千三百萬圓に達した。▲七年の移出貿易は砂糖を始め銅、樟腦油等が出減したが、内地米價の暴騰は本島米の移出を激増し、酒精、鐵、樟腦等も亦増出したので、移出全體に於て幾分の増進を來し、移入貿易に在つては肥料、セメント等は島内の増産又は輸入の増加に押され移入減少し、乾魚、鹹魚、小麥粉等も産地品薄の爲め減退したが、燐寸、木材、鐵製品其の他の雜品の移入好況であつたから結局増加を來し、總額一億七千六百萬圓を算した。▲八年の移出貿易に至つては僅に樟腦外數品が減じたのみで大部分は増加し、殊に爪哇糖を原料とせる再製白糖に於て著しく、米、酒精も内地市價の昂騰に伴ふて活氣を呈し、移入貿易に於ても島内一般經濟界は頗る好調子で、本島人間の購買力を旺盛ならしめた結果、諸物貨の移入が著しく増加したので、結局前年に比し殆んど五千六百萬圓、即ち三割一分を増進し茲に二億圓臺を出現した。▲九年は移出貿易に於て砂糖は著しく其の數量を減じたに拘らず、産額の不足と爪哇糖再製菜の不振とに因り價額は反つて激増し、樟腦も亦數量を減じ乍ら價額を増し、其の他石灰、木材、樟腦油、鳳梨罐詰等も亦好況であつたので、米、酒精等の出減にも拘らず尙前年より約三千九百萬圓の増加となつた。又移入貿易も綿織物、清酒、燐寸、製糖機械等の重要品は不況であつたが、砂糖の増産豫想と、財界股盛時代の情力とに依り肥料、其

の他鐵、木材等の建築材料及び砂糖等が好況であつた、め頗る増加したから、移出入總額に於て前年を凌駕すること六千萬圓にして常に三億圓に垂んとした。然るに▲十年に至るや、其の移出では米は内地市況の好調に因り、芭蕉實は其の産量の増加に由り、其の他樟腦油、銅、鯨節、鳳梨罐詰、麻織物等も夫々増進を見たが、樟腦は内地セルロイド工業の不振のために衰退し、砂糖と酒精は數量に於てこそ激増したが、相場の下落に遭ふて價額は反つて著しく減退し、ために總體に於ては量を増して價を減ずるの結果となつた。移入でも綿及び絹織物、清酒、製糖機械其の他二、三の好況を呈したものがあつたに拘らず、急轉直下した財界の不況と、由つて來たる價格の下落とは、肥料、紙、鐵道材料、砂糖、大豆、木村、燐寸、小麥粉、錫等の重要諸品をして一齊に減退せしめた結果、總貿易額に於て前年に比し實に七千萬圓を減せざるを得なかつた。▲十一年に至り、移出では芭蕉實、食鹽、鯨節、樟腦、紙帽子、石炭及び木材等は増進したが、米が内地市況の軟調に遮られ移出進捗せず、砂糖、酒精及び麻織物等の數量は増加したが價額が下落した、め總額に於て幾分の減退を來し、移入も米、綿絲、鐵道建設材料、鐵道車輛、製帽原料等を増加したが、經濟界の引續く沈滞に伴ひ綿及び絹織物、セメント、木材、製糖機械、麥酒及び其の他重要品の殆ど全部が不況であつて、全體として極めて不振であつた、め總額は二億九百萬圓臺に落ちた。▲十二年は經濟界が引續き不況で、物資の消化力が衰へた、め、纜かに錫、セメント、麥酒、メリヤス肌衣、石鹼、菓子類、ガンニー囊等が増進した外、重要品の多くが一般に振はず移入貿易額は減少した。然し移出が麻織物、帽子、銅等は減退したけれども米、芭蕉實、砂糖、樟腦油、酒精、木材等の好調で貿易額を増進した、め、貿易總額は前年に比し三千百萬圓の増加となつた。▲十三年は米、砂糖、芭蕉實、食鹽、樟腦、麻織物等の重要品が一齊に増加し、特に蓬萊米及び砂糖の目覺しき活躍は移出貿易の發展を醸成し、一面農村好況に促され綿布、肥料、小麥粉其の他移入重要品が概して好調を持し、免稅外米の轉入、仲繼海産物の移入亦増大したので、貿易總額は再び三億を壓するに至つた。次で▲十四年は砂糖の市價崩落、芭蕉實の減産、樟腦の不振等を見たが、蓬萊米の激増せると酒精、木材、切乾薯等の増産又は内地市場の好況により其れ等の移出頗る盛況を告げ、移入は免稅外米、蓬萊米の補充として旺んに轉入し、其の外綿布、肥料、鐵、小麥粉、錫等大多數のものが農村好況並に仲

繼輸出の好勢に因由して入荷股賑を極めたから、四千三百萬圓を著増し結局出入總額三億圓を超過すること四千五百萬圓に及んだ。

昭和元年は芭蕉實、樟腦、樟腦油其の他多數が増進するも、最重要品たる米糖の相場が豊收に依り崩落をしたので、移出は前年に比し著しく退歩し、移入も綿布と木材が増加した外は概して不況を辿り、就中米が免稅復活の爲め從來の内地經由移入激減し、肥料が米價の不振と更に疏安の直接輸入に制せられ、且つガンニー囊が米、芋の不振を反映して共に入減した、め、結局貿易額は前年に比し二千百萬圓を減するに至つた。▲翌二年は砂糖、芭蕉實、酒精、樟腦、パナマ帽等主要品の多數が減産で出荷不振に終つたが、米、鳳梨罐詰等増産を告げ、殊に米が未曾有の豊作で、移出激増したけれども前者の不振を補ふに足らず、移入も鐵材、木材等の建設材料を増加したが、綿布が財界動搖と仲繼輸出不振に、肥料が島内製造と直接輸入に遮られ、錫が凶漁に依り共に萎微し之れ又減少を見るに至つた。けれども財界大混亂の内にあつて、殆ど其の影響を受くることなく、總貿易額は前年に比し僅に三十萬圓の減差に止つた。▲同三年は米が幾分減收であつたのに加へ内地在米豊富、米價低落し爲め移出甚だしく不振を呈し、其の他木材等取引の減退を見たが、砂糖が未曾有の増産で激増したのに主因し、帽子の歐米輸出又頗る好況を示したのと相俟つて多大の出増を招致し、一方移入も僅に海産物が凶漁で減退した外は木材、鐵材等の建設材料を初め麥酒、清酒等各主要品が一齊に好轉した爲め、多大の進展を告げ其の總貿易額は三億四千七百萬圓に上り、前年に比して二千三百萬圓を著増した▲四年は米が前年來不作減收し、芭蕉實も風害を受けて收穫豐ならず共に出減したが、一方砂糖、帽子、鳳梨罐詰、鑽石、樟腦等主要品の大部分が好況を呈し、殊に砂糖は前年に引續き増産したから移出額激増し、移入も綿布、海産物が仲繼輸出の盛況と相俟つて入増し、木材其の他各主要品の全部が一般に好調を辿つたから出入共に増加し、殊に移出の激増に主因して、總額は前年に比し三千二百萬圓を増加して三億一千九百萬圓となり、新記録を作つた。▲五年は米の全國的豊作豫想で相場崩落し其の移出減額が一千萬圓以上に達したが、砂糖、芭蕉實、鑽石等主要農産品の出増に援けられた、め、尙前年に亞ぐの好況を示した。移入は疏安、セメント等が内國品の増産によつて入増したが、諸物價の低落と購買力の減

退乃至は中繼貿易の不振のため主要品たる絹綿布、乾鹹魚、木材、鐵材、小麥類、帽子原料、其の他一般商品が類勢を辿つて貿易額の萎縮を來した結果、其の總額は最高記録たる前年に比して三千七百萬圓を減退した。▲六年は移出に於て、鹽、鮮魚介、樟腦及び樟腦油等三、四不勢に終つた外は、米が内地の凶作に刺戟せられ砂糖、芭蕉實、鳳梨罐詰が増産に主因し、帽子が買氣擡頭し、酒精が輸出難で内地との商談を進め共に出荷旺盛を極め、全般的には前年に増して活況を呈したが、何分物價低落に大影響を蒙り殊に砂糖の價額だけで二千百萬圓を減少し、移入は製帽原料が驚異的增加を告げた外、ガンニー囊、燈油及び輕油も可なり進境を示したけれども、其の他に見るべきものがなく、肥料、水産物、自動車、紙巻煙草、鐵材、麥酒、セメント、罐詰食物、小麥粉、鐵製品、木材及び仕組板等をはじめ一般諸品が殆ど一齊減退した。▲七、八年の貿易は、殆ど例外として移出の芭蕉實、帽子、移入の製帽原料等小部類の重要品に不振を示したが、大勢は物資消化力の増大と生産供給力の豊富とが基調となり、他面物價の騰貴が之を助けて著しく發展し、就中移出では、米と砂糖の大幅増が主因となり、移入では肥料、米、木材等の増加したのを主なものとして、以下小麥粉、毛織物、銅、建築材其の他一般諸品が殆ど一齊増勢を辿つた。▲九年は、總額で前年から約四千萬圓を恢復し三億五千六百萬圓を算した。▲八年の移出は、砂糖、揮發油、樟腦油等が減産により、又鳳梨罐詰が増産であつたが市價維持上の餘儀ない手控で共に減退を招いたが、其の他は一般島内供給力が豊富であり、又偶々豊富でないものにあつては海外賣等を控へて需要好調な内地市場へ引當てた爲、酒精、米、鹽、切乾薯、石炭、鮮魚介、糖蜜等を主なるものとして以下殆ど一齊に出増し、移入も亦本島經濟事情の良化と産業の發展とを基調として一般物資の需要が旺んであつたから、味ノ素類、鰵、靴等二三不勢を示した例外はあつたが、肥料、鐵、製帽原料、絹綿布、セメント、木材、紙、絲類、メリヤス肌衣、清酒、乾鹹魚、石鹼等多數のものが顯著な増加を告げ、結局移出入共に遞増し、總額三億八千萬圓となつた。▲九年は、内地米が大減收を招いた爲、恰も空前の豐收を告げた本島米が其の高價と相俟つて三千七百萬圓の移出増加を示した外、砂糖、酒精、帽子、鹽、樟腦、切乾薯、鮮魚介、樟腦油、紅茶、芭蕉實等移出重要品の大部分が需要の好調と相俟つて騰貴に惠まれ價額を著増した爲、茲に移出

は改譯後の最高記録を作つた。又移入貿易も、製帽原料が手持過多と旁々帽況不振氣構による移入手控へで激減したが、其の他は概ね好況を辿り、就中、肥料、絹綿織物、自動車、鐵材、ガンニー囊、小麥粉、味ノ素類、絶縁電線、燐寸、清酒、鰵、紙等の顯著なる進境により之又未曾有の多額に上り、畢竟移出入合計に於て四億五千萬圓を算した。▲十年には、内地米の引續く凶作で本島米の高價取引を促し、量では前年に及ばなかつたが價額を著増し尙鳳梨罐詰、鹽、芭蕉實が内地の好況に投じて出増した外、産糖の激増に依つて殊に砂糖と糖蜜の大量出荷を見たので移出貿易は更に前年の記録を破り、一方移入も島内各種物産の増産高價に購買力が増進したから旁々中部地方の震災に對する復興材料の需要擡頭と臺灣博覽會景氣等に助長せられ、就中肥料、鐵、絹及綿織物、木材、自動車、小麥粉、鐵道車輛、鹹乾魚、セメント、鐵製品等に最も好調を呈した。其の結果總額は更に躍進して五億を突破すること三千二百萬圓の巨價に達した。▲十一年の移出貿易は鳳梨罐詰と帽子とが不況を呈したが、右以外の重要産物は内に豊富な供給力を包蔵し、外内地の旺盛な消費に投じて移出活況を呈し、就中米、糖の二大品のみで三千六百萬圓も増加し、以下鹽、芭蕉實、切乾薯、鮮魚、木材、樟腦、珪素、鐵、洋紙等に顯著な進境を示した。一方移入貿易も綿織物、石油、燐寸の如き對支輸出の不振を反映し、又はセメント、ガンニー囊、紙巻煙草の如き荷繰其他の關係で、輸入品や島内生産品に需要移り入減を招くに至りしものもあつたが、肥料を始め木材、家屋等の建設材料、小麥粉、清酒、鐵、味ノ素類、自轉車、石鹼、メリヤス肌衣、罐詰食料品、麥酒、自動車以下大部分の移入品が好調を續けた爲、結局出入總額は更に六億圓臺に躍進し、之を超ゆること二百七十萬圓に達した。▲昭和十二年の移出貿易は下半年に於て船繰難の爲多少圓滑を阻まれたが大宗品砂糖が主に糖價高に惠まれ二千五百萬圓を急増し其他米、酒精、鳳梨罐詰、芭蕉實、洋紙、切乾薯並に時局關係物資等が内供給力の増大と外内地に於ける需要の好調とに乘じ顯著な増加を遂げた。随つて重要品中不勢を呈したものは食鹽、木材、鮮魚外二三品を數へたるに過ぎず、しかも其れ等も價額に於ては大部分値上りを反映し増加した。一方移入貿易も事變の影響で下半年の實勢は退歩したが前半年に於ける異常の盛況物價の急騰輸入代替品の進出等に支へられ唯電氣機械、家屋橋梁材、小麥粉外數品を不況を見たのみで、肥料を増加の最たるものとして以下綿織物、セメント、紙巻煙草、

木材、紙、小麦、釘類、メリヤス肌衣、ガンニー襪、味ノ素類、食料油、自轉車、仕組板、煉乳其他時局關係の物資に於て著しき増加を告げた爲移出入總額は更に躍進して六億八千八百十萬圓の巨額に上つた。左に其の概略を表示しやう。

内地貿易品累年價額

| 年次 | 移出品價額 | 移入品價額 | 合計 | 移出超過△は入超 |
|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 明治三十年 | 110,464,648 | 37,337,333 | 58,826,370 | △ 1,619,070 |
| 同三十四年 | 176,346,733 | 97,501,445 | 378,511,188 | △ 21,577,233 |
| 大正二年 | 5,496,893 | 67,744,503 | 173,241,395 | 37,753,369 |
| 同四年 | 20,278,577 | 111,079,911 | 331,186,568 | 80,970,566 |
| 同六年 | 22,870,529 | 140,369,673 | 379,074,961 | 98,335,627 |
| 同八年 | 28,163,341 | 133,127,177 | 341,270,498 | 98,506,334 |
| 同十年 | 101,424,107 | 114,763,307 | 326,187,414 | 86,660,800 |
| 同十二年 | 232,627,768 | 133,456,947 | 356,129,665 | 89,357,912 |
| 同十四年 | 330,746,911 | 149,912,395 | 480,659,306 | 80,834,536 |
| 同十六年 | 279,410,271 | 176,990,724 | 456,400,995 | 103,419,547 |
| 同十八年 | 314,100,483 | 218,140,837 | 532,241,320 | 96,056,666 |
| 同二十年 | 356,894,998 | 243,831,529 | 600,726,527 | 150,633,669 |
| 同二十二年 | 410,256,886 | 277,894,924 | 688,153,810 | 133,263,963 |

重要移出品累年價額

| 年次 | 米 | 砂 | 糖 | 鳳梨罐詰 | 酒 | 精 | 芭蕉實 |
|--------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 明治三十五年 | 1,608,186 | 7,172,407 | 186,339 | ? | ? | ? | ? |
| 同三十四年 | 5,996,405 | 7,455,918 | 1,642,576 | ? | ? | ? | ? |
| 大正六年 | 1,261,859 | 6,344,791 | 8,823,576 | ? | ? | ? | ? |
| 同二年 | 678,857 | 9,630,734 | 2,442,370 | 8,823,576 | 8,611,951 | 8,611,951 | 8,611,951 |
| 同四年 | 493,305 | 14,260,182 | 4,407,878 | 3,555,153 | 2,592,076 | 8,369,850 | 8,369,850 |
| 同五年 | 86,695 | 14,185,177 | 3,481,135 | 2,592,076 | 3,054,427 | 8,391,253 | 8,391,253 |
| 同六年 | 410,972 | 13,455,129 | 5,151,173 | 2,975,544 | 2,975,544 | 6,982,753 | 6,982,753 |
| 同七年 | 630,749 | 11,828,906 | 4,791,227 | 5,455,367 | 5,455,367 | 7,891,188 | 7,891,188 |
| 同八年 | 646,278 | 11,828,906 | 4,791,227 | 4,950,933 | 4,950,933 | 8,137,941 | 8,137,941 |
| 同九年 | 1,018,162 | 13,321,543 | 4,537,155 | 6,950,933 | 6,950,933 | 9,477,551 | 9,477,551 |
| 同十年 | 1,555,451 | 14,977,499 | 7,306,809 | 5,856,855 | 5,856,855 | 10,586,507 | 10,586,507 |
| 同十一年 | 1,433,099 | 16,349,301 | 5,856,855 | 7,599,899 | 7,599,899 | 11,736,422 | 11,736,422 |
| 同十二年 | 1,261,859 | 18,695,955 | 7,599,899 | 7,599,899 | 7,599,899 | 11,736,422 | 11,736,422 |

備考 本表の外、鐵、帽子、木材、銅、煙節、石炭、食鹽、鮮魚介、切乾薯、鐵等の重要品がある

第二節 貿易

重要移入品累年價額

| 年次 | 種別 | 小麥粉 | 乾魚及鹹魚 | 綿織物及絹織物 | 紙(各種) | 木材 | 肥料 |
|--------|----|---------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 明治三十五年 | | 五七七六 | 九八四四 | 一〇五五九七 | 三三八七 | 七〇五三七 | 八三七三 |
| 同 三十四年 | | 五五三二四六 | 六三九七九七 | 二一四一五五九 | 四三〇八六四 | 一六八〇〇八 | 一三〇七三〇 |
| 大正六年 | | 二八九〇六三 | 五二六三二六 | 六六〇八三〇三 | 一五三四三七 | 一七九七五二〇 | 六〇九七二六 |
| 昭和二年 | | 二九八三八二六 | 六一五八七六 | 一四九四二五八 | 二九八九七九 | 四〇四四六〇〇 | 四二三八九三 |
| 同 三年 | | 三二二六二四 | 六五四七五四三 | 一六八七三五四 | 三、五七、一三三 | 五八〇七二六四 | 四一七〇一四 |
| 同 四年 | | 三、七、四、〇、六 | 三、〇、三、二、八、九 | 一、三、九、九、四、八、四 | 三、二、四、四、五、四、五 | 四、五、三、五、二、四、六 | 五、八、三、二、四、七、五 |
| 同 五年 | | 二、〇、一、一、六、七、四 | 三、四、一、一、一、五、四 | 一、三、五、九、六、四、〇、一 | 三、二、三、三、五、三、三 | 四、二、六、六、五、〇 | 四、三、一、九、八、三、三 |
| 同 六年 | | 二、七、一、六、九、九、〇 | 三、二、五、三、四、八、三 | 一、三、三、五、八、四、六、七 | 三、四、七、〇、六、四、四 | 五、四、九、一、九、三、六 | 七、七、四、五、七、三、八 |
| 同 七年 | | 二、七、〇、五、〇、八 | 三、五、三、五、九、三、三 | 一、五、一、〇、五、八、六、三 | 三、九、七、〇、三、六 | 六、二、七、六、三、八 | 一、一、三、三、一、七、九 |
| 同 八年 | | 三、四、一、三、八、七 | 三、九、五、六、七、九、三 | 一、七、三、五、〇、八、一 | 四、五、一、五、六、五、〇 | 七、二、七、一、三、三、七 | 一、六、五、八、三、二、九、六 |
| 同 九年 | | 四、三、三、〇、三、三 | 四、七、三、四、五、六、六 | 二、〇、二、三、五、〇、三、三 | 五、〇、六、一、四、九、八 | 一、〇、二、一、一、三、八、四 | 三、三、七、一、三、七、五 |
| 同 十年 | | 五、五、一、一、三、六、六 | 四、九、〇、二、五、六、三 | 一、九、三、四、四、六、九 | 五、四、二、三、九、九、七 | 一、一、九、四、八、三、〇、七 | 二、八、四、九、一、六、七、九 |
| 同 十一年 | | 五、〇、八、四、一、七、四 | 五、〇、三、九、四、八、九 | 二、一、六、三、一、五、五 | 六、三、九、一、九、三 | 一、三、〇、五、五、五、一、〇 | 三、七、七、四、九、五、五 |
| 同 十二年 | | | | | | | |

備考 本表の外、機械類、清酒、米、紙巻煙草、麥酒、燐寸、錫、セメント、ガンニイ糞、自動車同部分品及附屬品、石油、毛織物、メリヤス肌衣、製帽原料、鐵道建設材料、自動車同部分品及附屬品、味ノ素類、廢物類、絲類、菓子類、罐詰食料品、コンデンスドミルク、砂糖等の重要品あり

第三節 金融

一 貨幣 改隸當時の通貨は、從來使用し來つた複雑な種類あり、日本銀行の兌換券あり、其の他各様の補助貨があつて、其の幣制は極めて混沌たるものであつた。然るに明治三十年十月本國にて金貨本位制を採用するや、政府は本島の舊慣や支那との貿易關係に鑑みて、金貨を本位として計算した銀貨を臺灣に融通することを許し、機會を俟つて金貨本位制を完全に施行することを期した。

斯くして銀券の發行權は之を臺灣銀行に附與したが、圓銀の相場は變動常なく、爲めに銀行券の流通は圓滑に行はれず、商取引をして非常に混亂せしめたのみでなく、其の銀相場の高下に對する投機心を挑發して弊害百出の有様となり、制度の改正は焦眉の急務となつた。故に一時の應急策として、三十七年六月臺灣銀行に對して金券を發行することを許可し、其の流通は頗る順調で取引上益する所多大であつたが、四十年に至り、又々一難を起した。即ち同年以來對岸から銀貨の輸入激増し再び幣制を紊すの虞を生じたので、翌四十一年十月を以て、(一)帝國貨幣に換算し、百圓を超過する一圓銀貨及び外國銀貨幣(二)同三圓を超過する外國補助貨幣並に粗銀の輸入を禁止し、尙從來は時價を以て一圓銀貨の公納を許したが、是亦同時に禁止するに至つた。斯くして總督府は翌年四月迄に一圓銀貨の引換を行ひ、又臺灣銀行發行の銀券の使用期限は四十一年十二月末日限、其の交換期限は翌四十二年の十一月末日限として銀券の處分を了り、愈々四十四年四月貨幣法を施行した。爾來本島の幣制は全く内地と同一制度に統一せられ、極めて困難であつた多年の懸案も、所期の目的通りに解決することが出來た。

斯くて我が貨幣界は無事なること多年に及んだが、大戰當時の好況は補助貨の缺乏を甚だしからしめ、

大正六年十月以來小額紙幣の發行となり、辛うじて當時の拂底を緩和するを得たが、其の後硬貨の鑄造回送さるゝもの漸次増加しその必要を認めなくなつたので、次第に回收して今や其の影を認めざるに至つた。

尙世界大戰以來財界の變調に伴つて、金銀を擁護すべき必要を生じたので大正六年九月中金銀地金の輸出に制限を加へ、地金として販賣又は使用する目的を以て金銀貨幣を蒐集鑄潰若しくは毀損することを禁止したが、昭和四年十一月府令第六六號を以て之を廢止し五年一月十一日より施行したところ、財界の變調の爲め金の流出多額に上り、昭和六年十二月府令第六七號を以て再び金の輸出に制限を加へ、同月十三日より施行することになり、續いて同十七日、銀行券の金貨兌換に關する緊急勅令公布せられ、臺灣銀行券は日本銀行其の他の銀行券と共に金貨を以て兌換し得ざることに成り、金本位は内地と同様全く停止された。昭和十二年七月支那事變勃發するや政府に於ては補助貨幣流通増加の現狀に鑑み臨時補助貨幣及小額紙幣を發行するの途を開くの要あるを痛感し昭和十三年三月臨時通貨法案を提出、同年六月法律第八十六號を以て公布同日より施行せられた。尙臨時補助貨幣及小額紙幣は支那事變終了の日より一年を経過したる後は發行せられぬ。

二 銀行 施政當時は未だ銀行と稱すべきものは無かつたが、總督府の開始と同時に、日本中立銀行は出張所設置の準備に著手して二十八年九月開業し、日本銀行も亦二十九年十二月臺北に出張所を設け、三十二年日本中立銀行は三十四銀行と合併し、之れを三十四銀行支店と改稱した。然るに是より先き總督府では特殊銀行設立の必要を認め、第十回議會の協賛を経て臺灣銀行法(三十年三月法律三八號)を發布し、三十二年九月營業を開始するに及んで日本銀行出張所は其の業を閉じた。然し同年以來島内では各種銀行勃興の機運に向ひ、同年中には臺灣貯蓄銀行、同三十八年には嘉義銀行、三十八年には彰化銀行、四十三年

には臺灣商工銀行等の設立あり、右の内貯蓄銀行は四十五年中商工銀行に合併し、大正五年には新高銀行、同八年は華南銀行の設立を見るの勝賑を來した。尙ほ大正九年には株式會社嘉義銀行を設立したが、之れは前記嘉義銀行(合資會社)の營業を繼承したものである。次に大正十年十二月勅令第四五五號にて貯蓄銀行法(大正十年四月法律七四號)施行により、臺灣商工銀行の從來の貯蓄業務は兼營を許されなくなつたので同十年十二月臺灣貯蓄銀行新設せられ十一年一月開業した。日本勸業銀行は明治三十八年から代理店を通じて貸付を行つてゐたが、島内不動産を資金化し農業金融に貢獻する爲め大正十二年一月臺北に支店を設けし營業を開始した。斯くの如く多數の銀行が設立せられたが、財界の推移に鑑み大正十二年七月大藏大臣の認可を受け、八月十三日から臺灣商工、新高、嘉義の三行を合併し臺灣商工銀行として取引を開始するに至つた。昭和八年十二月十日には山口、鴻池、三十四の三行新設合併により三和銀行創立され、島内三十四銀行支店は三和銀行支店として取引を繼續した。左に各銀行の概況を説明しやう。

臺灣銀行は資本金五百萬圓を以て設立し、屢々増資を行ひ、大正九年三月以降資本金額六千萬圓の巨額を算したが、十四年九月に四千五百萬圓に、更に昭和二年十一月千五百萬圓に減資した。同行は銀行券發行の特權を有し、日本銀行代理店としての國庫事務、又は政府貸下金等中央銀行の業務を取扱ふと共に、一般銀行の業務や對外爲替金融の事に當り、最も重要な金融機關である。臺北に本店を置き、島内、内地諸外國に互つて三十一の支店と二の出張所とを有す。又明治三十八年以來日本勸業銀行の代理貸付を行ひ、大正三年三月臺灣銀行法の改正に依つて、擔保付社債信託業をも其の營業科目に加へ、農工業界の金融に寄與することも亦甚だ多大である。

日本勸業銀行は本島産業開發の爲め當初臺灣銀行をして代理貸付を爲さしめたが、後臺北、臺中、臺南

三市に支店を設置し直接貸付を開始した。同行の島内放資總高は昭和十三年六月末一億三百七萬餘圓に上る(豪銀取扱の代理貸付高を含む)。資金の用途は埤圳資金、農業者に舊借償還資金最も多く、家屋建築資金、開墾資金、雜農資金、農業倉庫建設資金之に亞ぐ。期限は普通二十箇年々賦とし年五分乃至六分九厘の利率がある。

其の他の各銀行は孰れも普通銀行の業務を行ひ、島内、内地及び南支南洋樞要の地に店舗(本店四、支店四六、出張所八)を設け、臺灣銀行と協力して南方金融界に貢献しつゝある。昭和十三年六月末に於ける島内各銀行(本島に本店を有する銀行のみ)總資本金二千八百三十萬圓、拂込資本金二千六十七萬餘圓で、以下各銀行の島内に於ける營業状態を見るに、預金殘高一億八千八百九十九萬餘圓(貯蓄預金千三百一萬餘圓を含む)、貸出金殘高三億七百四十五萬餘圓である。爲替取組高(十二年度)は收入十四億四千七十三萬餘圓、支出十四億二百三十七萬餘圓である。又臺灣銀行券の十三年六月末發行現在高を見るに發行高一億五百四十四萬餘圓、内制限外發行高は二百萬餘圓である。

三 市街地信用組合 大正二年律令を以て臺灣産業組合規則を公布し、同年三月一日施行せし以來當局の熱心なる勧誘指導及び島内銀行の後援に依り、漸次信用組合の設立せらるゝもの増加し、成績頗る良好である。昭和十二年十二月末に於ける市街地信用組合は、組合數二二、出資金總額三百四十二萬餘圓、拂込済出資金三百二十七萬餘圓、貯金二千四百六十六萬餘圓、準備金二百二十一萬餘圓、各種積立金八十三萬餘圓、借入金三十三萬餘圓、貸付金千八百六十四萬餘圓、手形割引五十九萬餘圓であつて、庶民金融機關として市街地金融經濟上の發達に貢献する所尠くない。

四 農村信用組合及事業組合 市街地信用組合を除く産業組合は、昭和十二年末に於て四百五十六組合

にして、内信用並信用兼營組合は、組合數四百、出資金總額千四百五十萬餘圓、拂込済出資金千二百三十八萬餘圓、諸積立金千六十四萬餘圓、貯金六千三百七十三萬餘圓、借入金二千三百八十一萬餘圓、貸付金八千二百二十九萬餘圓、販賣價額二千五百四十六萬餘圓、購買品賣却額千二百二十二萬餘圓、利用料六十五萬餘圓剩餘二百四十八萬餘圓である。

事業組合(信用事業を營まざるもの)は、組合數五十六、出資金總額百三十二萬餘圓、拂込済出資金七十九萬餘圓、諸積立金六十二萬餘圓、借入金九十四萬餘圓、販賣價額六百十三萬餘圓、購買品賣却額六百十七萬餘圓、利用料十一萬圓、剩餘金十六萬餘圓である。

何れも事業の成績顯著にして地方庶民金融機關として多大の活躍をして居るのみならず、農産物の販賣或は産業又は經濟に必要な購買、利用機關として農山漁村の産業經濟の發展に貢献する所尠くない。

尙輓近農村に於ては産業組合事業の發展に伴ひ農業倉庫の必要痛感されるに至り、昭和八年を契機として産業組合の農業倉庫事業を經營するもの續出し、昭和十三年三月末日迄に認可を見たるもの九十一に達し更に増加の傾向にある。

五 無盡業 臺灣に於ける昭和十三年六月末現在營業中のものは、臺灣勸業無盡、臺灣南部無盡と東臺灣無盡の三株式會社で、島内各地に支店九、代理店六を有す。而して其の總資本金額は八十五萬圓、拂込済資本金額は三十八萬七千五百圓、十三年六月末現在の無盡會は千百十九組で、此の給付金契約高三千九百十七萬餘圓、内給付済高二千三萬餘圓、掛金契約高四千百三十萬餘圓、内受入済高二千百二十萬餘圓、此の月取扱掛金契約高は百十九萬餘圓である。會員の加入成績も逐年増加の傾向を示し、庶民金融機能發揮して居る。

六 低利資金 本島に於て融通を受くる低利資金は本島に於て吸収せる郵便貯金を資源とし還元せらるるのであるが、大蔵省預金部は、本資金の融通に就いては日本勸業銀行若くは臺灣銀行を通じ貸付を爲さしめて居る。貸付主體としては地方公共團體、農會、水利組合、産業組合及び個人等であつて、昭和十三年六月末迄の融通決定額は五千五十萬餘圓、貸付高四千七百九十七萬餘圓、償還高二千二百四十七萬餘圓、貸付残高二千五百五十萬餘圓、貸付主體數八百十である。貸付残高を資金別にすれば、普通地方資金千百七十九萬餘圓、高利借換資金五百三十二萬餘圓、農村及中小商工業關係元利支拂資金三十九萬餘圓、時局匡救土木事業資金七十八萬餘圓、貯蓄資金四十五萬餘圓、臺灣震災復舊資金五百八十四萬餘圓、其の他九十三萬餘圓であるが、其の貸付利率は年三分五厘乃至五分四厘の低率を以て融通せられ、本島産業開發及び社會事業施設に貢献する所が多である。

七 保險 臺灣に於て事業の免許を受けたるものは、昭和十一年末現在生命保險二十七社（内徴兵保險四社を含む）損害保險三十三社（内外國會社一社）にして、海上、傷害、運送、自動車、盜難、硝子、信用、航空保險は總て損害保險會社の兼營事業に屬す。本島内に本店を有するものは大成火災海上保險株式會社のみで、他は孰れも内地を事業の本據とし、本島に於ては支店、支部、支社、出張所又は代理店を設置して事業を營んでゐる。昭和十一年末現在に於ける成績を見れば次の通りである。

| 火 生 | 保 險 種 類 別 | 契 約 件 數 | 契 約 高 | 收 入 保 險 料 | 支 拂 保 險 金 |
|-----|-----------|---------|-------------|------------|------------|
| 災 命 | | 三五二六三件 | 三三〇九三、七六一圓 | 一、五三〇、五七〇圓 | 二、八九一、九二〇圓 |
| | | 七三、七七一 | 四四七、四三三、七六圓 | 一、三三七、四七六圓 | 七三三、七四四圓 |

| 航 信 硝 盜 自 運 傷 海 | 計 | 契 約 件 數 | 契 約 高 | 收 入 保 險 料 | 支 拂 保 險 金 |
|-----------------|---|---------|------------|------------|-----------|
| 空 用 子 難 車 送 害 上 | | 一 | 六四、三七九、六四圓 | 一、三二四、一六三圓 | 三、七四三、六六圓 |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | | 二 | 五、一〇〇 | 三〇六 | 一 |
| | | 一五三 | 二六三、五〇〇 | 七、三〇〇 | 一 |
| | | 四 | 二四、七〇〇 | 八、四〇〇 | 一 |
| | | 四 | 一、五五三、一四五 | 四、一八七 | 一 |
| | | 三三三五 | 三、四七〇 | 一、二七五、三三 | 一 |

八 資金調整 日支事變勃發するや政府は之が遂行に巨額の資金並に資材を必要とするに鑑み、戦時關係諸産業の育成、維持、擴張を計ると共に、不急不要の事業を抑制し、以て物資並に資金の需給の適合を計時資金調整法並に同法に基く命令を制定し、昭和十二年九月二十七日より之を實施せるものなるが、本法らんが爲、臨の目的達成の爲には内外地相協力すること極めて肝要なるものあるに鑑み、本島に於ても之が特種事情を考稽し、同法に例外及除外例を設け之を昭和十二年十月十五日より實施せり。然るに其の後に於ける時局の進展は本法制定當時の實情に副はざるものあり、又不公平なる事情等惹起せしに因り政府は昭和十三年八月十五日同法に基く命令の一部を右目的に副ふが如く改正せり。爲に同法並に同法に基く命令を實施せる本島に於ては内地同様同日より資金調整を強化することとなりたり。

九 外國爲替管理 外國爲替管理に付ては、内地と同一歩調の下に其の目的達成に協力して居るが、其

の取締法規の沿革は昭和七年七月一日資本逃避防止法を施行し、昭和八年四月二十六日には外國爲替管理法を以て之に代へ、同時に之に基く命令たる臺灣外國爲替管理規則及同施行細則を公布、同五月一日より施行し、爲替の思惑及資本逃避防止の取締を爲して來た。次で昭和十二年一月十六日には、更に府令第三號を以て「輸入貨物代金の決済及外國爲替銀行の海外指圖に依る支拂の制限に關する外國爲替管理法に基く命令の件」を公布施行し、從來取締の圈外にあつた輸入貨物代金決済に關する爲替取引又は行爲と雖も、臺灣總督の許可を要することとなり其後昭和十三年三月三十日、六月九日、及十月八日夫々府令を以て一部の改正をなし爲替管理の強化を圖り以て今日に及んでゐる。

第四節 重要品商況

一 砂糖 昭和十二年糖況は世界砂糖需給改善歐洲各國の準戰時體制船舶運賃の暴騰による外糖數年來の新高値に四日には當限十三圓丁度と昨年十二箇月平均に比し五十三錢高を以て發會せり。又現物は十八圓三十五錢と強調を示せるも爲替管理の強化で十三日には十三圓九十五錢と暴騰を演ぜしも、跡追加供給、消費稅改正案成行懸念で強人氣挫折し二十二日には十三圓二十錢現物十八圓と崩落す。

林内閣の議會解散見込による消費稅改正實施延期見込等は好材料となり二月初め現物十八圓八十五錢と反騰したけれども新内閣の消費稅引上率緩和と外糖高見越引取制限發表から追加供給打切説、現物品薄、實需手當買で月末には現物二十圓五錢と昭和三年來の高値を示すに至れり。

三月には國際砂糖會議開催好感のロンドン高は糖聯で第三次十三萬擔を追加供給にも拘らず九日には先物十四圓二十一錢現物二十圓六十五錢と暴騰す。跡暴利取締説で嫌氣と利喰に四十錢方暴落し十一日の第

四次三萬擔追加供給で落勢は助長され加ふるに外糖反落から二十四日には先物十三圓三十一錢、二十五日には現物は十九圓八十錢と慘落す。

四月は月初外糖高により多少の反騰あれど爪哇中雙二十仙下げ成約に嫌氣と弱氣で反落す。然し國內の環境一般に良好から小戻せるも、藏相の投機抑制論や物價調整説から思惑熱は減殺され相場は軟化し、當限十三圓五錢、現物十九圓五十五錢の不勢を示せり。

其の後五月に入り外糖反騰で押目買募りとなり、二日には當限十三圓四十五錢現物十九圓九十錢と昂騰し六日には國際砂糖協定成立でロンドン、ニューヨーク續騰ながら爪哇糖の態度待ちに見送られ、實需不振で落調をたどり跡政府の金買上値段引上げられ小戻せしが物價對策懸念で弱保合に推移せり。

六月には爪哇中雙日本向五盾五〇仙と前月より十五仙引上げられ、引續き連續値上げ並に近衛内閣成立で強氣買値勢となり、八月には當限十四圓十錢現物二十圓五十錢と暴騰す。跡爪哇中雙日本向安値段砂糖關稅引下説で十四日には當限十三圓七十九錢と暴落せしも、下旬に入つて爪哇糖再軟化で二十六日には當限十四圓二十七錢と暴騰せしも物價對策外糖安でとなりたれど、七月に入り爲替管理の強化で七日當限十四圓三十八錢現物二十圓八十五錢と東糖開始以來の新高値を示現す。跡七月の蘆溝橋事件を發端としての日支關係の悪化一般環境安で低調となり、十六日には砂糖關稅附加稅撤廢即時施行案特別議會提出の噂に狼狽的投物殺到十七日には當限十三圓六十錢現物二十圓下夕に轉落す。跡弱氣賣物により當限十三圓五十四錢現物十九圓八十錢と崩落し八月に入れり。關稅附加稅撤廢事變による増稅、暴制取締で軟派の追擊賣に二日當限十三圓十六錢と低落した。跡代理店の市價對策期待期近物の大口肩代り成立で、十一日先物十三圓九十四錢現物十九圓八十錢と引戻したがロンドン暴落爪哇糖安値唱へ、時局懸念戰時體制説で二十三日

には當限十二圓十錢現物十八圓六十錢と陥落、先月の平均より一圓八十六錢の崩落となり、此の相場激落から糖商は糖聯に市場救済を要望し、糖商有志も市場安定策を圖り或は期近物の肩代りを行つた結果、人氣は冷靜に引戻したけれど内外共弱材料輻輳して氣配は軟化する。

九月は時局懸念で呆調裡にあつたがロンドン砂糖協定實施期に入つて外糖の大幅反撥と共に九日には先物十二圓七十八錢現物十九圓二十五錢と暴騰した。同日臺灣總督府は來期產糖を一八、一九一、四五一擔と本期より一、四〇二、一〇三擔増と發表したが戰時勝氣分で二十七日には先物十二圓九十二錢現物十九圓五十錢と暴騰す。

十月には問屋の手當買とロンドン續騰國內環境好調から五日當限十三圓十四錢現物十九圓八十錢と昂騰せるも跡外糖軟調に低調となり、二十八日當限十二圓六十三錢現物十九圓五十錢となり、時局懸念外糖安糖聯の需給調節待ちに十一月十一日當限十二圓四十八錢現物十九圓二十錢と低落す。同日糖聯では赤雙二十萬擔の追加供給を決定したので人氣は落付きを缺くも、外糖高期近物の大口肩代り成立で仕手關係好轉し糖聯第二回豫想は前回に比し四十七萬擔減をつけ玉整理一巡し環境好轉で、外糖安を他所に二十七日には當限十二圓八十二錢と昂騰月末現物は十九圓五十五錢と駭りを示せり。其の後江南戰線の連勝を好感する國內環境の好轉、砂糖自體も正月賣前で出庫旺盛から強氣買に先高人氣強まり、十二月九日には當限十三圓二十九錢現物二十圓〇五錢と昂騰すれど跡外糖安糖價高に對する陳情問題、商工當局と糖聯の會談に脅かされ、嫌氣投物殺倒し十三日當限十二圓九十七錢現物十九圓七十錢と奔落せるも、陳情問題も其の後眞相判明し人氣は落つき實需買進みと外糖高に買はれ、二十二日當限十三圓二十一錢現物二十圓五錢と引締り現物は品薄から月末には二十二圓十錢と大正十三年來の高價を出現し越年せり。

二 米 昭和十二年米穀年度(自昭和十一年十一月至昭和十二年十月)の産米高は九百二十三萬一千石で、前年度に比し三十萬一千石の減收を見、輸移出總額は四百八十四萬石で、前年度の四百七十八萬石に比し六萬石の増加を示した。

而して内地に於ける昭和八年の大豊作と財界の不況とに依る米價の下落は延て農家の疲弊を來し、政府は之が救済策として同年十一月一日より米穀統制法を施行し、公定價格に依る買入賣渡と、時價に依る季節的出廻調節の爲の買入を行ひ、一方には外米輸入禁止の方針をとつた。

臺灣に於ても、統制法の一部施行に依り季節的出廻調節の爲の買入及び外米の輸入禁止をなすことゝなつたが、總督府は之に關聯して自治的移出統制の爲、同年十一月十七日臺灣糧貯藏獎勵規則を公布し、昭和八年以來、蓬萊米及び糯米の糧貯藏獎勵を實施しつゝあり、同十二年に於ては二十八萬の貯藏獎勵を實施した。

斯の如き諸種の對策に依り、相場は昭和三年以來の活氣を呈し、蓬萊米は五月の十一圓四十八錢を最高とし、十二月の九圓九十九錢を最低として翌年度に持越されたのである。

三 バナナ 昭和十二年に於けるバナナ移輸出高は、内地・朝鮮移出高は三百十五萬七千籠で前年に比し四十三萬籠の増、金額は一千五百四十萬圓で、前年に比し三百萬圓の増を示し、次に滿洲國及び支那に對する輸出高は三十四萬五千籠で、前年に比し一萬五千籠の増、金額は百八十六萬圓で前年に比し約三十萬圓の増を示した。即ち本年は比較的増産なりしに不拘、一般物價高に順應して好調を持続し賣上金額に於いて約三百三十萬圓の増を見たのである。

内地に於ける商況を見るに、季節により多少の高低はあつたが、年平均一籠(七十五斤入)十二錢の高値

を見、内地以外の方面に於ては籠當り六十四錢の高値を示してゐる。本年に於けるバナナ相場は、内地は平均四圓八十七錢で、最高は五月の五圓五十二錢、最低は一月の三圓二十一錢で、外地は平均四圓九十三錢で、最高は五月の六圓二十七錢、最低は十一月の四圓二十八錢であつた。

四 鳳梨罐詰 鳳梨罐詰事業は昭和十年六月全島七十七工場を打つて一丸とする臺灣合同鳳梨株式會社が設立せられ、生産、販賣の統制確立して以來、愈々健實なる發展を遂げ、昭和十二年の輸移出總額三百六十九萬七千打、其の價額九百二十二萬圓の多額に上り、之を前年の七百二十四萬圓に比すると百九十八萬圓の増加を示す、之れ企業の合同に依り、品質の統一、取引の安定等が本品の海外進出を促進したことを示すものであるが、合同以來の輸出の成績は年々著しき増加を示し、昭和十二年に於ては七二二、二五一打、一、六二〇、一〇八圓に達するの盛況を示せり。之れ特に本會社の使命が海外進出にあつて、會社成立以來之が輸出貿易に特別なる努力が拂はれてゐる結果にして、今後本品の國際的進出に大なる期待が持たれてゐる次第である。鳳梨罐詰の一般市場相場は、内地及び産地の果物の豊凶、出廻期の如何に依り多少の高低はあるが、會社成立以來は四季を通じ會社よりの供給値段は動かないのが原則となつてゐる。

五 帽子 昭和十二年中に於ける本島帽子検査高は五百五十六萬四千箇、價額二百四十七萬一千圓で前年の検査高六百十萬四千箇、價額二百六十三萬七千圓に比較する時は數量に於て五十四萬箇價額に於て十六萬六千圓の減少を來せり。同年上半年に於ける帽況は安値ながらも歐洲筋より細物高給品、米國筋より太物普通品の入注ポツ／＼現れたるを以て過去數年來沈滞せる帽界は俄然愁眉を開き好況を豫想せられ居りたるが事實は之に反し、同年七月即ち下半期に至り支那事變勃發し、戦局は逐次擴大するに至りたるを以て國際政局不安定の爲輸出業者は手堅く自重態度を持し買入中止を爲したるに依り、氣配軟弱に轉じ好

轉を見るに至らずして不振裡に越年せり。

然し同年十月以降需要期切迫するに至り、品薄となりたる爲輸出市場に於けるストック品に多少の動きを見せたるは今後好況を招來するものと豫想せらる。

六 茶 茶は本島輸出品中第一位を占むる重要輸出品で、昭和十二年中茶輸移出高は一八、六〇三、八二七斤、價額一、二、八五〇、六九三圓である。其の仕向地は茶の種類に依り異なるが、烏龍茶は米國を以て主要顧客とし、英國之に亞ぐ。包種茶は東洋民族の嗜好に適し、新興滿洲國を始め、暹羅、爪哇、佛領印度支那等にも仕向けらる。紅茶は近年著しく發達し、品質又先進國たる印度、錫崙、爪哇にも劣らざるものを生産し、英國及び米國を始め、濠洲、伊蘭、地中海沿岸諸地方及び亞弗利加諸國等へも年々輸出せらるゝと共に、内地への移出も亦増大するに至つた。

今参考の爲め茶種類別輸移出狀況を表示せば左の如し。

昭和十二年臺灣茶種類輸移出高表

| 種類 | 輸 出 | | 移 出 | | 計 | |
|-----|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 烏龍茶 | 三、一九〇、六四〇斤 | 二、五九九、九三五圓 | 一、二五〇、四〇〇斤 | 一〇、一〇七、一〇〇圓 | 三、四四一、〇四〇斤 | 二、五五〇、〇三三圓 |
| 包種茶 | 三、七六、〇九〇斤 | 二、四四六、一八二圓 | 四、六四、五〇〇斤 | 一、六四、五九〇圓 | 八、四〇五、六八〇斤 | 三、〇九〇、七二三圓 |
| 紅茶 | 八、八四三、三五三斤 | 五、八七六、六七七圓 | 八、三九九、九六六斤 | 一、二五、六五七圓 | 一七、一四三、三二三斤 | 七、〇四六、四三四圓 |

第四節 重要品商況

五七八

| | | | | | | |
|---|-----------|----------|---------|----------|-----------|-----------|
| 其 | 一、二五三、一六三 | 五三、二四 | 三〇、一〇六 | 一〇、四八一 | 一、四六五、三九九 | 六四三、六一五 |
| 計 | 一、六六四、六七〇 | 二、四〇六、八八 | 一、九二二、七 | 一、四四三、八五 | 一、八〇三、八二七 | 二、八五〇、六九三 |

右表を前年同期に比すれば、夫々烏龍茶四十萬圓の減少を見たるも、包種茶十萬圓、紅茶三百萬圓の増加を來し、全體よりして前年より二百五十八萬圓の増加を來した。

次に昭和十二年中の各種茶別市況に付概説しやう。

(一) 烏龍茶 本年春期烏龍茶は、紅茶製造旺盛及包種茶の好況等に妨げられ其の生産殆んどなく、相場は五月中旬にて粗製茶、下茶三十圓内外に取引せられた。六月の夏茶製造期に入り、天候不良により相當減收を見、品質も良好でなかつた。當時の相場は上旬中茶四十五圓内外に取引せられた。前年同期に比すれば約八圓方高値である。七月は夏茶出盛期にして相當優良なるものを産出したが、紅茶の好況に刺激せられ大部分紅茶を製造した。相場は上旬上茶六十圓、中茶四十五圓内外にして、中茶以下は取引皆無である。秋茶は九月初旬より始まり相場は上茶五十圓、中茶四十二圓であつた。十月は上茶五十圓、中茶四十四圓にして、烏龍茶取引は十一月上旬を以て一段落を生じ、中旬より多少の冬茶現はれたのみであり、本年製茶市場は好況裡に終了した。

(二) 包種茶 本年春茶前は近年稀に見る好天候の爲二月下旬早くも新茶の出廻りを見たが三月下旬天候不順の爲出廻り一時中絶し、四月中旬に至り天候回復と共に製茶をなし活況を呈した。料花は少量乍ら黄枝花出廻り十七・八圓位に取引せられたが、其の後漸落し下旬は六・七圓内外に下つた。本年包種茶は初頭より暹羅、新嘉坡方面好轉の爲輸出を見た。五月中旬の相場は上旬上茶四十二圓、中茶三十六圓、下茶三十二圓

料花は黄枝花三圓、茉莉花四十圓、秀英花は出初の爲百三十圓を唱へた。六月上旬は上茶四十圓、中茶三十四圓、下茶三十圓内外にして、料花は黄枝花は五月末を以て出廻り杜絶し秀英花五十圓、茉莉花二十四圓なるもの中旬は秀英花五圓方下落し、下旬は更に三圓方安値を示した。茉莉花は中旬二十六圓、下旬は二圓方昇騰を呈した。秋茶は九月下旬より出廻りたるも相場は烏龍茶より稍々高く、下旬上茶五十三圓、中茶四十三圓にて取引された。料花は上旬茉莉花十九圓、秀英花四十圓なるも下旬は茉莉花のみ一圓方高値を示し秀英花は四圓方下落した。十月は秋茶出盛期にして、相場は上茶五十三圓、中茶四十三圓内外にして十一月下旬を以て取引一段落を告げ夫れ以後は多少の冬茶現れたるのみにして好況裡に終末を告ぐるに至つた。

(三) 紅茶 本年春茶は四月中旬多量出廻りて市場高値を唱へたれば、市場の取引は殆んど停滞し、一・二の再製茶館のみ閉館せられた。夫等の相場は五月上旬上茶四十四圓、中茶三十七圓、下茶三十二圓である。六月中の相場は大體上旬上茶五十五圓、中茶四十五圓、下茶三十八圓なるもの中、下旬は大差なく、尙高値なれば再製茶館其の他に在庫品として保管せられた。越へて七月は夏茶出廻り期にして各輸出商の手合せ高は前年同期の約二倍の好況である。相場は依然高値を唱へ上茶五十五圓、中茶四十二圓内外にして八月も變らず、秋茶は九月初旬より始まり依然として製造せられ、烏龍、包種茶を全く凌駕するに至つた。相場は九月中五十五圓、中茶四十五圓なりしも、十月は季節的品落の傾向を示し、上旬上茶五十五圓、中茶四十六圓内外なるも、中旬に中茶のみ一圓方高値に、下旬には中茶更に一圓方高値に取引せられ、其の量相當數量に及んだ。而も市場には尙ほ多量の在庫品を有する状態であるから、之等一部は越年し輸出を見るに至つた。

第五節 物 價

概況（卸賣物價指數）昭和四年を基準とする臺北市の卸賣物價指數を昭和七年より其の趨勢を見るに一月七四・〇より二、三月と漸騰しその後は漸落し、五月には七一・四と激落するに至つた。八月よりは騰貴し始め十二月には遂に八四・〇と昇騰した。

昭和八年に入つては一月八三・四となり二月以降より低落に次ぐ低落にて六月には七八・六となつた。七月より稍々反撥して十二月には八一・七となつた。

昭和九年一月には稍々騰貴を示し八二・五となり九月迄大差なく爾後は騰貴歩調を続け十二月には八三・五と騰貴した。

昭和十年一月には八五・五と騰貴し以來十二月迄騰貴歩調を辿り九一・七と昇騰した。

變つて昭和十一年を觀れば一月九〇・九より爾後は騰貴の一途を辿るに至り、十二月には九六・〇と本年度最高指數を示すに至つた。斯くして昭和十二年に入ると全般的に大幅の急騰を示し、昭和四年來の高指數を示してゐるのみならず今後の高物價を豫測させる暴騰である。支那事變勃發以來其の影響を受ける所甚大である。

一月には一〇一・三となり、以後は九月迄多少の變動はあつたが大差なく、十月には一〇九・五となりそれより漸騰歩調に入り十二月には遂に一一一・七となつた。

昭和十三年を觀れば一月一一・五・七より續騰し四月には一一八・九となり、五月には一二〇・臺に達した。之を最低指數である昭和七年五月の七一・四に比較すれば實に六九・二%の暴騰である。尙此處當分は高指數

を示すものと推察せられる。

臺北市の重要品卸賣物價

（昭和十三年五月）

| 品 種 | 單 位 | 建 物 | 價 格 | 品 種 | 單 位 | 建 物 | 價 格 |
|---------|-----|--------|------|----------|-----|---------|------|
| 本島產 | 百斤 | 三等品 | 四九二 | バナナ | 百斤 | 臺中產中等品 | 四四〇 |
| 在來種支米 | 百斤 | 三等品 | 一〇九三 | 甘藷(赤) | 同 | 上等品 | 三〇〇 |
| 蓬萊種支米 | 同 | 同 | 一〇八五 | 豚肉 | 同 | 二等品(骨付) | 三三九 |
| 落花生(殼剝) | 同 | 花蓮港產小粒 | 一〇五〇 | 黃牛肉 | 同 | 同 | 三四八〇 |
| 麵 索 | 同 | 臺北產 | 一四〇〇 | 家鴨卵 | 百箇 | 江頭產中玉 | 二九〇 |
| 米 粉 | 同 | 粗(太) | 一六〇〇 | 落花生油 | 百斤 | 北港產 | 二六五〇 |
| 味噌(内地式) | 十貫目 | ⊗ | 五〇〇 | 紅 檜(角物) | 一石 | 四寸角(竝上) | 三七〇〇 |
| 醬油(内地式) | 四斗樽 | 黑天 | 一八〇〇 | 扁 柏(角物) | 同 | 同 | 三七〇〇 |
| 砂糖(分蜜糖) | 百斤 | 黃天 | 一九五〇 | 屋根瓦(本島形) | 一萬枚 | 上等品 | 四六〇〇 |
| 烏龍茶(再製) | 同 | 中 等 品 | — | セメント | 一樽 | 淺野 | 一三三 |
| 包種茶(粗製) | 同 | 同 | — | 石炭(切込) | 一萬斤 | 五堵產中等品 | 六〇〇 |
| 蠶 節 | 十貫目 | 基隆產特製品 | 六〇〇〇 | 石 油 | 一箱 | 臺 寶 | 五二五 |

| 品名 | 種類 | 單位 | 建設 | 物價 | 價格 |
|---------|----|----|----|----|------|
| 日本島產 | 綠茶 | 一斤 | ◇ | 印 | 1100 |
| 長梗白米 | 白糖 | 一斤 | ◇ | 印 | 240 |
| 蓬萊白米 | 糖 | 一斤 | | | 330 |
| 丸糯米 | 糖 | 一斤 | | | 330 |
| 櫻麥 | 油 | 一斤 | | | 600 |
| 大豆 | 油 | 一斤 | | | 600 |
| 落花生(殼粒) | 鱈 | 一斤 | | | 110 |
| 米 | 鱈 | 一斤 | | | 110 |
| 麵 | 節 | 一斤 | | | 1100 |
| 小麥 | 節 | 一斤 | | | 500 |
| 甘薯(赤) | 肉 | 一斤 | | | 500 |
| 馬鈴薯 | 肉 | 一斤 | | | 1050 |
| 玉葱 | 肉 | 一斤 | | | 600 |

臺北市的重要品小賣物價

(昭和十三年五月)

| 品名 | 種類 | 單位 | 建設 | 物價 | 價格 |
|-------|--------|----|----|----|------|
| 木炭 | 杉板(小節) | 一坪 | | | 200 |
| 薪 | 同 | | | | 230 |
| 芋麻 | 同 | | | | 100 |
| 內地產 | 同 | | | | 880 |
| 白米 | 電氣表 | 十枚 | | | 1734 |
| 小麥 | 純銅含有 | 一斤 | | | 1087 |
| 小麥粉 | 徑五分 | 一斤 | | | 190 |
| 醬油 | 水溶磷酸 | 一斤 | | | 190 |
| 精製糖 | 一呎(七貫) | 一斤 | | | 430 |
| 澤庵漬 | 五百貫 | 一斤 | | | 2550 |
| コンデンス | 天龍 | 一斤 | | | 400 |
| 鰵魚 | 五百枚 | 一斤 | | | 2500 |
| 晒金巾 | 大連產 | 一斤 | | | 530 |
| 晒木綿 | 大連產 | 一斤 | | | 350 |
| 杉丸 | 新大連產 | 一斤 | | | 400 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 牛乳 | 花生油 | 白絞油 | 木炭 | 薪 | コークス | 内地産 | 白米 | 醬油 | 澤庵漬 | 鰾節 | 鰾 |
| 一合 | 同 | 同 | 百斤 | 同 | 同 | 一斗 | 二立瓶詰 | 百匁 | 同 | 同 | 同 |
| | | | 牛相 | | | 豐前 | | 山口産 | | | |
| | | | 燒樹 | | | | | | | | |
| 八〇 | 九〇 | 九〇 | 二六〇 | 一五〇 | 一三〇 | 四四〇 | 大 | 三〇 | 三〇 | 三〇〇 | 八〇〇 |
| コンデン | 晒木 | 晒金 | 白綿 | 白綿 | 石鱗 | 同美 | 濃 | 紙紙 | 紙紙 | 豆 | |
| スド | 綿 | 巾 | ネル | スリン | 鯨 | | | | | | |
| 一 | 一 | 一 | 同 | 同 | 一十 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 罐 | 反 | 反 | 碼 | 碼 | 筒 | 筒 | 筒 | 筒 | 筒 | 筒 | 筒 |
| | | | | | | | | | | | |
| 森永 | | | | | | | | | | | |
| 印 | | | | | | | | | | | |
| 一四〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 五三〇 | 一一〇 | 一四〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |

第六節 貨 銀

本島の貨銀は、改隸直後の土匪・草賊鎮壓時代より、土木鐵道建設時代を経て、歐洲大戦を迎へ好景氣の波に乗り、物價騰貴に連れ始政以來激騰に激騰を重ねて今日に至つた。其の最高位を示したのは大正九

年で、内地人に於て、戦前に比し二倍強の昂騰、更に明治三十五、六年に比しては約四倍の暴騰である。本島人に於ても、大正九年は戦前に比して約三倍の昂騰を示し、改隸當時に比しては驚くべき暴騰を示すに至つた。昭和四年上半期を基準とする臺北市の總平均貨銀指數は、昭和十二年下半期に於て内地人九四・四、本島人一〇一・四であつて之を前期に比すれば内地人〇・五二%の低下、本島人は三・三%の昂騰である。尚之を前年同期と比較すれば内地人三・六%、本島入五・八%の昂騰である。内地人貨銀三十一種目中、保合二十四、昂騰五、低下二、本島人七十五種目中保合四十三、昂騰二十一、低落十一となつて居る。

各種勞働賃銀表

(昭和十二年下半期)

| 職 業 別 種 族 | 臺北 | | | | 基隆 | | | | 新竹 | | | | 臺中 | | | | 臺南 | | | | 嘉義 | | | | 高雄 | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | 旋盤工 | 仕上工 | 鑄造工 | 鍛冶工 | | |
| 内地人 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 | 二五〇 | 一八〇 | 二五〇 | 一六〇 |
| 本島人 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 一〇〇 |

| 食料品工業 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 製粉工 | 製麵工 | 醬油醸造工 | 味噌醸造工 | 製糖工 | 菓子製造工 | 鳳梨罐詰工 | 再製茶工 | 茶撰女工 | 茶摘女工 | 洋服裁縫工 | 和服裁縫工 | 本島服裁縫工 |
| 本内地人 | 本内地人 | 本内地人 | 本内地人 | 本内地人 | 本島人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 |
| 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 |
| 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 | 150.00 |
| 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 |
| 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 | 210.00 |
| 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 |
| 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 | 270.00 |
| 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 | 300.00 |

| 工業 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 製革工 | 榨油工 | 同業女工 | 爆竹製造男工 | 製藥工 | 瓦製造工(型造) | 煉瓦製造工(型造) | 硝子製造工(吹込) | 硝子製造工(檢瓶) | セメント製造工 | 陶器轉軸工 | 莫大小編女工 | 綿紡績女工 | 麻紡績女工 | 製織工 | 木型工 |
| 本島人 | 本島人 | 本島人 | 本島人 | 本島人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 |
| 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |
| 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 | 120.00 |
| 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 | 140.00 |
| 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 | 160.00 |
| 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 | 180.00 |
| 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 | 200.00 |
| 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 | 220.00 |
| 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 | 240.00 |

| 活版植字工 | 木竹草類に關する製造業 | | | | | | | | | | |
|-------|-------------|--------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 製材工(手挽) | 同(機械挽) | 指物工 | 建具工 | 漆器工(塗師) | 竹細工 | 籐細工 | 疊刺工 | 車製造工 | 桶製造工 | 製筵女工 |
| 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 |
| 一五五〇 | 〇三〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 〇八〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

| 建築業 | | | | | 被服及製造業 | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大工 | 左官 | 石工 | 煉瓦積工 | 瓦葺工 | 染物工 | 金銀細工 | 下駄工 | 靴工 | 笠製工 | 蓑製工 |
| 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 | 本内島地人 |
| 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一六五〇 | 一七五〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一七五〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |

備考 従来の賃銀は建築方面を主として工場方面の調査を缺きたるを以て、昭和三年十二月訓令第九十一號を以て之れが報告様式を改正し、工場賃銀をも網羅し、昭和四年上半期より實施せり。

| 雜業 | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 同 | 月備下 | 同 | 日備人夫 | 庭 | 同 | 農業水田作 | 同 | 農業畑作 | 轎 | 坑 | 漁 |
| 女 | 男 | 女 | 男 | 師 | 女 | 男 | 女 | 男 | 夫 | 夫 | 夫 |
| 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 |
| 六〇〇〇 | 一八〇〇 | 〇〇 | 〇八〇〇 | 一五〇〇 | 二五〇〇 | 一〇〇〇 | 〇五〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇 | 一〇〇〇 |
| 五六〇〇 | 一五〇〇 | 〇五〇〇 | 一〇〇〇 | 一四〇〇 | 〇五〇〇 | 〇五〇〇 | 〇五〇〇 | 〇五〇〇 | 一〇〇〇 | 〇八〇〇 | 一五〇〇 |
| 八五〇〇 | 一五〇〇 | 〇六〇〇 | 〇九七五 | 〇〇 | 〇六五〇 | 一三五〇 | 〇五〇〇 | 〇九〇〇 | 一〇〇〇 | 〇七〇〇 | 〇〇 |
| 八〇〇〇 | 八〇〇〇 | 〇五五〇 | 〇七〇〇 | 一五〇〇 | 〇四〇〇 | 〇七〇〇 | 〇四〇〇 | 〇六五〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 五〇〇〇 | 一五〇〇 | 〇〇 | 〇九三〇 | 一三〇〇 | 〇五〇〇 | 〇六〇〇 | 〇五〇〇 | 〇六〇〇 | 一〇〇〇 | 〇七〇〇 | 〇六〇〇 |
| 一〇〇〇 | 一五〇〇 | 〇〇 | 〇八〇〇 | 一八〇〇 | 〇五〇〇 | 〇八〇〇 | 〇五〇〇 | 〇八〇〇 | 一〇〇〇 | 〇七〇〇 | 〇〇 |
| 一三〇〇 | 一五〇〇 | 〇〇 | 一〇〇〇 | 一六〇〇 | 〇五〇〇 | 一〇〇〇 | 〇五〇〇 | 〇九〇〇 | 二六〇〇 | 一六〇〇 | 一六〇〇 |

| 第六節 賃銀 | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|------|------|------|-------|---------|------|-------|------|------|------|
| 貨物荷捌夫 | 輕鐵後押夫 | 電工 | 彫刻工 | 經師 | 同(牛付) | 荷車挽(手挽) | 同(沖) | 仲仕(陸) | 船造大工 | 製本工 | 石版工 |
| 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 | 本島地人 |
| 一〇〇〇 | 〇九〇〇 | 一四〇〇 | 〇九〇〇 | 二五〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一三〇〇 | 一三〇〇 | 一八〇〇 | 二五〇〇 |
| 一六〇〇 | 一〇〇〇 | 一五〇〇 | 一〇〇〇 | 一四〇〇 | 一五〇〇 | 一六〇〇 | 一六〇〇 | 一三〇〇 | 一三〇〇 | 一五〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一〇〇〇 | 〇六〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 二〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 〇七五〇 | 〇八五〇 |
| 一三〇〇 | 〇七〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一三〇〇 | 一三〇〇 | 一三〇〇 | 一三〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 〇九〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |

第二十四章 財政

第一節 歳計

一 臺灣總督府特別會計 明治二十八年度は軍事費を以てし、二十九年度は一般會計を以てし、翌三十二年度に至り本府特別會計は創始された。爾來同四十二年度迄引續き、臺灣歳入と一般會計からの補充金を以て維持經營さるゝ豫定であつたが、臺灣財政の順調なる發達により、三十八年度以降全く一般會計からの補充金を受けず、財政上獨立し得るに至つた。

臺灣財政の發達を歳入から見ると、特別會計創始後十年後の明治四十年度は三倍に、更に十年後の大正六年度は六倍に、後十年の昭和二年度は十二倍に同十二年度は、實に十八倍に達したのである。

一 特別會計歳入及歳出 (單位圓)

| 年次 | 歳入 | | | 歳出 | | |
|-------|---------|-------|---------|--------|-------|--------|
| | 經常 | 臨時 | 合計 | 經常 | 臨時 | 合計 |
| 明治三十年 | 五三、五八七 | 五、六七六 | 五九、一六三 | 七、七九三 | 三、七九六 | 一一、五八九 |
| 同三十一 | 七四、九三六 | 四、七八三 | 七九、七一九 | 八、〇八七 | 三、〇八三 | 一一、一七〇 |
| 同三十二 | 一〇二、五六五 | 七、二九六 | 一〇九、八六一 | 一〇、三三七 | 六、〇八〇 | 一六、四五七 |
| 同三十三 | 一三〇、三五〇 | 九、一七四 | 一三九、五二四 | 一三、〇三三 | 九、四一三 | 二二、四四六 |

二、科目別歲入二箇年比較 (單位圓)

| 科 | 目 | 昭和十三年度豫算 | | 比較 増△ 減△ | |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------------|--------|
| | | 昭和十三年度豫算 | 昭和十二年度豫算 | | |
| 經常部 | 租稅 | 二九,九〇,四三三 | 二六,六七,二五九 | 三,二三,六七四 | |
| | 印紙收入 | 五,四六,九九七 | 四,六七,七〇七 | 八,九八,二九〇 | |
| | 官業及官有財産收入 | 一一,七四,七三三 | 一一,八六,三九六 | 五,九八,三四七 | |
| | 雜收 | 一,七五,五五二 | 二,〇〇,二七六 | 二,六四,七三四 | |
| | 合計 | 一五,四,八七三 | 一五,一八,〇八八 | 九,四〇,五二七 | |
| | 臨時部 | 官有物拂下代 | 六三,〇四四 | 五九,九五九 | 四,〇八五 |
| | | 雜收 | 一三,五五七 | 一三,五三二 | 一八五 |
| | | 貸付金收入 | 一五,〇四〇 | 一四,六一〇 | 四,三三〇 |
| | | 公事費納付金 | 一,一九,六〇〇 | 一九,二六〇 | 一,九三〇 |
| | | 公事費分擔金 | 一一,一九,六〇〇 | 九,七八,二六七 | 一四,一〇七 |
| 工事費 | | 四〇 | 一,二八八 | 一,二八八 | |
| 臨時利得稅 | | 一三,九二,五五〇 | 一,七七,九三〇 | 一三,一四五〇 | |
| 輸出統制稅 | | 一 | 一,七〇六 | 一,七〇六 | |
| 利益配當稅 | | 三六,五二五 | 一 | 三六,五二五 | |

三、科目別歲出二箇年比較 (單位圓)

| 科 | 目 | 昭和十三年度豫算 | | 比較 増△ 減△ | |
|-----|-----------|-------------|-------------|----------------|---------|
| | | 昭和十三年度豫算 | 昭和十二年度豫算 | | |
| 總計 | 公債及社債利子稅 | 三,九七五 | 一 | 三,九七五 | |
| | 通行稅 | 一四,六二六 | 一 | 一四,六二六 | |
| | 入場稅及特別入場稅 | 三八,五九六 | 一 | 三八,五九六 | |
| | 物品稅 | 三三,一五〇 | 一 | 三三,一五〇 | |
| | 北支事件特別稅 | 六八,八八五 | 一〇,九九四 | 四,〇二五 | |
| | 前年度剩餘金繰入 | 三,一五七,九一五 | 一三,三八,三〇一 | 八,八九六,一四 | |
| | 合計 | 三,四三七,六二四 | 一九,六一,二九二 | 八,八一五,一三 | |
| | 總計 | 一八三,〇一四,九九九 | 一六四,七九四,五七九 | 一八,二三〇,四一〇 | |
| | 神戶府 | 總督府費 | 四九,〇〇〇 | 四九,〇〇〇 | 一五三,九九六 |
| | | 地方府費 | 三五四,三六〇 | 三六九,六六六 | 三,四一,二六 |
| 地稅 | | 一四,九二九,三八八 | 一四,九六三,四二四 | 七,三五九 | |
| 稅務 | | 五,三三,一三三 | 五,七五,七三七 | 三,三三九 | |
| 法院 | | 一,四六三,九五四 | 一,四六三,二九三 | 一六,四〇六 | |
| 刑務所 | | 一,二〇三,七五五 | 一,二八六,三九九 | 一,六四〇六 | |
| 合計 | | 一八三,〇一四,九九九 | 一六四,七九四,五七九 | 一八,二三〇,四一〇 | |

第一節歲計

| | | | | |
|---------|--------------|--------------|---|-----------|
| 警察官練習所及 | 二五、六四八 | 一三五、六四八 | △ | 一、三三、四四六 |
| 刑務官練習所 | 九六、四九三 | 一、三三八、四四一 | | 一八、〇〇〇 |
| 醫務官練習所 | 一五、〇九九 | 一、三六二、九五五 | | 三三八、八三四 |
| 試驗場及研究所 | 三、七三七六 | 三、四八八、八九三 | | 七、七、四六〇 |
| 教育費 | 二、九四四、四四一 | 二、一七〇、九八一 | | 二六、四二九 |
| 臺北帝國大學 | 四、三三七八 | 三、九八、三四九 | | 一五、三三九 |
| 社會事業費 | 四、三三七八 | 二、七四〇、四四一 | | 一八、二、六五〇 |
| 氣象局 | 四、三三七八 | 三、〇、四九〇、〇〇九 | | 三六、三三七 |
| 交通部 | 三、三〇三、六五九 | 三、一七二、二六九 | | 一〇、七、五二九 |
| 專賣局 | 三、三〇四、八六四 | 三、八〇七、三四五 | △ | 一三、一、四四五 |
| 森林局 | 三、九一四、八七四 | 六、七三〇、五九三 | | 一〇、一、四二四 |
| 國債整理基金 | 六、五九九、一八八 | 五、〇八七、六五八 | | — |
| 特別會計撥入 | 五、一九〇、七三三 | 一、一五二、二四八 | | — |
| 恩給負擔金 | 一、一五二、二四八 | 二、一〇〇、〇〇〇 | | — |
| 諸支出 | 二、三〇〇、〇〇〇 | 二、一五九、二八八 | | — |
| 豫備金 | 二、三〇〇、〇〇〇 | — | | — |
| 合計 | 一、二五、六四四、四七五 | 一、二五、九二八、八八八 | | — |
| 營業費 | 二〇、八〇七、九三七 | 一、九四〇、九四二 | | 一、三九、五二八 |
| 營業費 | 九、五〇九、二二九 | 七、三二八、七二五 | | 二、一八〇、四三四 |
| 調查及試驗費 | 一、八二七、二七〇 | 一、三六二、四八三 | | 四、五、四七八 |

五九八

| | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---|-------------|
| 勸業費 | 三、九四、七七七 | 三、〇六、六七八 | | 八、五九〇、四九九 |
| 補助費 | 一、一四〇、五七四 | 九、三一、六七五 | | 二、〇、四四〇、九九九 |
| 警察特別施設費 | 五、二六、二八七 | 四、五二、四八一 | | 六、三、八〇六 |
| 阿片癮者矯正費 | 二、八、四八二 | 二、八、四八二 | | — |
| 臨時警備費 | 五、五二、二二三 | 五、五二、二二三 | | — |
| 臨時地方其他費 | 四、三、二二七 | 六、九七、八八八 | △ | 二、六、五七一 |
| 臨時警備費 | 四、三、二二七 | 一、二二三 | | 一、二、五三三 |
| 臨時外國爲替管理費 | 三、三、七四六 | 一、六九、八七九 | | — |
| 臨時米穀移出統制費 | 一、六九、八七九 | 二、七九、三五五 | | — |
| 臨時利得稅徵收費 | 二、七九、三五五 | 一、一〇、四、三三三 | △ | 一、二、六、七、四二六 |
| 新竹臺中兩州 | 三、六、九一七 | 一、一〇、四、三三三 | | 八、三三、七七八 |
| 震災善後費 | 一、四、五、七、八〇九 | 六、三、一、五〇二 | △ | 一、〇〇、〇〇〇 |
| 臨時軍事費特別會計 | — | 一〇〇、〇〇〇 | △ | — |
| 臺灣官設鐵道 | 四、八、一、〇一七 | 一、四、八、六四八 | | 三、三、二、四九九 |
| 產金獎勵及管理費 | 一、六、三、五三三 | 三、四、三、〇三三 | △ | 一、八、〇〇〇 |
| 別支事件費 | 三、〇一、三、九七一 | 一、八、五、七、〇八四 | | 一、二、五、六、八八七 |
| 臨時防空及警備費 | — | — | | — |
| 國民精神總動員諸費 | — | — | | — |
| 臨時船舶管理費 | — | — | | — |

第二十四章財政

五九九

| 費目 | 繼續年度 | 總額 | 昭和十二年支出額 | 昭和十三年支出額 | 昭和十三年和十四年度支出額 | 昭和十四年度支出額 | 昭和十五年支出額 |
|-------------|----------|---------|----------|----------|---------------|-----------|----------|
| 鐵道建設費 | 自昭和十四年度起 | 二八七,五〇〇 | 五九,〇〇〇 | 二三八,五〇〇 | 二四八,五〇〇 | 九〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 |
| 鐵道複線工事費 | 自昭和十四年度起 | 一五〇,〇〇〇 | 〇 | 一五〇,〇〇〇 | 七〇,〇〇〇 | 八〇,〇〇〇 | 二〇〇,〇〇〇 |
| 臺北及高雄驛改良費 | 自昭和十四年度起 | 五九,三〇〇 | 三六,八〇〇 | 二二,五〇〇 | 一九七,三二一 | 六三,六四四 | 〇 |
| 港灣 | 自昭和十四年度起 | 九七,八〇〇 | 七九,八〇〇 | 一七,〇〇〇 | 三二七,二八七 | 三二,一四九 | 三二,五三六 |
| 馬公港修築費 | 自昭和十四年度起 | 八五,〇〇〇 | 二五,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 | 三〇〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 〇 |
| 大型修船渠築造費 | 自昭和十四年度起 | 三三,五〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 二三五,〇〇〇 | 一三〇,〇〇〇 | 一〇〇,〇〇〇 | 〇 |
| 治水事業費 | 自昭和十四年度起 | 四三,〇〇〇 | 二九,五〇〇 | 一三五,〇〇〇 | 二八三,七〇七 | 一〇〇,〇〇〇 | 〇 |
| 縱貫道路改善費 | 自昭和十四年度起 | 四三,〇〇〇 | 二九,五〇〇 | 一三五,〇〇〇 | 二八三,七〇七 | 一〇〇,〇〇〇 | 〇 |
| 道路改良費 | 自昭和十四年度起 | 二六,一五八 | 九,八八八 | 一六,二七〇 | 三〇八,四二七 | 三〇八,四二七 | 〇 |
| 新店礁溪間道路改善費 | 自昭和十四年度起 | 二七,〇〇〇 | 八,五〇〇 | 一八,五〇〇 | 三〇九,一八五 | 五〇九,一八五 | 〇 |
| 臺灣神社造營費 | 自昭和十四年度起 | 二〇,〇〇〇 | 五,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 六〇〇,〇〇〇 | 五五〇,〇〇〇 | 〇 |
| 臺北帝國大學醫部新營費 | 自昭和十四年度起 | 三三,八五四 | 一三,九三五 | 一九,九〇〇 | 四三三,三三三 | 五七五,二八八 | 〇 |
| 臺中醫院新營費 | 自昭和十四年度起 | 二五,九〇五 | 六,四四九 | 一九,四五六 | 三二一,二九〇 | 三九七,四〇〇 | 〇 |

四、繼續費一覽表

| 總計 | 第一節歲計 | 六〇〇 |
|---------|---------|---------|
| 臨時經濟調整費 | 六五〇 | 六五〇 |
| 支那引揚居留民 | 一三,九五〇 | 一三,九五〇 |
| 應急扶助費 | 三二,六四二 | 三二,六四二 |
| 災害救濟費 | 〇 | 〇 |
| 思想犯罪防遏費 | 三三,二九九 | 三三,二九九 |
| 特別軍事施設費 | 〇 | 〇 |
| 警務費 | 一〇,九九二 | 一〇,九九二 |
| 臨時刑務費 | 二,二八〇 | 二,二八〇 |
| 恩赦執行費 | 二,〇〇〇 | 二,〇〇〇 |
| 物貨供給費 | 一六,九三九 | 一六,九三九 |
| 物貨調整費 | 三六,八〇〇 | 三六,八〇〇 |
| 貯蓄獎勵費 | 〇 | 〇 |
| 臺灣拓殖諸株計 | 六七,三三三 | 五二,三四四 |
| 合計 | 一八三,九七八 | 一九〇,〇九八 |

| 項目 | 自昭和十三年 | 自昭和十四年 | 自昭和十五年 | 自昭和十六年 | 自昭和十七年 | 自昭和十八年 | 自昭和十九年 | 自昭和二十年 | 自昭和二十一年 | 自昭和二十二年 | 自昭和二十三年 | 自昭和二十四年 | 自昭和二十五年 | 自昭和二十六年 | 自昭和二十七年 | 自昭和二十八年 | 自昭和二十九年 | 自昭和三十年 |
|--------------------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 結核療養所新設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 無線電信電話施設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 強力無線放送施設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 嘉義郵便局舎新設並電 話交換方式變更工事費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 專賣局煙草工場新設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 專賣局酒工場新設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 工業研究所新設費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 警備船新造費 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 計 | 二〇六、〇四、五九〇 | 一三四、六六、五四四 | 七二、三八、〇〇六 | 一九六、八、九四一 | 一七三、三六、〇六三 | 九四七、一、四八九 | 一、五〇、〇〇〇 | 二、四〇、〇〇〇 | 三、三〇、〇〇〇 | 四、二〇、〇〇〇 | 五、一〇、〇〇〇 | 六、〇〇、〇〇〇 | 六、九〇、〇〇〇 | 七、八〇、〇〇〇 | 八、七〇、〇〇〇 | 九、六〇、〇〇〇 | 一〇、五〇、〇〇〇 | 一一、四〇、〇〇〇 |

五、既往臺灣經費補充金の豫定額と實際額との對照 (單位圓) (△印不足)

| 年次 | 補充豫定額 | 實際補充額 | 比較過不足 |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 明治二十九年 | 六、九四〇、二七五 | 六、九四〇、二七五 | 〇 |
| 同三十年 | 五、九九〇、〇〇〇 | 五、九九〇、〇〇〇 | 〇 |
| 同三十一年 | 三、九四〇、〇〇〇 | 三、九四〇、〇〇〇 | 〇 |

| 年次 | 補充豫定額 | 實際補充額 | 比較過不足 |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 同三十二年 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 〇 |
| 同三十三年 | 二、五八六、六一 | 二、五八六、六一 | 〇 |
| 同三十四年 | 二、八六六、八九 | 二、八六六、八九 | 〇 |
| 同三十五年 | 二、四九七、七三 | 二、四九七、七三 | 〇 |
| 同三十六年 | 二、四九七、七三 | 二、四九七、七三 | 〇 |
| 同三十七年 | 一、四六六、一一五 | 一、四六六、一一五 | 〇 |
| 同三十八年 | 一、五〇一、〇三五 | 一、五〇一、〇三五 | 〇 |
| 同三十九年 | 一、三九八、五八九 | 一、三九八、五八九 | 〇 |
| 同四十年 | 一、三三七、一一一 | 一、三三七、一一一 | 〇 |
| 同四十一年 | 一、〇四七、四六一 | 一、〇四七、四六一 | 〇 |
| 同四十二年 | 九、九二、九三三 | 九、九二、九三三 | 〇 |
| 計 | 三、七、八、八、七、五九 | 三、七、八、八、八、八九 | △ 七、〇〇〇、〇七〇 |

二 公債 臺灣の公債の沿革竝に公債に依つて企てられ、若くは公債と關係ある事業を列記すれば左の如くである。

- イ 明治三十二年三月 臺灣事業公債法の制定に依り、公債を財源として縱貫鐵道建設、土地調査、基隆築港、廳舎新營の四事業を起す。
- ロ 明治三十七年三月 公債法を改正し、土地調査の結了に伴ふ大租權の整理を行ふ。
- ハ 明治四十一年 再び同法に改正を行ひ、水利事業、高雄築港、臺東鐵道建設の三事業を起す。

ニ 大正六年度 八堵—蘇澳間、屏東—枋寮間の鐵道敷設工事を起す。
 ホ 大正九年度 西部海岸線中港—大肚間鐵道敷設工事を起す。
 ヘ 同 年度 大安溪道路橋梁と基隆築港工事を公債支辨に移す。
 ト 大正十年度 玉里—里壠間の鐵道建設並に既成鐵道の改良費を計上し、事業公債法の改正を行ふ。
 チ 大正十一年度 酒專賣制度の實施と、私設鐵道(臺東)買收の爲め交付金を要すると、鐵道建設費と其の改良費に増加を要する爲め事業公債法の改正を行ふ。
 リ 大正十二年度 更に鐵道建設費、鐵道改良費及び水利事業費等に増加支出を要するを以て、事業公債法の改正を行ふ。
 ル 昭和二年年度 縱貫鐵道複線其の他の工事費及び二水—外車埕間鐵道買收費等に支出を要するを以て事業公債法の改正を行ふ。
 ヲ 昭和四年度 三貂嶺—菁桐坑間鐵道買收の爲め支出を要するを以て事業公債法の改正を行ふ。
 ヱ 昭和九年度 官營製腦事業經營の爲め支出を要するを以て事業公債法の改正を行ふ。
 以上の内イの事業のため發行し得べき公債は三千五百萬圓であつたが、明治三十八年以後は募集を中止し、之れに代る財源を歳入及一時借入金に求めたから、公債の實際發行高は三千四百五十萬八千五百三十五圓に過ぎぬ。又ハの事業に對しては初めから公債を發行せず、其の經費三千八百九十九萬圓の財源は、順次臺灣銀行からの短期借入を以てしたが、大正六年度から起工の鐵道建設費は再び公債支辨に依ることとし、前記の短期借入金支辨事業は大正七年度限り中止することとした。要するに内地から補充金を受けたる時代は格別とし、獨立會計に入つた明治三十八年度から大正五年度迄は、短期借入金を以て公債支辨事業の財源に充てゝ來た。而已ならず基隆、高雄兩築港事業の如きも、其の第一期計畫は前記の如く公債支

辨事業であつたに拘らず、二期以後の擴張計畫は普通歳入より支辨し來つた。然るに大正九年度以後、基隆築港擴張計畫の追加と共に、復び公債支辨に還つたが、これ畢竟今後は各種の事業益々増加を來すが爲之れを公債と普通歳入とに適宜分割支辨するの要を生じたからである。而して大正十三年度以降は極力事業の緊縮を圖ると共に財界の狀況に鑑み公債募集を打切ることになつたが、昭和元年度に於ては嘉南大圳工事費補助増額等のため之れが財源として三百萬圓を特に發行し、昭和二年度は縱貫鐵道複線其の他の工事費及び二水—外車埕間鐵道買收等の爲め九百三十三萬一千四百圓を發行し、四年度に於ては臺灣鐵道買收の爲め百七十萬四千五百二十五圓を發行し、九年度に於ては更に臺灣製腦會社買收の關係上三百四十五萬二千七百七十五圓を發行した。公債發行高と借入金並に其の償還高は左表の如くである。

| 年次 | 公債 | | 臺灣事業公債法に依る借入金 | | 殘高計 |
|--------|------------|-------|---------------|-----------|------------|
| | 發行高 | 償還高 | 借入高 | 償還高 | |
| 明治三十二年 | 11,111,800 | 1,500 | 311,000,000 | 1,000,000 | 11,112,300 |
| 同 三十三年 | 11,111,800 | 1,500 | 550,000,000 | 1,000,000 | 6,700,000 |
| 同 三十四年 | 11,111,800 | 1,500 | 1,100,000 | 1,000,000 | 5,200,000 |
| 同 三十五年 | 11,111,800 | 1,500 | 2,649,100 | 2,500,000 | 5,260,100 |
| 同 三十六年 | 7,000,000 | 1,500 | 500,000 | 2,500,000 | 3,349,100 |
| 同 三十七年 | 7,375,185 | 1,500 | 1,000,000 | 2,000,000 | 3,149,100 |
| 同 三十八年 | 30,398,800 | 1,500 | 649,600 | 2,998,800 | 8,000,000 |

第一節 歳計

| | | | | | | | |
|----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 同 | 三十九年 | 三八五、六五〇 | 三三、〇〇〇 | 三、四一八、五〇五 | 八〇〇,〇〇〇 | 三、四一八、五〇五 | 三、四一八、五〇五 |
| 同 | 四十年 | 五、四三、四〇〇 | 五、四三、四〇〇 | 三、三六四、一六五 | 八三、七六四 | 三、三六四、一六五 | 三、三六四、一六五 |
| 同 | 四十一年 | 二、三三、五〇〇 | 八、〇一、一五〇 | 三、二八四、八三五 | 二、五八〇、二四〇 | 三、二八四、八三五 | 三、二八四、八三五 |
| 同 | 四十二年 | 二、三三、五〇〇 | 八、〇一、一五〇 | 三、四一五、一六五 | 二、八八八、八七〇 | 三、四一五、一六五 | 三、四一五、一六五 |
| 同 | 四十三年 | 二、三三、五〇〇 | 八、〇一、一五〇 | 三、四一五、一六五 | 二、八八八、八七〇 | 三、四一五、一六五 | 三、四一五、一六五 |
| 同 | 四十四年 | 二、三三、五〇〇 | 八、〇一、一五〇 | 三、四一五、一六五 | 二、八八八、八七〇 | 三、四一五、一六五 | 三、四一五、一六五 |
| 大正 | 元年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 二年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 三年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 四年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 五年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 六年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 七年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 八年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 九年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 十年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 十一年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 同 | 十二年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |
| 大正 | 十三年 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 一、五〇〇,〇〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 一、七九一、八〇〇 | 三、〇五二、三六五 | 三、〇五二、三六五 |

六〇六

| | | | | | | | |
|----|---------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|------------|
| 同 | 十四年 | 二、七四九、一三八 | 二、七四九、一三八 | 九、一〇一、三〇六 | 四、三九、九五二 | 九、一〇一、三〇六 | 九、一〇一、三〇六 |
| 昭和 | 元年 | 三、〇〇〇,〇〇〇 | 三、〇〇〇,〇〇〇 | 九、四〇一、三〇六 | 四、三九、九五二 | 九、四〇一、三〇六 | 九、四〇一、三〇六 |
| 同 | 二年 | 九、七三三、六九五 | 九、七三三、六九五 | 一〇、七四七、七三三 | 一、〇九〇、二八二 | 一〇、七四七、七三三 | 一〇、七四七、七三三 |
| 同 | 三年 | 五、二六六、〇七七 | 五、二六六、〇七七 | 一〇、九〇二、八一一 | 一、一三六、二六三 | 一〇、九〇二、八一一 | 一〇、九〇二、八一一 |
| 同 | 四年 | 四、六四九、八五三 | 四、六四九、八五三 | 一一、三六二、二六三 | 一、二四二、〇五八 | 一一、三六二、二六三 | 一一、三六二、二六三 |
| 同 | 五年 | 一、九二四、四四五 | 一、九二四、四四五 | 一一、四二五、八〇二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四二五、八〇二 | 一一、四二五、八〇二 |
| 同 | 六年 | 六、八七二、二八八 | 六、八七二、二八八 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 七年 | 五、八〇一、一三五 | 五、八〇一、一三五 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 八年 | 八、二四八、七三〇 | 八、二四八、七三〇 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 九年 | 三、四三三、七三五 | 三、四三三、七三五 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 十年 | 一、四三三、七三五 | 一、四三三、七三五 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 十一年 | 一、二八七、七三三 | 一、二八七、七三三 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 十二年(豫定) | 一、二八七、七三三 | 一、二八七、七三三 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 同 | 十三年(同) | 一、二八七、七三三 | 一、二八七、七三三 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |
| 計 | | 一、四三三、七三五 | 一、四三三、七三五 | 一一、四三三、五九二 | 一、三三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 | 一一、四三三、五九二 |

三 地方財政 臺灣に於ける地方税制度は、明治三十一年十月一日より臺北、臺中、臺南の三縣と宜蘭廳とに之れを施行し、同三十四年から澎湖廳に及ぼし、三十五年度から臺東廳に施行することとなり、茲に初めて全島に其の普及を見た。其の地方税經濟は明治三十四年度迄には各縣廳を以て其の經理の單位と

第一節 歳入豫算

六〇八

したが、三十五年度からは地方費區を設け、全島を三費區に分ち經理し來つた。然るに大正九年十月地方制度が改正されて、新に地方團體たる州、廳地方費、市街庄の成立を見るに至つた結果、從來の地方費區は廢止され、州、廳地方費、市街庄は獨立の經濟主體となり其の財政經理をなすこととなつた。越へて昭和十二年十月には廳制施行せられた結果從來廳地方費の區域であつて、臺東、花蓮港、澎湖、の三廳が各獨立した經濟立體と成り、同時に廳地方費は廢止となつたのである。夫等各地方團體の歳入歳出は左表の如くである。

昭和十三年度州及廳豫算總括

| 區分 | 歳入 | | 歳出 | | 前年度豫算額 | 前年度増△減 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| | 計 | 内譯 | 計 | 内譯 | | |
| 臺北州 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 0 |
| 新竹州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 臺中州 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 |
| 臺南州 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 |
| 高雄州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 臺東廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 花蓮港廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 澎湖廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 總計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 |

| 區分 | 地方稅 | | 其他收入 | | 前年度豫算額 | 前年度増△減 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| | 計 | 内譯 | 計 | 内譯 | | |
| 臺北州 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 1,250,000 | 0 |
| 新竹州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 臺中州 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 |
| 臺南州 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0 |
| 高雄州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 臺東廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 花蓮港廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 澎湖廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 總計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 |

第二十四章 財政

六〇九

| 區分州 | 國庫補助 | | | | | | | 總計 | 前年度 預算額 | 前年度 増減 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| | 一般經費補助金 | 教育費補助金 | 衛生費補助金 | 勸業費補助金 | 社會事業補助金 | 土木費補助金 | 防空費補助金 | | | |
| 臺北州 | 1,270,000 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 新竹州 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 臺中州 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 臺南州 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 高雄州 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 臺東廳 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 花蓮港廳 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 澎湖廳 | 1,100,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 總計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | |

三歲出豫算

| 區分州 | 應 | | | | 總計 | 前年度 預算額 | 前年度 増減 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 應 | 土 | 教 | 衛 | | | |
| 臺北州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 新竹州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 臺中州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 臺南州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 高雄州 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 臺東廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 花蓮港廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 澎湖廳 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 總計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 |

二、地方稅課率及分賦金一戶當負擔額

| 區分州 | 地方稅課率及分賦金一戶當負擔額 | | | | | | | 總計 |
|------|-----------------|-------|--------|--------|------|-------|------|----|
| | 所得稅附加稅 | 地租附加稅 | 營業稅附加稅 | 營業稅附加稅 | 戶賦金 | 社會事業費 | 勸業費 | |
| 臺北州 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 新竹州 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 臺中州 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 臺南州 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 高雄州 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 臺東廳 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 花蓮港廳 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 澎湖廳 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |
| 總計 | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | |

第一節 歲計

三、昭和十三年度州及廳特別會計罹災救助基金豫算總括

六一一

| 區分 | 州廳 | 基金收入 | | 二歲出豫算 | | 罹災救助基金支出 | |
|-----|----|------|----|-------|----|----------|----|
| | | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 |
| 臺北州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 新竹州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺中州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺南州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 高雄州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺東廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 花蓮港 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 澎湖廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | | — | — | — | — | — | — |
| 前年度 | | — | — | — | — | — | — |
| 增△減 | | — | — | — | — | — | — |

四、昭和十三年度州特別會計財產造成費歲入出豫算總括

| 區分 | 州廳 | 財產收入 | | 一歲入豫算 | | 二歲出豫算 | |
|-----|----|------|----|-------|----|-------|----|
| | | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 |
| 臺北州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 新竹州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺中州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺南州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 高雄州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺東廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 花蓮港 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 澎湖廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | | — | — | — | — | — | — |
| 前年度 | | — | — | — | — | — | — |
| 增△減 | | — | — | — | — | — | — |

| 區分 | 州廳 | 財產造成費 | | 雜支 | | 豫備費 | | 積立金 | | 總計 | |
|-----|----|-------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|
| | | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 |
| 臺北州 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 新竹州 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 臺中州 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 臺南州 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 高雄州 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 臺東廳 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 花蓮港 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 澎湖廳 | 應 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 前年度 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 增△減 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

五、昭和十三年度州特別會計震災地貧困兒童救恤基金歲入歲出豫算總括

| 區分 | 州廳 | 震災地貧困兒童救恤基金收入 | | 二歲出豫算 | | 震災地貧困兒童救恤基金支出 | |
|-----|----|---------------|----|-------|----|---------------|----|
| | | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 | 前年度 | 本年 |
| 臺北州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 新竹州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺中州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺南州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 高雄州 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 臺東廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 花蓮港 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 澎湖廳 | 應 | — | — | — | — | — | — |
| 總計 | | — | — | — | — | — | — |
| 前年度 | | — | — | — | — | — | — |
| 增△減 | | — | — | — | — | — | — |

六、昭和十三年度州特別會計公共用地施設費歲入歲出豫算總括

一歲入豫算

六一三

第一節 歲計

| 區分 | 應 | | 國庫補助金 | | 繰入金 | | 州債 | | 財產賣拂代金 | | 計 | 前年度 豫算額 | 前年度 比 滑△減 |
|-----|----|----|-------|----|-----|----|----|----|--------|----|---|------------|-----------------|
| | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | | | |
| 臺北州 | | | | | | | | | | | | | |
| 新竹州 | | | | | | | | | | | | | |
| 臺中州 | | | | | | | | | | | | | |
| 臺南州 | | | | | | | | | | | | | |
| 高雄州 | | | | | | | | | | | | | |
| 臺東廳 | | | | | | | | | | | | | |
| 花蓮港 | | | | | | | | | | | | | |
| 澎湖廳 | | | | | | | | | | | | | |
| 總計 | | | | | | | | | | | | | |

二歲出豫算

| | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 共用施設費本年度 支出 計 | | | | | | | | | | | | | |
| 州債 | | | | | | | | | | | | | |
| 財產賣拂代金 | | | | | | | | | | | | | |

七、昭和十三年度應特別會計都市計畫費歲入歲出豫算總括

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 財產收入 | | | | | | | | | | | | | |
| 財產賣拂代金 | | | | | | | | | | | | | |
| 繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| 雜收 | | | | | | | | | | | | | |

二歲出豫算

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 應債金 | | | | | | | | | | | | | |
| 都市計畫費 | | | | | | | | | | | | | |

八、昭和十二年度市街庄豫算

| 科 目 | 州應名 | | 臺北州 | | 新竹州 | | 臺中州 | | 臺南州 | | 高雄州 | | 臺東廳 | | 花蓮港 | | 澎湖廳 | | 合計 | | 前年度 豫算額 | | 前年度 比 滑△減 |
|-----------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|------------|----|-----------------|
| | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | 一歲 | 二歲 | |
| 財產ヨリ生ズル收入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料及手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 國庫補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 州補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 應補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寄附金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰入金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 豫算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度 比 滑△減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第一節 歲計

| 計 | 歲出 | | 前年度 預算額 | 增△ 減△ |
|--------|-----------|------------|------------|-----------|
| | 市街庄債 | 市街庄稅 | | |
| 財產賣拂代金 | 1,000,000 | 2,500,000 | 1,000,000 | 1,500,000 |
| 繰越金 | 2,900,000 | 2,000,000 | 2,900,000 | 1,100,000 |
| 雜收 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 1,100,000 |
| 市街庄債 | 1,000,000 | 2,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 市街庄稅 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 1,100,000 |
| 計 | 9,000,000 | 11,500,000 | 9,000,000 | 2,500,000 |

歲出

| 科目 | 歲出 | | 前年度 預算額 | 增△ 減△ |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| | 臺北州 | 新竹州 | | |
| 神社費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 會議費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 役所費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 土木費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 教育費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 公會費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 衛生費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 汚物掃除費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 合計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 |

第二十四章 財政

| 計 | 歲出 | | 前年度 預算額 | 增△ 減△ |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| | 臺北州 | 新竹州 | | |
| 公債費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 勸業費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 社會事業費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 地方改良費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 公金取撥費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 基本財產造成費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 選舉費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 財產負擔費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 諸稅及負擔費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 名所舊蹟保存費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 警備採取事業費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 砂礫採取事業費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 積立金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 雜支 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 其他 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 預備費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 瓦斯事業費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 乘合自動車費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 合計 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 | 10,000,000 |

| 科目 | 臺北州 | 新竹州 | 臺中州 | 臺南州 | 高雄州 | 臺東廳 | 花蓮港 | 澎湖廳 | 合計 | 前年度 豫算額 | 比 滑△減 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|----------|
| 營繕土木費 | 1,100,000 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 11,800,000 | 11,500,000 | 300,000 |
| 衛生費 | 1,200,000 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 12,400,000 | 12,100,000 | 300,000 |
| 勸業費 | 1,300,000 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 13,000,000 | 12,700,000 | 300,000 |
| 社會事業費 | 1,400,000 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 13,600,000 | 13,300,000 | 300,000 |
| 都市計畫費 | 1,500,000 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 14,200,000 | 13,900,000 | 300,000 |
| 市街庄債 | 1,600,000 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 14,800,000 | 14,500,000 | 300,000 |
| 補助及寄附金 | 1,700,000 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 15,400,000 | 15,100,000 | 300,000 |
| 繰出金 | 1,800,000 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 16,000,000 | 15,700,000 | 300,000 |
| 警備費 | 1,900,000 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 16,600,000 | 16,300,000 | 300,000 |
| 積立金 | 2,000,000 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 17,200,000 | 16,900,000 | 300,000 |
| 基本財産造成費 | 2,100,000 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 2,800,000 | 17,800,000 | 17,500,000 | 300,000 |
| 財産買収費 | 2,200,000 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 2,800,000 | 2,900,000 | 18,400,000 | 18,100,000 | 300,000 |
| 市政調査費 | 2,300,000 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 2,800,000 | 2,900,000 | 3,000,000 | 19,000,000 | 18,700,000 | 300,000 |
| 砂礫採取事業創業費 | 2,400,000 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 2,800,000 | 2,900,000 | 3,000,000 | 3,100,000 | 19,600,000 | 19,300,000 | 300,000 |
| 市街庄負擔金 | 2,500,000 | 2,600,000 | 2,700,000 | 2,800,000 | 2,900,000 | 3,000,000 | 3,100,000 | 3,200,000 | 20,200,000 | 19,900,000 | 300,000 |

| 科目 | 合計 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 | 臨時部 |
|--------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 雜支 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 其他 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 教育費 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 瓦斯事業費 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 市區改正費 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 繼續費支出額 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 乘合自動車費 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |
| 計 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | |

六 元臺灣地方稅會計收入支出

又新地方制度の實施以前である大正九年度迄の、臺灣地方稅會計の收入と支出とを表示すれば左の如くである。

| 年 度 | 收 入 | | 支 出 | |
|---------|------------|-----------|------------|------------|
| | 經 常 | 臨 時 | 經 常 | 臨 時 |
| 明治三十一年度 | 7,478,500 | 4,100 | 5,890,000 | 7,750,000 |
| 同 三十二年度 | 1,590,850 | 1,649,190 | 1,514,330 | 1,700,935 |
| 同 三十三年度 | 1,826,550 | 1,483,520 | 2,755,300 | 3,076,790 |
| 計 | 10,695,900 | 5,132,810 | 10,159,630 | 12,527,725 |

第一節 歳計

六一〇

| 明治 | 三十四年度 | 三十五年度 | 三十六年度 | 三十七年度 | 三十八年度 | 三十九年度 | 四十年度 | 四十一年度 | 四十二年度 | 四十三年度 | 四十四年度 | 大正 | 元年 | 二年度 | 三年度 | 四年度 | 五年度 | 六年度 | 七年度 | 八年度 | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 二〇七、七四六 | 二、三九、三九五 | 二、四三、七〇六 | 二、五八、六六六 | 二、七四、三六九 | 二、九〇、〇七二 | 三、〇五、七七五 | 三、二一、四七八 | 三、三七、一八〇 | 三、五二、八八三 | 三、六八、五八六 | 三、八四、二八九 | 四、〇〇、〇〇〇 | 四、一五、七〇三 | 四、三一、四〇六 | 四、四七、一〇九 | 四、八二、八一二 | 五、一八、五一五 | 五、五四、二一八 | 五、九〇、九二一 | 六、二六、六二四 | |
| | 一、五四、九四七 | 一、九六、一三三 | 二、〇〇、一三三 | 二、〇四、九八六 | 二、〇九、八四五 | 二、一四、七四四 | 二、一九、五九三 | 二、二四、四四二 | 二、二九、二九一 | 二、三四、一四〇 | 二、三九、〇〇〇 | 二、四三、八五〇 | 二、四八、七〇〇 | 二、五三、五五〇 | 二、五八、四〇〇 | 二、六三、二五〇 | 二、六八、一〇〇 | 二、七二、九五〇 | 二、七七、八〇〇 | 二、八二、六五〇 | 二、八七、五〇〇 | |
| | 三、六三、三二九 | 四、一〇、七三八 | 四、四八、二八一 | 四、八六、七六三 | 五、二五、二五五 | 五、六三、七四七 | 六、〇二、二三九 | 六、四〇、七三二 | 六、七九、二二四 | 七、一七、七一六 | 七、五六、二〇八 | 七、九四、七〇〇 | 八、三三、一九二 | 八、七二、六八四 | 九、一一一、五七六 | 九、五〇、四六八 | 一〇、二九、三六〇 | 一〇、〇八、二五二 | 九、八七、一四四 | 九、六六、〇三六 | 九、四四、九二八 | |
| | 二、九六、三三五 | 三、四〇、八八九 | 三、六四、一三七 | 三、六八、七二二 | 三、七三、二一四 | 三、七七、七〇六 | 三、八二、一九九 | 三、八七、一九二 | 三、九一、六八四 | 三、九六、一七六 | 四、〇〇、六六八 | 四、〇五、一六〇 | 四、〇九、六五二 | 四、一四、一四四 | 四、一八、六三六 | 四、二三、一二八 | 四、二七、六二〇 | 四、三二、一一二 | 四、三六、六〇四 | 四、四一、〇九六 | 四、四五、五八八 | |
| | 三、九六、〇五三 | 三、七二、一一一 | 四、〇五、一七四 | 五、五五、八八四 | 一、二三、一三九 | 七〇、四三三 | 八四、七〇二 | 九八、九七一 | 一、一三、二六六 | 一、二七、六一〇 | 一、四一、五〇四 | 一、五五、七九八 | 一、七〇、〇九二 | 一、八四、三八六 | 一九八、二八〇 | 二、一二、一七四 | 二、二六、四六八 | 二、四〇、七六二 | 二、五五、〇五六 | 二、六九、三五〇 | 二、八三、六四四 | |
| | 三、三三、三三七 | 三、七五、九九〇 | 四、〇七、三〇一 | 四、二四、〇〇五 | 五、一〇、一〇九 | 五、九六、二一三 | 六、八二、三一七 | 七、六八、四二一 | 八、五四、五二五 | 九、四〇、六二九 | 一〇、二六、七三三 | 一一、一二、八三七 | 一二、〇〇、九四一 | 一二、八七、〇四五 | 一三、七三、一四九 | 一四、五九、二五三 | 一五、四五、三五六 | 一六、三一、四六〇 | 一七、一七、五六四 | 一八、〇三、六六八 | 一八、八九、七七二 | 一九、七五、八七六 |

同 九年度 七四、九九三 一五、三七八、八九 三、三、七〇一、一三 五、四、四、六六八 三、〇、九、七三三 八、五、三、七〇一

地方税に對する特別會計からの補助金額は、明治三十三、四年度頃は約百三十萬圓に過ぎなかつたが、三十八年度から四十二年度迄は二百萬圓乃至三百萬圓に上つた。之は蕃地警備の爲である。然るに四十三年度以後は蕃地全部を普通警察に移した等の事情に因り、再び三百萬圓以上を補助することゝなつた。大正七年度以後は官吏以下の臨時手当増俸、内國旅費及教育費等の増加の爲め其の補助額も頗る多額となり、大正十二年度には更に營業稅輕減に依る補助金五十萬圓を増加した。大正十三年度には營業稅輕減補助を廢する事となつて居つたが、議會解散の爲め前年度豫算を踏襲する事となり、實行豫算編成に至る迄の四箇月分として、前年度補助額の三分の一、十六萬六千六百六十六圓を補助したものである。

對地方費補助金 (大正十年度以後は各州及び地方費に補助したものを掲ぐ)

| 年次 | 金額 | 年次 | 金額 | |
|---------|----------|----|-------|----------|
| 明治三十三年度 | 一、三〇、七四四 | 同 | 三十八年度 | 二、四三、三三四 |
| 同 三十四年度 | 一、三〇、一五〇 | 同 | 三十九年度 | 二、〇〇、八五七 |
| 同 三十五年度 | 一、六五、五五五 | 同 | 四十年 | 二、三九、四八二 |
| 同 三十六年度 | 一、六三、八三九 | 同 | 四十一年度 | 二、三三、一〇三 |
| 同 三十七年度 | 一、六五、九五四 | 同 | 四十二年 | 二、九七、〇五八 |

ると共に、一面産業の振興に資せんが爲、夙に根本的整理を行ふの必要を認め、昭和八年度以降之が準備調査に著手し家屋税は昭和十二年度より、其の他は全部昭和十二年度より實施せらるることゝなつた。即ち從來の國稅たる所得稅、地租、鑛區稅、印紙稅、登錄稅、臺灣銀行券發行稅、砂糖消費稅、織物消費稅、酒精稅、骨牌稅、關稅、噸稅、酒類出港稅及臨時利得稅の十四種類の外新に營業稅、資本利子稅、(家屋稅)鑛產稅、法人資本稅、外貨債特別稅、相續稅及揮發油稅の八種類の稅目を創設した。

尙北支事變の勃發に因り其の財源の一部に充つる爲内地に於て北支事件特別稅を創設せられた爲、臺灣に於ても内外の情勢に鑑み、臺灣北支事件特別稅を創設し、又内地に倣ひ今次事變に際し出征したる軍人及軍屬に對する租稅の減免及徵收稅令に關する律令を施行した。

以下各稅の概略を説明する。

昭和十三年一月一日現在地租額は田五百七十九萬九千三百三十三圓餘、畑四百四十一萬九百八十圓餘、養魚池三萬七千七百二十四圓餘、建物敷地九十五萬二千七百六十圓餘、山林十萬五百二十二圓餘、雜種地四萬六百一十一圓餘、合計八百三十四萬二千三百三十二圓餘である。

二 所得稅 明治四十三年から始めて法人の所得(第一種)にのみ賦課し、同年度には四十萬圓餘の稅額を得、爾來大正二年度の稅額が、前年の暴風雨の爲め各製糖會社の被害に因つて著しく減じた外は、年々増加し來つた。特に大戰の影響で糖業界も股盛を極め、自ら稅額も遽かに増加し九年度の如きは、調定額實に七百五十萬圓を示した。然るに同年の下半年期に入るや、漸く財果沈衰の兆を呈し次第に其の濃度を加へ、爲めに十年度の調定額は急轉して百七十萬一千圓臺に降下するの已むなきに至り、更に十一年度は益々不況に陥り百七萬九千圓に降下した。而かも一方には本島狀勢の要求に應じ、十年度より新に第二種、

第三種の所得稅をも賦課することゝなつた。是れ亦第一種と同じく財界不況の打撃を免れ得なかつた。然るに最近インフレーション政策、農産物價格の上騰の影響を受け景氣稍々上向き、昭和十一年度の稅額は第一種百七十萬九千二百九十四圓、第二種十七萬七千九百六十二圓、第三種三百三十三萬六千八百四十七圓、計五百一十二萬四千三百三圓となつた。尙今次稅制整理に當り内地の臨時租稅増徴に順應し、第一種及第二種所得稅は内地と同程度に、第三種所得稅は本島特殊の事情に鑑み従前に比し約三萬圓を増加することゝなつた。

昭和十二年度の租稅は九百五十三萬八千四百五十六圓である。

三 營業稅 本島に於ては從來地方稅であつたが、今次の稅制整理に際し國稅として創設せられたものである。其の課稅標準は從來地方稅に於けると同じく賣上、收入、請負、報償金額等所謂外形標準を採用し、且收益六百圓程度以上の營業に課稅して居る。昭和十二年度の稅額は二百九十三萬八千五百五十二圓である。

四 資本利子稅 本島の稅制整理計畫に基き昭和十二年度より創設せられたもので、課稅範圍方法等内地の國稅法と概ね同一である。昭和十二年度の稅額は十七萬二千九百二十六圓である。

五 法人資本稅 昭和十二年内地に於ける本稅創設に順應し創設せられたもので、内地の法人資本稅法と同じく法人の資本額に對し課稅するものである。昭和十二年度稅額は九千六百七十六圓である。

六 相續稅 今次稅制整理に當り創設實施したもので、其の規定の内容は大體に於て内地の相續稅法に準據し稅率も内地の現行法と同程度であるが親族、相續慣習其の他臺灣特殊の事情を考案し相當の特例を設けてゐる。昭和十二年度の稅額は十萬四千八百五十七圓である。

七 鑛業稅 清政府時代は砂金採取者に下付した鑑札料のみであつたが、明治二十九年からは鑛區一千坪毎に(一千坪未滿同じ)每一箇年、(一)石炭、石油、硫黃、砂錫、砂鐵は一圓 (二)金鑛、砂金、其の他の鑛物は二圓の稅金を課することとした。その後明治三十九年、昭和二年兩度の改正に於ては此等鑛物の種類に依る稅額の差等を廢し、全て鑛區一千坪毎に一箇年一圓として課税したが、今次の稅別整理に際し鑛區稅の外に鑛產稅を設けて兩者を併せて茲に鑛業稅を創設した。而して鑛區稅の稅率は千坪に年六十錢(鑛業許可後三年間は通じて五十錢)となり、鑛產稅は鑛產物價格の千萬分の五である。昭和十二年度の稅額は鑛區稅十二萬一千四百四十四圓鑛產稅十六萬九千七百七十九圓である。

八 外貨債特別稅 内地に於ける本稅の創設に順應、昭和十二年四月創設したもので内地法と同一である。昭和十二年度の稅額は二千九百五十八圓である。

九 登録稅 明治三十二年勅令を以て登録稅法の一部を施行されたが、其の内容は甚だ複雑であるから茲には省略する。

一〇 臺灣銀行券發行稅 明治三十年法律臺灣銀行法の規定に依り、保證準備發行制限高二千萬圓を超過して、銀行券の保證準備發行を爲したる額に對し、從來年五分を下らざる課稅を爲したのであつたが、昭和十年四月一日より年三分以上課稅爲すこととなり、課稅率はその都度大藏大臣之れを指定することとなつて居る。尙昭和十二年八月保證準備發行制限高二千萬圓を五千萬圓に擴張せられた。

一一 關稅 改隸勿々の際は便宜上、清政府施行の海關稅率を襲用したが、明治二十九年二月から帝國と締盟各國の條約を本島にも施行し、其の輸入稅も内地と同率のものとなつた。其の後は一時特殊の物品に對して特別稅率を定めたこともあるが、四十四年七月以來は全く内地と同一の稅率となつた。輸入稅の

收入は、内臺關稅統一なる名義の下に四十二年度から一般會計に編入され、其の約半額を一般會計から總督府特別會計に受入れて來たが、大正三年以降は全額を特別會計の收入に屬せしめて居る。

今其の收入額増減の經過を見るに、當初數年は四、五十萬圓に過ぎなかつたが、三十二年の關稅増課以來一躍百萬圓臺に上り、爾來四十年迄は百萬圓乃至百四十萬圓の間を往來してゐたが、其の後製糖業の勃興に連れ製糖機械其他製糖關係品輸入増加の爲め漸増し、四十一年には二百四十六萬圓に達したが、其の後多少の消長があつて大正八年は四百七十餘萬圓と言ふ空前の巨額に上つた。大正九年、十年に依然四百萬圓臺を持続したが、其の後輸入糖其の他の減少に依り三百萬圓臺に降り、十三年の如きは三月迄木材、小麥、大豆等震災關稅の免稅等もあつて二百六十餘萬圓に激減した。十四年は三百十餘萬圓に盛返し、同十五年(昭和元年)は米、砂糖の輸入増及小麥の増稅等に主因して著増し四百七十萬圓に上つた。昭和二年は主として米穀法に依る米及粳の輸入稅免除の爲め減じて三百九十五萬圓に降り、同三年も略々同額、同四年は米の輸入増加の爲め又盛返して四百八十六萬圓となつたが、同五年には深刻な世界的不況と銀價の驚異的落調に因る貿易萎縮に厄され三百十八萬圓に激減し、同六年には更に二百五十一萬圓に減退した。同七年は米の輸入増で二百六十四萬圓に少増したが、八年は又米の著減に主配され二百三十九萬圓に降り、翌九年は専ら揮發油と、ガンニ一囊の入増により二百四十九萬圓と少しく恢復を示した。越えて十年も揮發油とガンニ一囊とは引續き入増したが、過去二年大量入荷を見せた糖蜜と、從來關稅收入上重きを爲して居た小麥とが殆ど輸入影を潛めた爲、又二百四十一萬圓に減少した。十一年は日本アルミニウム會社設立に伴ひ、機械類の外電氣用カーボン、アルミニウム原料たる礬土等の新商品の入荷を見た上、輸入を豫期して居なかつた小麥が相場關係で意外に引合ひ、又藥材や木材等も爲替有利に輸入を促された爲、

三百十七萬圓と昭和六年來の多額に上つた。然し十二年は爲替管理の強化、民需の消費節約輸入代替品の使用強調等に輸入が全面的に抑制せられたのみでなく事變の爲支那からの入荷が杜絶し、或は企業關係で前年特別の需要を見たものが不要に歸し更に又鐵の關稅が免除せられた等幾多惡材料累積し僅に重油の免稅規定の廢止に多少の増收を擧げ得たに過ぎなかつた爲、再び二百六十五萬圓臺に凋落した。

一二 噸稅 初は輸入稅と同じく舊慣に従つたが、條約實施後之れを廢し、三十二年七月以降は外國貿易の爲め外國に往來する船舶に對し、(一)西洋形船は登簿噸數一噸毎に五錢 (二)日本形と支那形とは千石以上五圓、千石未満は三圓を課し、大正五年二月之れを改めて、船用に供する石炭、水又は食料品積込の爲め、若くは仲繼貿易物の積卸の爲め、基隆又は高雄に入港した時は噸稅を免することとした。これは兩港の築港も其の竣成間近く、外國貿易船を引き附けんが爲めに他ならぬ。

當初數年即ち明治三十三、四年乃至三十五、六年頃は入港船舶二十萬噸内外に過ぎず、噸稅も亦一萬二、三千圓乃至一萬四、五千圓に過ぎなかつたが、其の後外國貿易の増進に連れ汽船の入港數増加せる爲め、明治四十二年には入港船舶四十九萬九千噸、稅額二萬一千圓に、四十四年には入港船舶八十一萬三千噸、稅額三萬圓に達するに至つた。其の後多少の消長はあつたが一般に輸出入並仲繼貿易の殷盛に伴ひ入港船舶著増し、爲めに收入額も逐年増加の傾向を辿り、大正十五年(昭和元年)には入港船舶二百七十二萬噸、稅額七萬四千圓、同二年は入港船舶二百七十六萬八千噸、稅額七萬九千圓と云ふ從來にない巨額に上つた。しかし同三年は日貨排斥に依る對支貿易不振等の關係に依り入港船舶二百六十萬五千噸に減少し、稅額も亦七萬圓に減少するに至り、同四年は更に大型船舶の入港減少等に因り噸數二百四十九萬八千噸、稅額六萬六千圓に降つたが、同五年にはや、盛返して噸數二百五十一萬二千噸、稅額七萬三千圓となつた。同六

年は貿易の不況に伴ひ噸數二百三十八萬五千噸、稅額六萬三千圓に減少した。同七年は大型船の炭水補給と仲繼貿易の貨物積卸の爲の入港が多かつたので、噸數は二百五十四萬九千噸に増加したが稅額は五萬四千圓に減少し、同八年は更に噸數では二百八十三萬三千噸を算したが、之は噸稅免除船が増加したので收入増加の事由とならなかつたのみでなく、從來の臨時就航船で定期化し一時納付したものが多かつた爲め噸稅は反つて四萬七千圓に減つた。然し翌九年は貿易船幅狭し噸數三百二十三萬四千噸に上り、稅額も從つて五萬九千圓に増加した。昭和十年は入港噸數三百五十一萬噸と最高記録を作つたが、炭水補給船その他大連直航船等の噸稅免除船が増加したのと、臨時船の定期就航化による一時納付船の増加とで、噸稅は反つて少額を減少し五萬八千圓となつた。昭和十一年は戎克船貿易が極度に衰微したが、汽船は益々幅狭し、就中臨時廻航船の増加に因り、入港噸數は更に三百六十三萬三千噸に上り、前年の記録を改新し本稅亦五萬九千圓と稍々恢復した。昭和十二年の入港總噸數は三百五十七萬七千噸で前年に比べ著しい遜色はなかつたが、之は噸稅免除船の入港増加に支へられた結果であつて、普通貿易船は事變後對岸航路の配船引揚に因り相當減少した。隨つて本稅亦之に主配せられ五萬六千圓に萎縮した。

一三 砂糖消費稅 明治二十九年三月中、清政府時代の稅率を參酌し糖業稅則(日令)を發布し、蔗車稅(蔗車一に付)と砂糖稅(白糖百斤三十五錢)とを課する事としたが、三十四年十月一日から之れを廢止し、砂糖消費稅法を勅令を以て施行し内地と同一の稅率を賦課し來つた。其の後四十三年四月中更に之れを改正し、砂糖の分類を一層細別したのみでなく、糖蜜でも其の糖分の含有量及び氷糖を製造する時に生ずるものと、然らざるものとを區別するに至り、次で昭和二年三月種別及び稅率を改正し、更に六年四月稅率の低減が行はれ、七年一月より實施した、次で昭和十二年三月内地に於て臨時租稅增徴法に依り消費稅を

第二節 租 税

六三〇

増徴することゝなつたので、臺灣に於ても之に順應し同年四月一日から施行した。
 該收入税額の消長に就て見るに、上記糖業税則に依る課税時代は一年二十六萬圓を出なかつたが、消費税法施行の結果、三十五、六の兩年度は何れも七十萬圓臺に進んだが、三十七年度からは非常特別税の賦課と産糖増加とに因り百四十五萬圓餘に躍進し、其の後四十年迄は二百萬圓内外であつたが、四十一年度に至り税率引上げの結果三百五十萬圓に上り、四十二年期からは内地精製糖の原料として我が粗製糖の無税供給を開始せるに拘らず、尙同年度は五百四十六萬七千餘圓に躍進し、遂に四十三年度には俄然一千二百一十一萬七千餘圓のレコードを作るに至つた。然るに四十四年以後は、連年の暴風雨に依り甘蔗の被害甚しく産糖額を減じ、一面に内地精製糖に供給する原料糖の移出額を増加せるなどの關係から、漸次其の税額を減じ、四十四年度に一千萬圓臺を維持したものが、大正元年には七百萬圓臺に下り、更に二年度には五百萬圓臺に落下するの已むを得ざるに至つた。而かも三年度以後は内地消費糖は凡べて内地に於て徵税し、臺灣での徵税は僅に島内消費のみに局限され頼に收入を減じなければならなかつた。左に消費税法施行後の検査高と收入税額を表示しやう。

| 年度又は年 | 再製糖 | | 分蜜糖 | | 合蜜糖 | | 計 | | 糖 高 | | 收入税額 |
|--------|--------|---|--------|---|-------|---|--------|---|-----|---|-----------|
| | 砂 | 檢 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | |
| 明治三十五年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 七、七九四、七〇〇 |
| 同三十七年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 一、四五四、〇〇〇 |
| 同四十年 | 二〇、七六六 | — | 二八、五九六 | — | 八、八〇〇 | — | 一三、七〇四 | — | — | — | 二、〇〇〇、八六六 |

| 年度又は年 | 再製糖 | | 分蜜糖 | | 合蜜糖 | | 計 | | 糖 高 | | 收入税額 |
|-------|-----------|---|--------|---|-----------|---|-----------|---|-----|---|-----------|
| | 砂 | 檢 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | 糖 | 蜜 | |
| 同四十二年 | 五、一七三、三六三 | — | 三三、〇一八 | — | 一、七二二、一五四 | — | 四、五三六、〇九八 | — | — | — | 一、三七一、七三四 |
| 同四十三年 | 二、七二五、五〇〇 | — | 一〇、六一九 | — | 一、四三三、〇七九 | — | 二、一〇七、三三〇 | — | — | — | 七、八五五、七一一 |
| 同三十四年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 七、九一六、三三三 |
| 同三十五年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 九、八一七、三三三 |
| 同三十六年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 一、六三三、八〇九 |
| 同三十七年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 一、三二一、〇五三 |
| 同三十八年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 一、五三三、一〇三 |
| 同三十九年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 一、七二二、七五〇 |
| 同四十年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、四一〇、一四一 |
| 同四十一年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、三九九、五九一 |
| 昭和元年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、八〇九、四三九 |
| 同二年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、九九〇、六六五 |
| 同三年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、八五九、九七八 |
| 同四年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、九三二、六七七 |
| 同五年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、九七四、七三六 |
| 同六年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 二、八三二、二九四 |
| 同七年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 三、〇一七、五四四 |
| 同八年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 三、三一九、五七八 |
| 同九年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 三、四六二、三九七 |
| 同十年 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

第二節 租 税

六三二

同 十二年

一六四、七六五、五三

三三、一六、九四

一六八、九四八、八四

三九、〇五、六六

四〇、〇七、七三

備考 一、検査高は年額、収入税額は年度とす

二、年度は四月一日より翌年三月三十一日迄、年額は前年十一月一日より其の年十月三十一日迄とす、但昭和元年以前は十一月一日より翌年十月末日迄とす

一四 骨牌税 明治三十五年七月一日より實施、税率は骨牌一組毎に二十錢で、包裹に収入印紙を貼用させ、其の製造業者には亦製造場一箇所毎に免許料年額六十圓を納付せしめて居たが、大正十五年四月より免許料の制度廢止せられ、税率は麻雀には一組三圓、其の他は五十錢に改められたが、臺灣特殊の骨牌たる四色牌に對し他の骨牌と同率の五十錢の課税を爲すは高率に失する弊あつたので更に昭和十二年九月二十五日から臺灣に於ける四色牌は税率十錢に改正せられた。現在製造場は五箇所であるが製造數量も少く又對岸より輸入せらるゝものも僅少で、隨つて歳入は微々たるもので、昭和十二年度七千九百三十六圓に過ぎぬ。

一五 織物消費税 明治三十七年三月の非常特別税法中の毛織物消費税の實施に始まり、後其の他の織物にも及ぼしたが、四十三年四月一日からは織物消費税法を勅令にて本島に施行し今日に至つた。其の税率は大正十五年三月迄は劃一的に價格の割であつたが、四月一日より綿織物及び綿織物と看做さるゝ織物は課税せぬことに改められ、更に昭和六年四月非課税物件の範圍を擴張し、又税率を低減して同年十二月一日から施行することゝなつた。大部分は輸入織物であつて大正十一年度以前は年々の収入二十萬圓以下であつたが、十二年度は輸入税免除の關係上三十萬圓餘の収入があり、十四年度は二十萬圓に減じ、昭

和元年度は税法改正の爲め九萬二千圓に激減し、其の後漸減して十二年度は五千三百十九圓に減つた。

一六 印紙税 明治四十一年六月の臺灣印紙税規則に依て印紙税法を施行、大正十二年一月一日から勅令を以て施行することに改められた。其の税額は的確な算定の資料は得難いが、從來大約三十五萬圓内外の見當であつたが、昭和二年三月に税法改正が行はれた爲に従前に比し多少減收となつた。此の外税印押捺に依る稅收がある。

一七 酒精税 大正十一年酒類專賣の實施と同時に酒精税が施行せられ、島内に於て消費する酒精は政府の專賣に屬した。酒精分九十度以上の酒精及び酒精含有飲料の製造は、總て從來と變ることなく民業の儘であるが爲め、各製糖會社は依然糖蜜を原料とし繼續して製造してゐる。大正十五年四月から税率が引上げられたのと其の他の事情で、昭和元年度は頗る增收となつたが、二年度以降は略々平常に復した様である。左に其の査定高及び収入額を示す。

| 年次 | 査定石高 | 収入税價 | 摘 | 要 |
|--------|--------|-----------|--------------------|---|
| 大正十二年度 | 一八、三六六 | 三六、七九五 | 査定石數は三月一日より翌年二月末日迄 | |
| 昭和元年度 | 一四、〇九四 | 五、九六、三二 | 収入税額は四月一日より翌年三月末日迄 | |
| 同 三年度 | 一七、一九七 | 四、二九、〇九 | | |
| 同 五年度 | 一三、一七三 | 四、三、四九、〇〇 | | |
| 同 七年度 | 一五、七三三 | 三、九六、〇〇三 | | |
| 同 八年度 | 一四、〇五六 | 三、三九、一〇三 | | |

| | | | |
|---|------|---------|---------|
| 同 | 九年度 | 一四九、六四〇 | 三三六、〇五七 |
| 同 | 十年度 | 一八七、八〇九 | 三六九、七六七 |
| 同 | 十一年度 | 一七九、三二八 | 三八四、〇五八 |
| 同 | 十二年度 | 二〇六、一七七 | 二九二、七六七 |

一八 酒類出港稅 昭和九年十二月臺灣酒類出港稅令を制定して、臺灣酒類專賣令に於ける酒類（酒造稅法に於ける酒類及び麥酒稅法に於ける麥酒を除く）で臺灣に於て製造したるものを内地に移出するとき、酒精及び酒精含有飲料稅法の造石稅と同一の稅率に依り出港稅を課することゝなつた。次で昭和十二年四月内地に於て臨時租稅增徴法に依り、酒精及酒精含有飲料稅法の造石稅を増徴することゝなつたので、臺灣に於ても當分の内臨時租稅增徴法第十六條の規定に依る増徴額に相當する稅額を増徴することゝし昭和十二年四月一日から實施した。十二年度に於ける收入稅額は六千八百五圓である。

一九 揮發油稅 内地に於て燃料國策に寄與せんが爲創設せられた事情に鑑み、臺灣に於ても之に順應し、昭和十二年四月一日から勅令を以て内地と同一の稅法を施行し、揮發油一軒に付十三圓二十錢を賦課することゝなつた。昭和十二年度の收入稅額は二十六萬百十四圓である。

二〇 臨時利得稅 昭和十年度より實施時局の影響に因り利益の増大せる法人及個人に對し、其の利得に賦課する昭和十二年度の徵收額は二百七十六萬一千圓である。

二一 北支事件特別稅 北支事變勃發に伴ひ事變費の財源に充つる爲、内地に於て北支事件特別稅を創設したので、臺灣に於ても内外の情勢に鑑み之に協力するの必要を認め、昭和十二年八月より之を實施す

ることゝなつた。本稅は所得稅及臨時利得稅の附加的増徴を爲すと共に、利益配當及公債及社債利子の一部並に特定物品に對し、物品特別稅を課することゝした。其の内容及施行期間等は大體内地の稅法と同様である。昭和十二年度の徵收額は百七萬百四十九圓である。

二二 支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租稅の減免及徵收猶豫に關する件 昭和十二年十月より施行した。本件の内容は内地に於て施行せられた法律と略同様であつて、今次事變に際し出征したる軍人及軍屬の納付する第三種所得稅營業稅及地租等に對する輕減、又は免除並に第三種所得稅營業稅に付徵收猶豫を爲すものである。

二三 官有地小作料 本島の官租地即ち官有田園の起源には種々の沿革あり又其の名稱も種々あつて、改隸の當時は舊制に依つたが、明治四十三年を以て官租地取扱規程を定め以て今日に至つた。

二四 地圖 財務局に於て保管する地圖は、地圖原圖（地籍原圖）及び二萬分一十萬分一、の全島地形圖である。何れも元臨時臺灣土地調查局より引繼のものを主とし、前者は其の後地租規則、林野調查規則及び不要存置林野整理等に依り作製したものを合し、昭和十三年一月一日現在の地圖原圖七萬五千七百六十五枚、測量原圖六十五萬八千九百三十九枚あり、此の外關係測量圖簿及び地圖訂正事項記錄等がある。是等は孰れも地籍圖の根源と爲り、且又各筆境界異動の沿革を闡明すべきものであるから、嚴密に檢査し保存してある。後者、即ち地形圖は國防、治民、殖産興業及び交通等諸般の施設計畫に廣く使用せらるゝものであるから、大正九年地方制度改正に伴ふ州廳管轄區域界及び地名變更等の改版を行ひ要塞地帯の部を除き一般に利用し得らるゝ様發賣させて居る。

二五 土地測量標 各種測量の基準點として永久に大切に保存されるものであつて、三角點、水準點等

の區別があり、全島で昭和十三年一月一日現在九千二百三十五點ある。何れも臺灣土地測量標規則に依り設置保管竝に使用されるのである。

注意 以上の他に學租あるも、教育との關係最も深きを以て其の章下に之れを一括した。

二 地方稅

臺灣の地方稅は明治三十一年七月律令第十七號を以て發布の臺灣地方稅規則に基き、地租附加稅、家屋稅、營業稅、雜種稅の四種目を賦課することゝせられたのであるが、大正九年十月を以て州制、廳地方費令市制、街庄制の實施と共に之れを廢止し、是等團體に新に州稅、廳地方費稅及市街庄稅の課稅權を附與し、其の稅種を地租附加稅、所得稅附加稅、戶稅、營業稅及雜種稅の五種目と改められたのである。其の後昭和十年州制、市制及街庄制の改正を見たのであるが、地方稅制に付ては大正九年以來大なる變革がなかつたのである。然るに地方團體の發達に對する財政需要の増加竝に社會經濟事情の進展に伴ひ、大正九年の稅制改正の儘にては幾多適合せざる點及負擔の適正を缺くものがあつたので、昭和十年三月府令第十八號を以て臺灣地方稅規則を、府令第十九號を以て臺灣廳地方費稅規則を發布せられ、茲に地方稅制に一大改變を見たのであるが、更に昭和十二年十月廳制の施行に依り、臺灣廳地方費令及臺灣廳地方費稅規則は之を廢止し、従來の廳地方費稅は廳稅と改め臺灣地方稅規則に一括規定せられたのである。而して今此の内容を説明すれば次の如くである。

一 州稅及廳稅 州稅及廳稅は國稅附加稅として所得稅附加稅(第二種の所得稅に對するものを除く)、地租附加稅、營業稅附加稅及礦業稅附加稅の四種目であり、特別稅として戶稅、特別營業稅及雜種稅の三

種目である。

イ 所得稅附加稅 本稅は大正九年の稅制改正に依り初めて設けられたる稅にして、當初は法人の所得稅(第一種)に對する附加稅のみに賦課することゝし、其の稅率を本稅の百分の十七(廳地方費百分の十五)としたのであるが、市街庄稅新設の關係上各州共其の賦課率を百分の十五に止め、其の收入稅額は大正九年度十三萬二千圓であつたが、其の後財界の好況に依り増加の一途を辿り昭和十一年度の豫算額は二十三萬五千四百三圓となつたのである。而して昭和十二年三月の改正に依り第三種にも附加稅を課することゝせられ、州にありては其の稅率第一種の所得稅に對するもの所得稅百分の十八、第三種の所得稅に對するもの所得稅百分の二十五を制限率とし、各州は此の制限内に於て賦課することを得せしめ、廳地方費に在りては第一種に對するもの百分の十八、第三種に對するもの百分の十と改められたのであるが、本稅たる所得稅率の引上に依り負擔の増加を來すのみならず、昭和十四年度に於て家屋稅附加稅新設せらるゝに至る迄は、戶稅は其の儘州稅又は廳稅として存置せらるゝので、個人負擔の急激ある増加を避くる爲、臺北州は所得稅百分の二十以内、其の他の州は百分の十以内とすることに通牒せられたのであるが、昭和十二年九月(廳地方費稅廢止、廳稅の新設)の改正に依り、廳は州と同様の制限率の範圍内に於て定むることゝせられたのである。今昭和十三年度の豫算額を示せば百六萬六千八百七十三圓である。

ロ 地租附加稅 明治三十一年地方稅規則實施當初の稅率は地租三分の二を超過する事を得ずとし、其の後數回の改正を経て大正九年度には地租の百分の五十としたのであるが、同年十月地方制度改正せられ稅率は地租の百分の五十以内(廳地方費稅百分の四十)と定められた。然し市街庄に於ても亦地租に對して附加稅を課するの關係上急激の増加を避くるため、各州共其の賦課率を地租の百分の四十に止めたが、

漸次財政の膨脹に伴ひ、廳地方費は昭和二年度より税率を地租の百分の五十に改正せられ、更に各州は昭和十年三月地租の百分の七十以内に廳地方費は昭和十一年三月地租の百分の六十に改正せられたのであるが、昭和十二年三月の改正に依り州は地租百分の百の制限の下に各州に於て定むることとし、廳地方費は百分の七十と改められたが、昭和十二年九月（廳地方費税廢止、廳税の新設）の改正に依り廳は州と同様の制限率の範圍内に於て定むることとなつたのである。其の収入は地方税發布の當年たる明治三十一年度には二十一萬五千圓であつたが、大正元年度には六十二萬圓に進み制度改正前の大正八年度には百五十四萬五千圓となり、更に昭和十三年度は収入豫算額七百六十三萬七千五百圓に躍進を見たのである。

ハ 營業税附加税 本税は昭和十二年三月の税制改正に伴ひ新設せられたのであり、從來の地方税營業税は之を廢止し收益六〇〇圓以上の營業に就ては國税附加税として此の税を賦課し、同未滿の營業に就ては地方税たる特別營業税を賦課することとなつたのである。其の税率は州にありては本税の百分の百の制限率内にて各州に於て定むることとせられ、廳地方費にありては百分の八十と改めたのであるが、其後昭和十二年九月（廳地方費税廢止、廳税の新設）改正に依り廳税は州税同様百分の百以内に於て定むることと改められたのである。今昭和十三年度収入豫算額を示せば二百萬四百二十四圓である。

ニ 鑛業税附加税 本税は昭和十二年三月税制改正により新設せられたのである。其の税率は州にありては鑛産税に對するもの鑛産税百分の二十、鑛區税に對するもの鑛區税の百分の七の制限の下に各州に於て定むることとし、廳地方費にありては鑛産税に對するもの百分の二十、鑛區税に對するもの百分の七と定められたのであるが、其の後昭和十二年九月（廳地方費税の廢止、廳税の新設）の改正に伴ひ、廳は州

と同様の制限率の範圍内に於て定むることとなつたのである。今昭和十三年度収入豫算額を示せば二萬六千七百四十八圓である。

ホ 戸税 地方税時代には家税制度を施行し來つたのであるが、同税は家屋所有者のみに賦課したもので負擔の公正上遺憾とすべきものがあつたので大正九年限り之を廢止し、大正十年度からは一般に州税、廳地方費税として戸税を新設し以て負擔の均衡を得せしむることとし、其の後昭和十二年九月廳地方費税戸税は廳税戸税と改正せられたのである。戸税は配賦税で其の収入税額は各州廳の各年度經費の多寡と戸税以外の収入消長とに依つて増減せられ、本税實施の初年度即ち大正十年度の収入税額は二百十萬七千圓で昭和十三年度の収入豫算額は百四十八萬八千二百二十八圓である。

ヘ 特別營業税 本税は昭和十二年三月の税制改正に依り新設せられたる税であり、從來地方税營業税として課せられたるもの、一部を國税營業税に委管し、國税營業税の賦課を受けざる營業及國税營業税を賦課せざる營業に對し州及廳に於て賦課することとなつたのである。今昭和十三年度収入豫算額を示せば六十八萬六千六十七圓である。

ト 雜種税 現行の州税及廳税たる雜種税の種類は私法人建物・船筏・車・自動車・轎・畜犬・軌道・藝妓・助興・婦雇傭・興行・特別所得・遊興・屠畜・不動産取得税であり、昭和十二年三月の改正に依り從來雜種税たりし湯屋・理髮・遊技場税は地方税營業税に組替へ、市場・遊藝師匠・遊藝稼人・俳優税は廢止せられ、新に畜犬・軌道（元の車輛税を本税に改む）助興婦雇傭、不動産取得税を設けられたのである。明治三十一年度の収入税額は九萬九千圓に過ぎなかつたのであるが、大正元年度には百十萬圓に進み爾來時運の進歩と共に課税の標準漸く増加して、昭和十三年度の収入豫算額は五百十九萬一千百十四圓を示すに至つたのである。

る。
二 市街庄税 市街庄税は大正九年初めて新設せられた當初は、國稅附加税として地租割、第一種所得税に對する所得税割、州又は廳地方費税の附加税として戸税割、營業税割、雜種税割及特別税で其の税率は地租割地租の百分の三十、所得税割所得税の百分の二、營業税割營業税百分の三十八、雜種税割特別所得税に對するもの百分の十三、其の他に對するもの百分の三十と定められたのであるが、地租割に對しては大正九年改正の當初は急激なる負擔の増加を避くる爲、地租割地租百分の十以内とすべき通牒を發せられたのであるが、其の後市街庄の發達に伴ひ財政需の増加の爲地租百分の三十迄賦課したのである。而して昭和十二年三月の改正に依り國稅附加税として所得税割（第一種及第三種）、地租割、營業税割及營業税割の四種目州、廳稅附加税として戸税割、特別營業税割及雜種税割の三種目及特別税となつて居る。而して其の税率は所得税割所得税の百分の二、地租割地租百分の五十、營業税割營業税百分の五十、營業税割營業税割營業税百分の七、特別營業税割百分の百、雜種税割特別所得税に對するもの百分の一、其の他に對するもの百分の三十となつて居るが、特別税は目下の處臺北市に於て市場税を課するの外全島他市街庄にはないのである。今昭和十一年度と昭和十二年度との各市街庄の是等收入豫算を表示すると左の如くである。

市街庄稅收入豫算總額（一般會計に屬する分）

| 區 分 | 年 次 | | 増 減 |
|------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | 昭和十一年度 | 十三年度 | |
| 所得稅割 | 三九六三七 <small>円</small> | 五,五八二 <small>円</small> | 一,三九四五 <small>円</small> |

| 合 計 | 年 次 | | 増 減 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| | 昭和十一年度 | 十三年度 | |
| 地 租 割 | 二七五,七三八 | 三七三,四九三 | 九三八,七五四 |
| 營 業 稅 割 | 一,二四六,〇〇三 | 一,三四五,七〇一 | 九九六,九八 |
| 戶 稅 割 | 一四,三九九 | 一四,三三九 | 一五九 |
| 礦 業 稅 割 | 七,八九八二九 | 八,三四二,七〇四 | 四四三,八七五 |
| 特別營業稅割 | 四三,五三〇 | 七〇,一八九 | 二六,四八七 |
| 雜 種 稅 割 | 一,三三一,一六三 | 一,四八一,四〇〇 | 一五〇,二三八 |
| 小 計 | 一,三六二,〇六九 | 一,五六九,一三〇 | 一九九,三三八 |
| 特別稅市場稅 | 五,七七五 | 一,一五五〇 | 五,七七五 |
| 特別稅都市計畫稅 | 二〇,一七三 | 二九,八三〇 | 九,五五七 |
| 合 計 | 一,三九〇,六一七 | 一,六〇〇,一七九 | 二〇九,五六〇 |

| | |
|-----|--|
| 合 | |
| 阿片 | |
| 罂粟 | |
| 嗎啡 | |
| 鴉片 | |
| ... | |

第二十五章 專賣

現在臺灣總督府の專賣は、阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種で、阿片は明治二十九年三月製藥所に、食鹽は同三十二年五月鹽務所に、樟腦は同年八月樟腦局に於て開始した。然るに明治三十四年六月に至つて之を專賣局に統一し、同三十八年三月には煙草を、大正十一年七月には更に酒を加へることゝなつた。

第一節 阿片

一 阿片烟膏 阿片烟膏とは、罂粟の果殻から慘出する液汁を乾涸せしめた阿片を溶解、濾過、煎熬等の操作を経て吸食に適する様に精製したもので、その原料即ち生阿片は、波斯産、土耳其産等であるが、現在では主として波斯産を用ひて居る。既に衛生の章中にも述べた通り、其の吸食を絶滅する階梯として、阿片中毒に罹つた所謂癮者に限り鑑札を下附し、暫く吸食を特許することにした。其の販賣は專賣局から地方廳を経て、地方廳の指定した元賣捌人及び小賣人を経て、消費者に賣渡すのである。製品は現在五瓦入チエーブの一種のみで、価格は政府から元賣捌人へ一本五十四錢六厘、元賣捌人より小賣人へ五十五錢三厘、小賣人より消費者へ六十錢となつてゐる、尙消費者への賣渡に就いては營業上左の制限がある。

(一)其の販賣先は烟膏購買吸食特許鑑札所有者に限る。(二)販賣の際は必ず購買者の携帶する通帳に烟膏の數量、金額、並に賣渡年月日、賣渡人の住所、氏名を記入する。(三)購買者が携帶する特許鑑札と通帳には一日分の吸食量記入してあつて其の三日分(吸食量三日分五瓦未滿にあつては五瓦、五瓦以上にして五の倍數ならざる者にあつては倍數に切上げた數量とす)を超ゆる阿片烟膏を購入又は所持することは出来ない。但、吸食量三日分十五瓦以下の者にあつてはその購買し得べき數量に一日分を加へたる數量を所持する事は妨げない。

二 專用阿片 阿片烟膏の他に藥用阿片の賣下がある。是亦專賣局から地方廳へ送付し、地方廳では藥劑師、藥種商又は藥業者の卸賣出願者から入選の上、卸賣特許鑑札を下附する。其の營業上の制限としては、販賣は醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商、製藥者に限り、賣渡の事實は之を規定の帳簿に記入することゝなつて居る。

三 販賣數量と價額 阿片の專賣は既述の如く、結局島内の吸食者絶滅の域に達せしむる階梯であるが、其の效果は逐年現はれ、吸食者數も販賣烟膏の數量も年々減少して居る。併し下等品の需要が減じ上等品が激増し、且つ販賣定價は四圍の事情から數次値上された爲め、販賣の總價額は是迄概して減退しなかつたが、今後は逐年減少すべく既に其の兆候は大正十年以降の成績より窺ふことが出来る。試に之を表示すると左の如くである。尙販賣とは地方廳から元賣捌人に下附せるものを指し、二等阿片烟膏は明治三十九年度限り、三等阿片烟膏は昭和二年度限り夫々販賣を中止した。

| 年次 | 一等阿片烟膏 | 二等阿片烟膏 | 三等阿片烟膏 | 計 | 總價額 |
|--------|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 明治三十五年 | 一七、八八七、七五〇 | 八、八五五、三五〇 | 九、四〇九、〇〇〇 | 三〇、一五二、一〇〇 | 三、〇八、三八六 |
| 同三十九年 | 八、七六〇、七五〇 | 三、七五〇 | 六、三六二、四七五 | 一五、二四五、九七五 | 四、三九、四九七 |
| 同四十三年 | 八、〇三〇、八七五 | | 三、三六三、三五〇 | 一、〇、四七二、二二五 | 四、八四、四三三 |
| 大正三年 | 八、三三六、〇〇〇 | | 一、三六〇、八〇〇 | 九、九三三、五〇〇 | 五、三六、四三七 |
| 同七年 | 七、三三六、七五〇 | | 一、八四四、六三五 | 七、一七二、三七五 | 六、六五、六六四 |
| 昭和元年 | 三、九七〇、二五〇 | | 一、六二、〇〇〇 | 三、九八七、二五〇 | 四、一九三、四八七 |

| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 五年度 | 七年度 | 九年度 | 十年度 | 十一年度 | 十二年度 | 同 | 同 |
| 三、八〇五、二二五 | 二、六一六、〇七五 | 一、九六六、六〇〇 | 一、八九七、六〇〇 | 一、七四四、八〇〇 | 一、六三六、七二〇 | 三、八〇九、二二五 | 四、〇一〇、六五五 |
| | | | | | | 二、六一六、〇七五 | 二、八一九、三八八 |
| | | | | | | 一、九六六、六〇〇 | 二、二四六、六九三 |
| | | | | | | 一、八九七、六〇〇 | 二、〇七二、九三三 |
| | | | | | | 一、七四四、八〇〇 | 一、九〇三、八八〇 |
| | | | | | | 一、六三六、七二〇 | 一、七九四、四八三 |

第二節 食鹽

一 沿革 本島の製鹽は初め簡單なる鹽田に於て鹹水を採取し之を煎熬したものであるが、後鄭成功の時代に天日製鹽法が行はるゝに至り、清領時代に入つて始めて税を課し、更に雍正四年官營となり以て我領有の時に及んだ。併し改隸當初は官營を廢して生産販賣共に民間の自由に委したが、其の結果鹽田は荒れ、品質は下り鹽價の變動亦甚しく、販賣中心地を遠ざかるに隨つて百疋一圓二、三十錢から十三、四圓に及んだ。故に明治三十二年五月是等の弊害を矯めんが爲に專賣制度を實施することになった。爾來本島鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅に百九十七ヘクタール、鹽の産額一千八十餘萬疋に過ぎなかつたものが、翌三十三年度末には三千六百萬疋に進み、既に島内の需要を充して尙餘りあるに至つた。併し專賣局に於ては當初の方針を以て鋭意鹽田の改善並に擴張を補助獎勵した結果漸次堅實なる發達を遂げ、本島主要産業の一たるの實を擧げた。斯くして昭和十一年度末には鹽田面積二千三十九ヘクタールとなり、天日鹽二億百十二萬疋、煎熬鹽二千三百九十三萬疋、十二年度末（鹽田面積二千三十九ヘクタール）

ル)には比較的氣象關係に於て恵まれなかつたが、天日鹽一億八千三百九十九萬疋、煎熬鹽二千五百七十五萬疋の産額を得ることゝなつた。

尙臺灣製鹽株式會社が工業用鹽製造の爲、十年十二月より臺南州北門郡七股庄地先に約三百八十八ヘクタールの鹽田開設に著手し、目下工事進捗中である。西部海岸は製鹽適地に富んで居るから、將來益々發展することは疑ひない。

二 買收と供給 製鹽業者からの買收は、日々、專賣局所屬一支局(臺南)、四出張所(鹿港、布袋、北門、烏樹林)に於てし、其の價格は生産の難易と生産者の經濟狀態を參酌してあるので各地一様ではないが、現在百疋(昭和十一年十二月十八日改正)の賠償價格は左の如くである。

上等鹽 五十六錢乃至六十一錢 並等鹽 四十八錢乃至五十二錢
並等鹽乙 四十錢乃至六十一錢 煎熬鹽 二圓十二錢

其の供給機關としては食鹽元賣捌人(七十五人)及び小賣人(二千六百二十九人)の二級制とし、政府から賣渡す食鹽を順次販賣する。賣價に全島を通じ均一で(但し小賣人は元賣捌人の營業場からの運賃を加算することを得)別に産業獎勵の意味で一回の買入高六千疋以上の左の需要者に限り、特別用として專賣局から直接販賣する制がある。尤も味噌及醬油用に附ては更に年使用料三萬疋を要するの制限がある。夫々百疋の價格を示せば次の如くで、其の内曹達工業用、煎熬鹽用、再製鹽用の價格は、賣渡當時に於ける其の食鹽の賠償價格に相當する金額に依ることゝなつてゐる。

普通用.....六圓六十七錢 煎熬鹽 天日鹽 粉碎鹽 五圓五十錢

醬油釀造、魚類及海獸類鹽藏、鹽種、獸皮保存、濾水器用、味噌製造用.....四圓二十七錢 二圓三十七錢 三圓三十錢

特別用 曹達工業用、再製鹽用、煎熬鹽用.....九十五錢 一圓十六錢 二圓

三 島外との取引 製鹽地は中部以南に多いので、未だ交通機關の發達しなかつた明治三十九年頃迄は、

北部地方では對岸支那から輸入した。併し事實上南部の産鹽は明治三十三年以來、内地へ移出を計つてゐたが、爾來年々其の量を増し、殊に本島上等鹽は純白で品質良好且つ價格も低廉であるから、煎熬鹽代用として最も歓迎せられた。内地以外の販路としては朝鮮、樺太、露領沿海州、香港、マニラ等である。移出は專賣局は直接之をなさず希望者に鹽を賣下げて行はしめる。尙内地移出の取扱は特定人であるが、其の他は一般に許して居る。又内地需要者を満足せしめる爲め、大正十年から臺灣製鹽株式會社に於て煎熬鹽を製産(年産額二千八百萬疋)し需要の増加を促してゐる。

第三節 樟 腦

一 沿革 天然樟腦は東洋の特産物で、其の原料木たる樟樹は亞熱帯から温帯地方に互り能く生長するが、特に本島は古くからその生産を以て知られてゐる。臺灣の製腦業は、清朝時代既に相當發達して居つたものらしく、道光初年の頃早くも重要産業の一として算へられてゐる。所がその後本島諸港を開いてより、その製造販賣の實權が漸次居留外商の手に收められ、本島在住民は粗製濫伐に汲々とし乍ら而も得る所極めて尠く悲惨の狀態であつたので、清朝時代にも之を官營に更めんと試み、二回に互り專賣制を布い

たがその都度國際問題を惹起し結局失敗に終つた。我が版圖となるや、先づ清朝時代の許可證所持者以外は製造を禁じ、次いで又一定の課税をしたが、事毎に外商と衝突し、而も依然として粗製濫伐を爲し、脱税密輸出などの幣風が絶えなかつた。これを其の儘に放任せば、外人の蹂躪に委して原料の持續も、品質の改良も施すに由なく、臺灣樟腦の聲價を失墜する惧れがあつたので、明治三十二年八月遂に專賣を開始した。

二 製腦機關 樟腦の製造は當初專賣局自ら行つたこともあるが、後民間の適當の出願者に之を許可し、原料樟樹其の他の材料を拂下げ、其の生産品を專賣局が買收し來つた。斯る製腦業有は從來島内に十四名もあつたが、總督府に於ては之を統一するの必要を認め、大正八年五月に設立された臺灣製腦株式會社をして事業を繼承せしめたのであるが、昭和九年七月之を買收して當局の直營に移した。原料樟腦と樟腦油は大部分專賣局南門工場に於て處理し、改良乙種樟腦と爲すと共に、幾多の副産物を得、樟腦油の一部は神戸の再製樟腦株式會社に賣渡し再製せしめ、同社の製造せる再製樟腦は一定の補償金を交付して專賣局神戸出張所に收納し、同所改乙工場に於て改良乙種樟腦に調理する組織である。臺灣樟腦の年産額は三百万疋内外で天然樟腦の七割の生産を示し、此の賣上價額約年額八、九百萬圓を擧げてゐる。

三 販賣 樟腦の用途は大部分セルロイド製造原料であるが、精製したものは此の外藥用に、防蝕用に、或は印度邊では宗教上の燒薰用にも相當使用せられ、世界の需要は年々膨脹して今や九百萬疋の多額に上つてゐる。

臺灣專賣局で現在販賣する樟腦は粉末狀の「改良乙種」で、直接セルロイドとか精製樟腦の原料に用ひられてゐる。本島では精製原料として專賣局から直接販賣するが、内地に對しては一旦内地專賣局を通じて

工業家に販賣してゐる。海外へは委託販賣の方法で、英、米、佛、其の他の諸國に賣渡してゐるが、米國が最大の得意先である。近時獨逸合成樟腦の進出著しく其の對策に就いて夫々研究善處しつゝある。

四 副産物 再製作業中の副産物に赤油、白油、藍色油も高級芳油並に芳油がある。赤油は香油ヘリオトロンピン及びワニリンの原料として國內工業用に、白油はシネオールの原料又は選鑛防臭、驅蟲石鹼配合劑、其の他テレピン油の代用に、藍色油は防臭、驅蟲、殺菌、木材防腐及び選鑛用に用ひられ、高級芳油、芳油はメキシコ産リナロエ油と性を同じうし、廣く香料界に尊重せられて居る。專賣局では是等副産物の利用に就て常に深甚の注意を拂ひ研究調査を進めつつあるが、此の中芳油及び赤油は優秀なる香料原料として、品質、産額共に特にその發展を期待してゐる。

第四節 煙 草

一 耕作 刻煙草の原料となる葉煙草は當初殆んど全部支那産葉の輸入に俟たねばならなかつたが、專賣局では種々本島産葉の改良並に増産を計つた結果、支那産に勝るとも劣らぬ程度のものとなり、逐年其の輸入を減少し、現在では完全に自産自給を爲してゐる。一方兩切の原料たる黄色種及び葉卷の原料たるマニラ種を栽培し共に好成绩を収めてゐるが、就中黄色種は品質第一主義を以て獎勵したる結果、近年著しく向上改善の實を擧げ、兩切煙草の需要激増と相俟つて、既定計畫である本種の自産自給促進の爲、年々新産地の擴張と面積の増加を行ひつゝある状態である。今茲に年度別煙草耕作実績を示せば

| 年 度 | 耕作人員 | 耕作面積 | 收納量目 | 賠償金 |
|---------|-------|-------|-----------|-----------|
| 明治三十九年度 | 六三三 | 一五三 | 一六八、七九五 | 三三、三六六 |
| 同 四十四年度 | 二、六六六 | 三九七 | 四九五、八五三 | 九五、五九九 |
| 大正五年度 | 八、二五二 | 一、〇七三 | 一六九、四六六 | 四七、七五七 |
| 同 十年度 | 二、五七七 | 一、三八 | 一九三、六九〇 | 一、〇三七、〇九六 |
| 昭和三元年度 | 五、一九二 | 七〇四 | 九九、九三三 | 六〇、三六六 |
| 同 三年度 | 五、八六二 | 八九一 | 一、五〇一、三七九 | 九三、〇六〇 |
| 同 五年度 | 四、一七〇 | 八九 | 一、五〇三、九七六 | 九三、〇七〇 |
| 同 七年度 | 三、六〇六 | 七三 | 一、二七九、四八七 | 七六、一〇七 |
| 同 九年度 | 三、六六八 | 九三 | 二、一四〇、四四五 | 一、三三八、九〇六 |
| 同 十年度 | 三、四九八 | 一、〇四三 | 二、〇〇四、七四九 | 一、一〇一、七八二 |
| 同 十一年度 | 三、三六七 | 一、三三 | 二、三三三、九一〇 | 一、五八、一一一 |
| 同 十二年度 | 三、三〇四 | 一、五二 | 二、六二一、四六一 | 二、一五、一一四 |

二 製造 專賣施行當時は民間に製造を委託してゐたが、大正元年以來は電氣動力の新式機械を用ひ專賣局に於て製造を開始し、現在では臺北煙草工場に於て約九百人の職工を使い、左の二十種の製品を製造し、その実績は次表の如くである。

葉 卷 ニヒタカエキストラ、ツギタカ、ニヒタカ、マボラス、ダイトン及ノーコーの六種

兩切紙卷 ヘロン、第二ジャスミン、荒鷲、レッドジャスミン、隼、曙、日の出、つばもの及ラガサンの九種
刻 牡丹、白菊、水仙、玉蘭及タカサゴの五種

| 年 度 | 刻 | 口 | 付 | 兩 | 切 | 葉 | 卷 |
|---------|----------|---|--------|---|---------|---|-----|
| 明治三十八年度 | 五、八九〇 | | 千本 | | | | 千本 |
| 大正元年度 | 一、四〇、一七六 | | 三 | | | | |
| 同 十年度 | 一、三六、四八〇 | | 六九七、〇四 | | 五三、二八三 | | 二四〇 |
| 同 十四年度 | 一、三〇、〇〇一 | | | | 一九、六四三 | | 一九八 |
| 昭和元年度 | 一、三六、九七〇 | | | | 一五、四一九 | | 二六三 |
| 同 三年度 | 一、四三、三四一 | | | | 一九、五二八〇 | | 三四四 |
| 同 七年度 | 一、〇七、四八九 | | | | 三四、六六四 | | 四三七 |
| 同 八年度 | 一、〇八、〇三三 | | | | 四一、八〇二 | | 四六五 |
| 同 九年度 | 一、〇四、五四一 | | | | 五三、九五〇 | | 五三八 |
| 同 十年度 | 九〇、九六〇 | | | | 七四、四六九 | | 六六五 |
| 同 十一年度 | 九四、四八二 | | | | 七五、七〇五 | | 六四七 |
| 同 十二年度 | 九二、七六一 | | | | 九七、七四三 | | 六六一 |

三 販賣 目下發賣中の煙草の種類は大別して、本島製品、内地製品、外國製品の三種に分たれ、内地製品は大藏省專賣局から供給を受け、外國製品は貿易商人をして輸入せしめて居る。

| 年 度 | 賣 上 價 格 | 年 度 | 賣 上 價 格 |
|---------|-----------|-------|----------|
| 明治三十八年度 | 一四九、三、四〇 | 昭和五年度 | 一五七、一、三〇 |
| 大正元年度 | 四五、三、八三 | 昭和七年度 | 一四七、八、七五 |
| 同十年 | 一五三、二、八〇 | 同九年度 | 一六五、二、〇〇 |
| 同十四年度 | 三、四、六一、五七 | 同十年 | 一八四、八、一〇 |
| 昭和元年度 | 一三、八、八、五七 | 同十一年 | 二〇三、七、〇五 |
| 同二年度 | 一四、九、五、三五 | 同十二年 | 三、五、一、七二 |
| 同三年度 | 一五、八、三、五九 | | |

第五節 酒

一 專賣以前の狀態 臺灣に酒造税規則の制定を見たのは明治四十年八月で、翌四十一年に於ける造石高は約八萬石、製造場数は五百十を算するの原始狀態で、又移輸入酒は殆んど全部清酒で、約一萬一千石を示し、其の他の内地酒類、洋酒類、支那酒類等は合計百石に充たない狀態であつた。而して大正十一年の酒專賣直前に於ては島内造石高は十七萬乃至十八萬石となり、製造酒類は略現在と同様に米酒、糖蜜酒、紅酒、藥酒等を主とせるものであつたが、種質、酒名雜多で、此等が全島に散在する二百有餘の酒造場に於て雜然として幼稚原始的な方法と設備の下に製造せられてゐた結果、其の品質劣惡のもの多く、島民の保健衛生上誠に寒心すべき狀態であつた。又移輸入酒類は清酒一萬三千石乃至一萬九千石、酒名六十餘を

數へ、其の他洋酒類、支那酒類等は約三百石で、之れ等の内にも品質の如何はしきもの少くなかつた。次に麥酒は始政以來専ら移入に俟つてゐたが、大正八年高砂麥酒株式會社の設立と共に翌九年以降始め島内製品の供給を見るに至り、昭和八年麥酒專賣實施直前の需要高は移入麥酒約十二萬箱、島産麥酒約五萬箱であつた。

二 專賣制度の實施 專賣實施の理由は、一は國民の保健衛生上、酒造及び酒の販賣を政府の直接管理下に置き、一は其の收入を以て財政の調節に資せんとするの趣意によるもので、政府は其の實施の爲め數年來専心調査して來た結果、愈々大正十一年七月一日から之を決定した。現今歐米各地に於ては酒營業の管理に關し、或は宗教的・道徳的見地から、或は衛生的見地から種々の議論を爲すもの多く、制度としても國家が酒營業の管理を爲し進んで禁酒制度を實行し、或は又專賣制度を布いたものがあつたが、專賣制度を實施したものは其の數僅少で、且つ本島の如く殆ど總ての酒精含有飲料を網羅して居るものは其の例が甚だ稀なやうである。而して本島酒類專賣は我國に於ては勿論最初の試みであつたに拘らず、效果大なるものがあり順調なる發達を遂げつゝある。

三 專賣酒の範圍 專賣の範圍は原則として酒類、酒精の全部を網羅するが、麥酒は創業當時は除外され、昭和八年七月一日より販賣のみ專賣とし、又揮發油混入用無水酒精と一般酒精は民間製造並に島外販賣を認め、島内の販賣は政府の專賣となすに至つた。而して一般酒類は主として政府が直接製造するが、内地及び外國から購入するを有利とするものは直接又は代理人に命じて輸移入する方法をも採つてゐる。

四 島内製造酒類 從來島内で製造し來つた酒類は其の名稱甚だ多様であつたが、内容は大差ないものであつたので專賣實施以後に於ては適當に取捨し品質の統一整理を圖り、目下左の三十四種を製造し、各

酒類毎に酒名を附し、夫々適當な容器に納め發賣して居る。

(種類は名稱による区分)

| 酒名 | 酒類 | 摘 | 要 |
|-----|----|-------------------|---|
| 清酒 | 四 | 製造方法により區別する | |
| 糖蜜酒 | 二 | 含有度數により區別する | |
| 泡盛酒 | 一 | | |
| 燒酎 | 一 | | |
| 紅酒 | 二 | 製造方法により區別する | |
| 藥酒 | 六 | 製造方法により區別する | |
| 糯米 | 一 | | |
| 計 | | | |
| 米酒 | 四 | 製造方法及含有度數により區別する | |
| 白酒 | 一 | | |
| 味酒 | 一 | | |
| 洋酒 | 五 | 製造方法により區別する | |
| 酒精 | 六 | 含有度數、品質並用途に依り區別する | |
| 計 | 三四 | | |

五 製造工場 酒類製造工場は現在左の十一箇所で、内板橋工場は建設中にして其の多くは專賣實施の際民間工場を徵收したものを改築又は擴張して來たものである。

| 工場別 | 所在地 | 釀造酒 | | | | 再製酒 | | | |
|-----|--------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| | | 清酒 | 酒精 | 燒酎 | 米酒 | 紅酒 | 藥酒 | 白酒 | 味酒 |
| 臺北市 | 臺中州埔里街 | | | | | | | | |
| 臺中市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

| 工場別 | 所在地 | 清酒 | 酒精 | 燒酎 | 米酒 | 糖蜜酒 | 泡盛酒 | 紅酒 | 藥酒 | 白酒 | 味酒 | 糯米酒 | 洋酒 |
|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|-----|----|
| 臺中市 | 臺中市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺中市 | 臺中市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺中市 | 臺中市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 臺南市 | 臺南市 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

六 購入酒類 專賣局に於て購入する酒類は目下左の各種で、購入先は本島、内地、滿洲及歐洲各地である。(種類は名稱に依る区分)

清酒二十、藥酒一、味淋二、葡萄酒四十七、セリー八、ウキスキー十五、ブランデー八、リキュール十、シャンパン十一、ラム二、酒類一、麥酒十七。

七 販賣機關 專賣酒類の販賣機關として、賣捌人と小賣人の二階級あり。賣捌人は昭和十三年七月一日現在數九十三人で各自に所屬する賣捌区域がある。小賣人は更に地域別に夫々賣捌人に所屬し、其の數昭和十三年七月一日現在六千九百十一人。斯くして賣捌人は專賣局の支局、出張所から酒類の配給を受けて小賣人に配達し、小賣人は専ら定價を以て更に之を消費者に賣渡す。只蕃地に於ける賣渡は地位交通の

關係上必らずしも平地と一樣に律し難い事情があるから、別に便法を設けて居る。
 一 尙昭和十年六月から島産支那酒(老酒蘭英、老酒玉友、五加皮酒、糯米酒及びリキユールボンカノ)が株式會社明治屋の手によつて内地に移出販賣せられて居る。更に昭和十三年七月一日より臺灣に於て消費せらるゝ揮發油混入用無水酒精は揮發油製造業者又は移輸入業者へ專賣局より直接販賣することに爲つた。
 八 賣渡價格 賣捌人は小賣人の店舗までの運送を擔當するので、政府が賣捌人に賣渡す價格は地位交通の便否により全島を七階級に分ち、交通不便な地方には手数料を多くして居る。小賣人の手数料は全島均一で小賣定價も全島一定してゐる。
 移出酒類と揮發油混入用無水酒精は特定價格を以て賣渡して居る。

九 酒類の取締 酒造原料たる白柚、赤柚、酒母及び醪の製造は、專賣制度實施後、取締りの必要から許可業務と爲り、其の輸入も取締りを受けることとなつた。專賣以後に於ては政府からの委託により製造するもの、外自己使用の爲に製造する者は皆無となり、昭和八年からは委託製造もその必要がなくなり、現在では全然民間の製造はないこととなつた。

十 民間酒精製造 專賣實施後臺灣酒精令の規定によつて、免許を受け酒精の製造を營んでゐる工場數は現在十四である。此れ等の工場に於ける昭和十一年度酒精製造高は三十一萬七千九百九十七箱で、内輸出は四千九百二十一箱、内地移出は二十三萬八千七百五十一箱で、外に變性酒精製造原料用として九萬三千四十五箱の拂出があつた。

酒類製造數量累年表

| 酒類 | 昭和元年度 | | 同三年度 | | 同五年度 | | 同六年度 | | 同七年度 | | 同八年度 | | 同九年度 | | 同十年度 | | 同十一年度 | | 同十二年度 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 | 箱 |
| 釀造酒 | 三三,五三三 | 三三,六六三 | 三三,二二六 | 三三,二二六 | 一六,八九四 | 一八,六四八 | 一八,六九八 | 二四,二九四 | 三二,〇五三 | 三六,四三三 | 三八,九五五 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 |
| 清酒及其他 | 三三,五三三 | 三三,六六三 | 三三,二二六 | 三三,二二六 | 一六,八九四 | 一八,六四八 | 一八,六九八 | 二四,二九四 | 三二,〇五三 | 三六,四三三 | 三八,九五五 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 | 三九,〇五二 |
| 蒸餾酒 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 | 二,六五五 |
| 米酒 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 | 六三,九三三 |
| 糖蜜酒 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 | 一,二八二 |
| 其他酒 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 | 二七,九五六 |
| 再製酒 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 | 四七,二八七 |
| 紅酒 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 | 三,六〇三 |
| 藥酒 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 | 一,五七五 |
| 其他 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 | 八,六八五 |
| 計 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 | 六三,〇四三 |
| 製造酒合計 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 | 五五,六八二 |

移輸入酒類量累年表

| 酒類 | 昭和元年度 同三年度 同五年度 同六年度 同七年度 同八年度 同九年度 同十年度 同十一年度 同十二年 | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|
| | 元年度 | 同三年度 | 同五年度 | 同六年度 | 同七年度 | 同八年度 | 同九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 同十二年 | | |
| 移入酒 | 二,九三三 | 三,三六六 | 二,〇七三 | 三,九五二 | 三,三三三 | 四,一五七 | 六,三九五 | 七,二六〇 | 八,六四三 | 九,三三七 | | |
| 輸入酒 | 二,四九七 | 一,九五二 | 二,〇三三 | 九八九 | 七四四 | 一,〇〇六 | 一,三三八 | 二,三九四 | 二,六〇八 | 一,八〇三 | | |

酒類販賣數量金額累年表

| 種類 | 昭和八年度 同九年度 同十年度 同十一年度 同十二年 | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 昭和八年度 | 同九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 同十二年 | | | | | | | |
| 清酒 | 二,三三三 | 二,七四八 | 三,〇七四 | 三,六七三 | 四,七二六 | | | | | | | |
| 米酒 | 一九三〇 | 一,一八六 | 一,五〇二 | 二,〇三九 | 三,〇四一 | | | | | | | |
| 糖蜜酒 | 一四,六四一 | 四,九九六 | 一五,五三九 | 一八,七六三 | 一八,〇三九 | | | | | | | |
| 高粱酒 | 五,八八一 | 一,六五三 | 六,二九六 | 一,七七八 | 二,六二二 | | | | | | | |
| 泡盛酒 | 六天 | 四,三三七 | 七〇八 | 五,五三一 | 一,七七八 | | | | | | | |
| 燒酎 | 八四四 | 六八,五六 | 四七,〇一〇 | 六四,一四三 | 一〇,七五 | | | | | | | |
| 紅酒 | 二八,六三 | 一六,九四九 | 三三,〇一八 | 一九,〇九七 | 二二,〇七三 | | | | | | | |

| 種類 | 昭和元年度 同三年度 同五年度 同六年度 同七年度 同八年度 同九年度 同十年度 同十一年度 同十二年 | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|
| | 元年度 | 同三年度 | 同五年度 | 同六年度 | 同七年度 | 同八年度 | 同九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 同十二年 | | |
| 藥酒 | 四九二七 | 四九,一三三 | 六,二九六 | 六,三三六 | 九〇八二 | 八六,八七五 | 一一,六〇六 | 一〇,九一三 | 一三,二〇六 | 一三,四〇六 | | |
| 糯米酒 | 一,三三六 | 六八,三九五 | 一,三六二 | 一〇,〇九九 | 一,四八八 | 七,六九〇 | 一六,八八 | 八,六八八 | 一六,三九 | 九,五〇七 | | |
| 味淋 | 四〇九 | 五三,五五四 | 四五七 | 五,七九 | 四五六 | 五,四四三 | 五〇三 | 六,五九九 | 五〇三 | 七,二一〇 | | |
| 白酒 | 一四〇 | 一三,〇四五 | 一三二 | 八〇 | 七 | 七四〇 | 七 | 六六四 | 一〇七 | 一〇,五八 | | |
| 洋酒 | 三,二四六 | 八七,一九八 | 三,八〇四 | 一〇,三四五 | 四,五八 | 一,〇四八 | 五,二九七 | 一,四〇五 | 四,六一〇 | 一,四六三 | | |
| 移出酒 | 一,八〇一 | 一,二七五 | 一,八九三 | 一,四一五 | 九〇 | 一,一七三 | 一,〇一五 | 一,三五六 | 一,三〇 | 一,五三九 | | |
| 麥酒 | 二,八五〇 | 一四,〇三三 | 三,一八七 | 一五,九三九 | 三,四八五 | 一八,〇三九 | 三,一八九 | 二〇,三三三 | 三,五三五 | 二,一九六 | | |
| 麥酒 | 九四三 | 五,六三三 | 三,二七二 | 一,九四三 | 三,六三七 | 二,一四一 | 四,六九七 | 二,七五六 | 四,四七〇 | 三,〇五三 | | |
| 麥酒 | 三,四四七 | 一六,八六七 | 一,三七〇 | 六,七九九 | 一,四八二 | 七,七七一 | 一九三八 | 九,四九九 | 一,七八九 | 一,〇〇一 | | |
| 麥酒 | 一,二八九 | 七,五三四〇 | 四,九八三 | 二,六三七 | 五,〇四八 | 二,八六九 | 六,六一五 | 三,七〇六 | 六,二六一 | 四,〇七四 | | |
| 合計 | 二九,七八五 | 一四七,八五四 | 三六,五六六 | 一八六,〇七六 | 四〇,八九三 | 二〇,九四一 | 四七,三三三 | 二四,一五二 | 三八,七六六 | 二六,〇一九 | | |

第二十六章 研究調査機關

第一節 中央研究所

一 沿革 總督府は明治四十年度から五箇年繼續、五十五萬圓の新營費を支出し廳舎の築成を俟つて（四十二年四月）一獨立機關たる研究所を設けた。然し當時の研究所は化學部、衛生學部の二部で、之れに專賣局檢定課の事務の一部を併せたに過ぎなかつたが、後次第に擴張し大正五年十二月には化學部、衛生學部、醸造學部、動物學部、庶務部の五部となし、同七年には殖産局附屬の檢糖所をも本所に合するに至つた。

然るに當時の總督府の各種の産業研究調査機關、即ち農事試驗場、糖業試驗場、林業試驗場、園藝試驗場、茶樹栽培試驗場、種畜場等は各其の研究調査の對象が違ふため、個々獨立して組織的連絡がなく、基本調査の統一上不便が尠くなかつた。依つて大正十年八月二日。總督府中央研究所官制が公布され、以上の諸機關を同一機關内に綜合し以て各部の連絡を保ち、研究調査上重複に陥る等のことのない様にした。而して昭和七年三月糖業試驗所の新設に依り、糖業試験に關する事項は同所に移管された。

二 事業と組織 中央研究所の事業は、（一）農業、林業、工業其の他の産業及び衛生に關する研究、調査、試験、分析、鑑定、講習及び講話（二）種苗、種畜、細菌學的豫防治療品、其の他の研究調査、又は試験の結果に因る物料等の育成、製造、配付及び貸付等で、此の目的達成の爲め農業部、林業部、工業部、衛生部、庶務課の四部一課を置く。是等を總括する本部は臺北市幸町に置かれ、地方には十一箇所の支所

がある。更に此を表示すれば



三 事務の分掌 前記四部一課は各々其の事務を分掌すること左の如くである。而して中央研究所の事業の一である講習、講話に關する事項は、各主算に於て之れを行ふこととなつて居る。例をせば農業に關する講習、講話は農業部、工業に關するものは工業部が之れを行ふの類である。

イ 農業部 所屬各科は夫々左の事務を分掌する。
 種 殖 科 (一)農作物に關する試験研究 (二)農具に關する試験調査 (三)品種の改良及育成に關する試験研究 (四)種苗の鑑定及配布

農藝化學科 (一)土壤及肥料に關する試験調査 (二)農作物及農産物の化學的研究 (三)農産物製造及貯藏に關する試験研究 (四)農業上に關係ある物料の分析及鑑定

植物病理科 (一)植物病害及有益菌に關する試験研究 (二)農業微生物に關する調査研究 (三)植物病害の防除用藥品及器械に關する試験調査

應用動物科 (一)害蟲及益蟲に關する試験研究 (二)有用動物、有害動物に關する調査研究 (三)害蟲有害動物の防除用藥品及器械に關する試験調査

畜産科 (一)家畜及家禽に關する試験研究 (二)畜産物の製造に關する試験研究 (三)家畜飼料に關する試験研究 (四)種畜、種禽及種卵の改良、育成及配布

林業部 (一)有用樹木に關する試験調査 (二)木材の利用、造林及森林の保護に關する試験研究 (三)種苗の改良、育成及配布等の事務を掌る。

工業部 所屬各科は夫々左の事務を分掌する。
 有機工業化學科 (一)有機工業化學に關する試験研究 (二)有機工業化學に關する物料の試験、分析、檢定及鑑定

無機工業化學科 (一)無機工業化學に關する試験研究 (二)無機工業化學に關する物料の試験、分析、檢定及び鑑定

電氣化學科 電氣化學に關する試験研究
 酒精工業科 (一)醸造及酸酵菌類に關する試験研究 (二)醸造及酸酵の化學に關する試験研究 (三)酒類、酒精及其の材料品の分析試験に關する事項 (四)其他醸造に關する試験研究

二 衛生部 (一)細菌學及原生動物學に關する試験研究 (二)傳染病及寄生蟲病の病原、病理、豫防法及治療法に關する試験研究 (三)熱帶衛生に關する試験研究 (四)實驗的病理學及治療學に關する試験研究 (五)衛生化學に關する試験研究 (六)血清、痘苗及細菌學的豫防治療品等の製造及配布 (七)醫療用藥品の検査 (八)藥用植物の利用に關する試験調査 (九)其の他の衛生に關する試験研究等を行ふ。

本 庶務課 (一)職員の進退及び身分に關する事項 (二)機密、官印及文書に關する事項 (三)圖書、器具及機械の保管に關する事項 (四)會計及統計に關する事項 (五)部の主管に屬せぬ事項を掌る。

四 各部の現狀 以上四部一課の事務は事務官一名、技師五十四名(内兼任二十三名)、屬十一名、技手六十名(内兼任九名)(昭和十三年十月三十一日現在)に依り取扱はれるが、以下之れを別々に説明する。

イ 農業部 本部は臺北市富田町に在つて、臺北驛から約四軒餘、新店街道に沿ふて市の南端に位してゐる。臺北驛からは市營バスの便あり、二十分餘にて達する。又萬華驛からは臺北鐵道の便もある。試験用地は主として第三紀層の岩石を母岩とする沖積土であつて土性は主に埴質土壤である。用地面積、田畑其の他を合して六十四町九段餘。明治三十六年十一月總督府農事試験場として創立され、大正十年八月中央研究所の設立と同時に其の一部を成し今日に至つたもので、此の間三十餘年に亙り本島農産の増殖改良に關する各般の基礎的試験研究をなし、且つ其の試験成績による優良な種苗及種畜の育成配付に努め、今日臺灣農業の隔世的進展に寄與した點も亦決して尠くない。又本島農業教育機關の濫觴たる農事講習は創立以來之を行ひ、大正十一年三月までに約九百名の卒業生を出して居る。本講習は大正八年臺灣教育令發布によつて新に本島子弟に對する農業教育の途が拓かれたので大正十年度限り廢止せられた。

職員は關係各支所を合して技師二十三名(内兼任九名)、技手二十一名(昭和十三年十月三十一日現在)で關係各支所の概況は次の通りである。

士林園藝試驗支所 臺北州七星郡士林街に在り、臺北市を距る約六軒、面積四十一甲餘、園藝作物、就中柑橘類に關する試験調査を主要事業とし、其の種苗の改良、育成及配付に専ら力を注ぎつゝある。

平鎮茶業試驗支所 新竹州中壠郡楊梅庄に在り、平鎮驛を距ること約一軒半、茶樹栽培地方樞要の地域に位し面積七甲餘、茶樹竝に製茶に關する試験及調査と、其の種苗の改良、育成及配布を爲す。

魚池紅茶試驗支所 臺中州新高郡魚池庄水社(海拔八五〇米)に在り南は日月潭に臨み北は魚池及埔里等の盆地を眺望し風光明眉の所なり。用地面積約十一甲餘、紅茶用茶樹竝に製茶に關する試験及調査と其の種苗の改良、育成及配布を爲す。

嘉義農事試驗支所 嘉義市山子頂に在り、熱帶農作物及熱帶園藝作物に關する試験及調査と其の種苗の改良、育成及配布を爲す。試験用地は田畑其他を合し約二十五甲餘あり。

恒春種畜支所 本島の極南高雄州恒春郡恒春庄鷺鑾鼻に在り、畜産に關する試験及調査と種畜の改良、就中印度牛を用ひ本島在來牛畜の改良を圖り、其の蕃殖、育成及貸付を爲し、また馬に關する試験研究、飼料に關する試験調査をも行つて居る。放牧地其他を合し總計約千三十七甲步餘あり。

嘉義種畜支所 嘉義市紅毛埤に在り、現在に於ては主として綿羊、山羊等の飼育試験及蕃殖を行つてゐる。大埔種畜支所 臺南州嘉義郡大埔庄に在り、嘉義市を距ること約三十六軒、所屬用地約三千九百三十三甲步餘あり。

林業部 本部は臺北市南門町に在り、其の前身は明治四十四年の創立に係る林業試驗場で、中央研究

所の設立と共に其の一部をなし、林業に關する調査研究の首腦機關である。其の試験地は總面積五萬二千三百八十七坪ある。本園は一般植樹の奨励と、植物研究の資料とに供せられ、其の蒐集した植物は千數百種に達する。本部の仕事は大體殖育試験、利用試験、植物調査の三に分たれ、殖育試験は有用樹木の種子、養苗、造林、森林の保護に關する調査及諸試験、利用試験又は林産利用、特に木材の物理試験、木材の工藝的性質の研究、植物調査は本島植物の分類、分布及利用の調査を爲すので、本部所藏の腊葉標本は凡そ三萬に達す。尙臺中州新高郡魚池庄には本部所屬の林業試験地(面積四百三十甲)があり、内外有用樹木の造林試験を行ひ、又臺東廳臺東郡管内蕃地マリブル社附近の臺東藥用植物試驗地では、昭和九年度より規那の造林試験を開始した。職員は關係各支所を合し技師三名(内兼任一名)、技手八名(内兼任三名)(昭和十年三月三十一日現在)であつて、關係支所は左の二箇所である。

中埔林業試験支所 臺南州嘉義郡中埔庄竹頭崎に在る。面積千六百五十八甲で、チーク、シツソ、鐵刀木、油桐、廣葉杉、其の他有用植物の造林試験を行つてゐる。尙別に嘉義試驗地(嘉義市山子頂と埤子頭)があつて面積十六甲餘で、主として護謨、シツソ、チーク等熱帯有用植物の試験を爲し、又内外有用樹木の養成と配布を爲してゐる。

恆春林業試験支所 高雄州恆春郡管内に在り、面積五百六十四甲歩、遠く明治三十四年中、熱帯植物殖育場として創設され諸種の熱帯植物が生長繁茂して居る。一度び園内に入れば南國的雰圍氣の自ら搖曳するを覺える。

ハ 工業部 臺北市幸町の元研究所内に在る。敷地面積七千五百八十六坪、建物坪數三千九百二坪を有し、現に工業部の他に衛生部と庶務課がある。工業部の起源は既述の如く明治四十二年總督府研究所が創

設された時、專賣局檢定課の事務を引継ぎ更に其の内容を擴張し殖産上の試験研究調査と醫療藥品の検査をも行ひ來つた同所の化學科が其の濫觴である。爾來研究所は次第に事務を擴張し醸造學部を新設し、醸造化學並に食品化學の試験研究をも爲したが、中央研究所の設立に當りこの化學部と醸造學部を合し當部を設置した。同部は世運の進展に伴ひ益々業務を擴張し其の充實を期して居る。職員は技師十七名(内兼任七名)、技手二十二名(内兼任三名)(昭和十三年十月三十一日現在)である。

ニ 衛生部 前述の如く工業部及び庶務課と共に元研究所内に置かれ、元研究所の衛生學部の所管に、同化學部所管であつた醫療藥品の試験と、醸造學部所管であつた食品化學の業務を移管し當部を構成したので其の次第も亦上述の如くである。尙昭和四年度より熱帯衛生に關する研究及びマリヤ治療實驗所を設け治療方法の研究を行つてゐる。又臺東廳臺東郡管内蕃地所在の中央研究所附屬臺東藥用植物試驗地では昭和九年度より規那に關する試験を開始した。職員は關係各支所を合し、技師十名(内兼任五名)、技手十三名(内兼任三名)(昭和十三年十月三十一日現在)である。

臺中藥品試驗支所 臺中市に在つて、本島中部地方に於ける醫療用藥品の試験及び小分封緘を行ふ。

臺南藥品試驗支所 臺南市に在つて、本島南部地方の醫療用藥品の試験及び小分封緘を行ふ。

ホ 庶務課 工業、衛生の兩部と共に本部たる元研究所内に置かれ、職員は事務官一名と、屬十一名(昭和十三年十月三十一日現在)であるが、屬は必要ある部、又は支所にも分遣されてゐる。尙本所と行政各部との連絡を保つために評議會が所長の諮問機關として設けられてゐる。會員は總督府部内高等官の内から臺灣總督之れを任命して居る。

第二節 糖業試驗所

一 沿革 領臺後糖業獎勵方針の決定せらるゝや、總督府に於ては差當り明治三十四年十一月民政部殖産局に臺南出張所を設置し糖業改良に關する事務を取扱はしめたが、同時に臺南に甘蔗試驗苗圃を又鹽水港廳麻荳壘に出張所附屬甘蔗試作場を開設し、甘蔗栽培試験を兼ね優良蔗苗の繁殖養成に努め、一面糖業技術傳習生の養成に當らしめた。

然るに明治三十五年六月、糖業獎勵規則の制定と同時に臨時臺灣糖務局官制公布せられ、前記臺南出張所は之を廢止し、其の事務及び事業の一切を舉げて之を臨時臺灣糖務局及び臺南支局に移管し、同時に支局内に分柝所を設けた。更に翌三十六年五月には臺南廳大目降に甘蔗試作場を設立した。

其の後明治三十八年二月大目降に新に糖業講習所を設置し、糖業に關する農工兩方面の下級技術者を養成することゝなつたが、越えて三十九年七月、前記大目降の甘蔗試作場を改め、糖業試驗場と稱し、臺南支局附屬とし、同時に糖業講習所を合併統一した。

次で翌四十年七月、臨時臺灣糖務局糖業試驗場規程發布せられ、糖業試驗場は臺南支局所屬を改め糖務局直屬となつたが、更に四十四年十月、總督府官制改正に依り臨時臺灣糖務局の廢止と共に民政部殖産局附屬となつた。

大正十年八月、臺灣總督府中央研究所官制公布せらるゝや、糖業試驗場は他の各種試驗機關と共に合併統一せられ、同所農業部糖業料と改稱せらるゝことゝなり、茲に糖業に關する試驗事務は殖産局所管を離れて、専ら中央研究所に於て管掌せらるゝ事となつた。

又砂糖、肥料、其の他砂糖に關係ある物料の分析、檢定事務は、明治四十五年四月、高雄に殖産局附屬檢糖所を設置し之を管掌せしめたが、其の後大正七年四月、總督府研究所創立と共に同所に分屬し、更に大正十年八月中央研究所の設置せらるゝに及び同所高雄檢糖支所と改稱せられた。

然るに其の後に於ける糖業の異常なる發達と、其の重要性とに鑑み、糖業に關する試驗事務及び分析檢定の事務は之を中央研究所より分離獨立せしめる要あるを認め、昭和七年三月勅令第三十二號を以て糖業試驗所官制の發布を見るに至つた。即ち中央研究所より糖業科及び高雄檢糖支所を分離し、之を合併統一し内容を擴充したもので、本所を臺南市竹窩厝に置き、別に甘蔗の交配を行ふ圃場を高雄州萬丹庄に設置し、茲に臺灣總督府糖業試驗所の設立を見るに至つた。

二 事業と組織 糖業試驗所の事業は (一)糖業に關する研究、調査、試験、分析及び鑑定 (二)講習講話及び實地指導 (三)益蟲、益菌及び種苗の育成及び配付並に之等の研究調査等で、此の目的達成の爲め育種科、耕種科、製糖化學科、農藝化學科、病理科、昆蟲科、庶務課の六科一課を置く。更に之を表示すれば、



三 事務の分掌 前記六科一課は各々其の事務を分掌すること左の如くである。而して糖業試験所の事業試験所の事業の一つである。講習、講話に關する事項は、各主管に於て之を行ふことゝなつてゐる。昭和十三年度事業實行計畫を各科別に示せば

- イ 育種科 甲、臺南本所 (一)人工交配 (二)實生育成試験 (三)實生品種淘汰試験 (四)甘蔗と蜀黍との交配に依る早生品種育成試験 (五)品種豫備試験 (六)優良品種決定試験 (七)特殊栽培に依る品種試験 (八)品種保存 (九)出穂の促進又は抑制に關する研究 (一〇)耐風性品種選定に關する試験 (一一)耐病性品種選定に關する試験 (一二)品種に關する細胞學的研究 (一三)品種に於ける根系と地上部草狀との關係に關する研究 (一四)交配委託試験 (一五)甘蔗品種地方的適否試験 (三)特殊栽培に依る品種試験 (四)晩熟性品種選定試験 (五)品種保存。
- 乙、萬丹交配圃 (一)人工交配 (二)甘蔗品種地方的適否試験 (三)特殊栽培に依る品種試験 (四)晩熟性品種選定試験 (五)品種保存。
- ロ 耕種科 (一)甘蔗の生態に關する基本調査 (二)氣象と甘蔗生育に關する研究 (三)甘蔗の用水量に關する研究 (四)F一〇八栽培法試験 (五)輪作に關する研究調査 (六)甘蔗と棉の間作試験 (七)一期水稻糊仔甘蔗栽培法試験。
- ハ 製糖化學科 (一)砂糖標準に關する研究 (二)「ケーキ」の利用に關する研究 (三)砂糖貯藏中の變質に關する試験 (四)甘蔗の同化作用に關する研究 (五)砂糖の品質調査 (六)砂糖並に砂糖關係物料の分析檢定及試験 (七)製糖用水素イオン濃度測定指示藥の調製 (八)製糖に關する研究 (九)優良酸酵酵母の檢索 (一〇)澱粉質原料の糖化酸酵に關する研究 (一一)無水酒精製造に關する試験 (一二)製糖と無水酒精製造との聯絡試験 (一三)「バガスパルプ」に對する補助纖維の研究 (一四)「バガスパルプ」製造に關する研究。

する研究。

- ニ 農藝化學科 (一)地方消耗に關する試験 (二)耕土地の改良に關する試験 (三)當所試験地土壤に關する調査 (四)肥料要素の吸収に關する試験 (五)肥料配合に關する試験 (六)加里適量に關する試験 (七)綠肥に關する試験 (八)看天田に關する試験 (九)「アルカリ」土壤の改良に關する試験 (一〇)甘蔗の水耕試験 (一一)施肥標準量決定に關する試験 (一二)甘蔗、土壤、肥料の分析檢定及試験。
- ホ 病理科 (一)土壤微生物に關する研究及調査 (二)硬化病に關する研究及調査 (三)鞘枯病に關する研究及調査 (四)葉枯病に關する研究及調査 (五)葉鞘赤斑病に關する研究及調査 (六)病害と品種との關係試験及調査 (七)黃條病に關する研究。
- ヘ 昆蟲科 (一)甘蔗螟蟲類の生態に關する調査研究 (二)甘蔗螟蟲類の季節的並に周期的發生消長に關する調査 (三)甘蔗品種に對する螟蟲類の被害程度調査 (四)甘蔗螟蟲類の地方的分布並に發生狀態調査 (五)甘蔗螟蟲類の發生狀態と土性及施肥量に關する調査研究 (六)地中害虫の防除法に關する研究 (七)益蟲類の生態並に其の利用法に關する調査研究 (八)大蝦蟇の生態並に其の利用法に關する調査研究 (九)益蟲類の養成並に配布 (一〇)殺蟲劑に關する試験研究。
- ト 庶務課 (一)職員の進退及び身分に關する事項 (二)機密、官印及び公文書に關する事項 (三)圖書、器具機械の保管に關する事項 (四)會計、統計に關する事項 (五)科の主管に屬せぬ事項。
- 四 現況 糖業試験所は臺南市竹篙厝にある。臺南驛を距ること四軒餘りで、市の南端に位してゐる。臺南驛からは機動車又は局營バスの便あり、十五分餘にて達する。總面積一三八・四八二二陌建物坪數三、九三〇坪。
- 職員は技師十二名(内兼任二名)、屬三名(内兼任一名)、技手二十七名(内兼任二名)(昭和十三年九月現在)に依り

科、課の事務を取扱つてゐる。

萬丹交配圃は、屏東驛から南方約十軒にあつて、乗合バスの便あり。面積三五・六四七九陌、建物坪數二七三坪七五〇。育種科の所屬として技手一名を專屬配置して常務を取扱はしめ、交配の時事には本所から係員が出張して交配の操作に従事して居る。

第三節 州立農事試驗場並州廳農會農場

1 州立農事試驗場 臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の各州に、當該州地方費を以て州立農事試驗場を設立して居るが、其の位置及び業務は左の如くである。

一 位置 臺北州立農事試驗場(種藝部 臺北市大安區 臺北市新莊郡 鶯洲庄) 新竹州立農事試驗場(新竹市) 臺中州立農事試驗場(臺中市瑞穂町) 臺南州立農事試驗場(本場 臺南市東門町) 高雄州立農事試驗場(屏東市)

二 業務 州立農事試驗場の業務は (一) 農産の改良増殖に關する試験 (二) 農事に關する模範を示すこと (三) 農事に關する調査及び設計 (四) 農事に關する講話、講習及び質問應答 (五) 種苗、蠶種、農産物見本等の配付 (六) 土壤、肥料、農用器具機械、種苗及び農産物の鑑定又は分析

□ 州立種畜場

一 位置 臺北州立種畜場(臺北市)

新竹州立種畜場(新竹市)

高雄州立種畜場(高雄州鳳山街)

二 業務

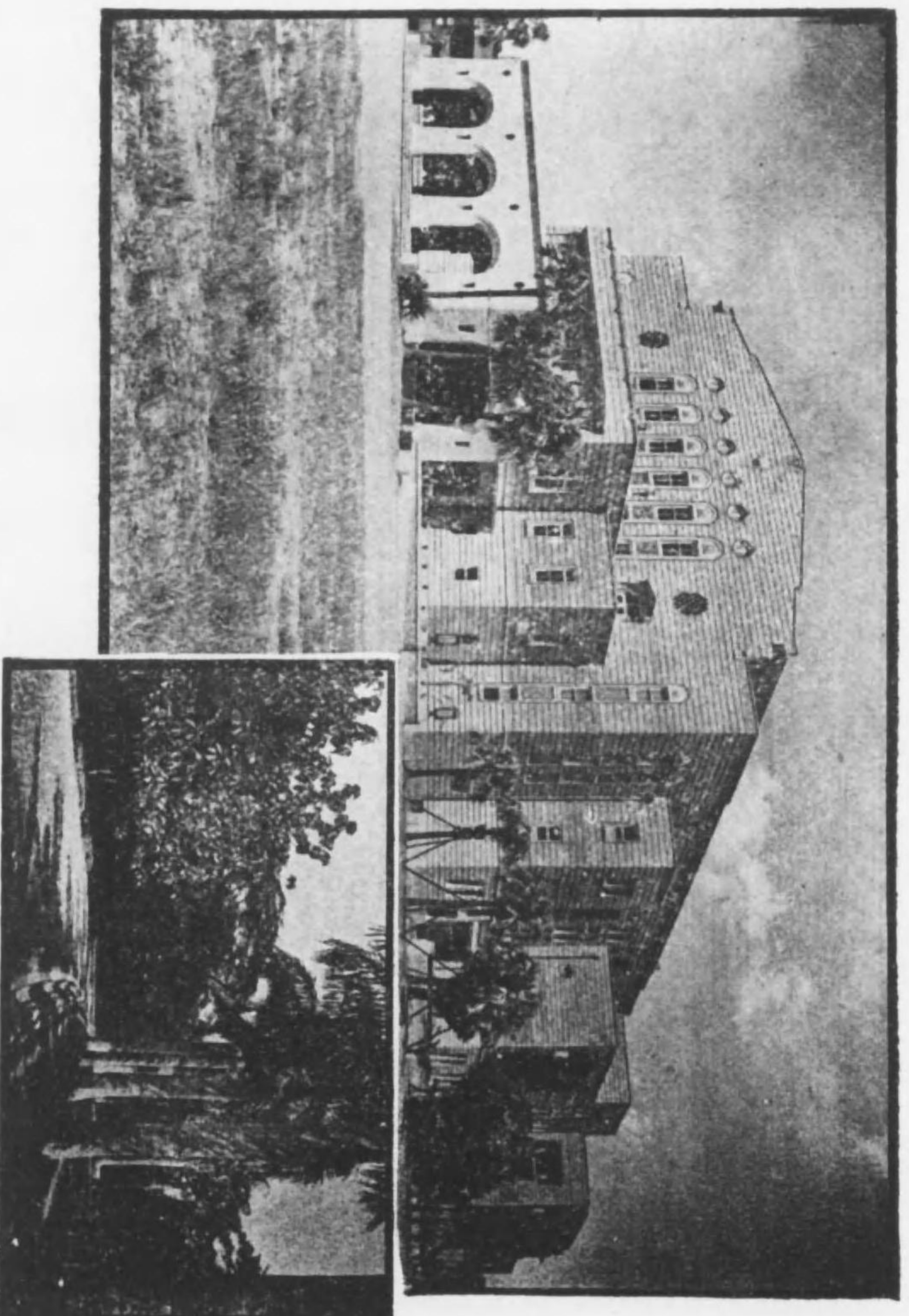
(一) 種畜、種禽及び種蜂の蕃殖並に育成 (二) 種畜、種禽、種蜂及び種卵の配付並に種畜の種付

(三) 講習、講話、指導及び質問應答

ハ 州廳農會農場及州廳農會種畜場

未だ廳立農事試驗場設置の運びに到らない花蓮港廳、臺東廳では、當該廳農會の農場で、稻の優良種の蕃殖普及並に豊凶考照試験、品種試験、肥料試験、耕種試験をなすの他、甘藷及び落花生の品種試験並に各種果樹苗木の養成、種鶏の飼育等を行つて居る。臺中、臺南、臺東の各州廳には、州・廳農會種畜場があつて (一) 種畜、種禽の蕃殖、育成、配付、貸付、拂下 (二) 種卵、種蜂の配付、種付 (三) 畜産の指導、試験、調査等を行つてゐる。

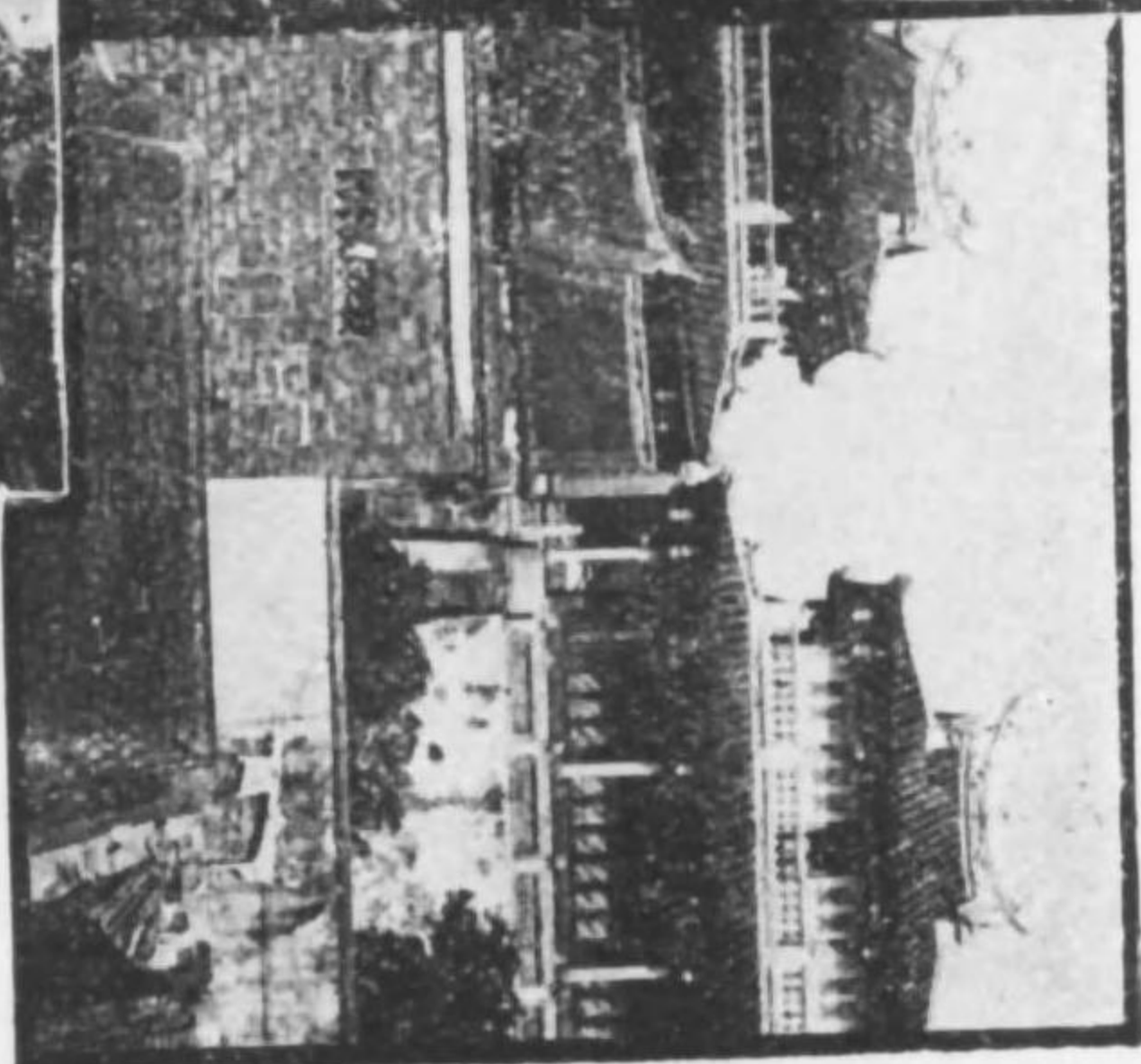
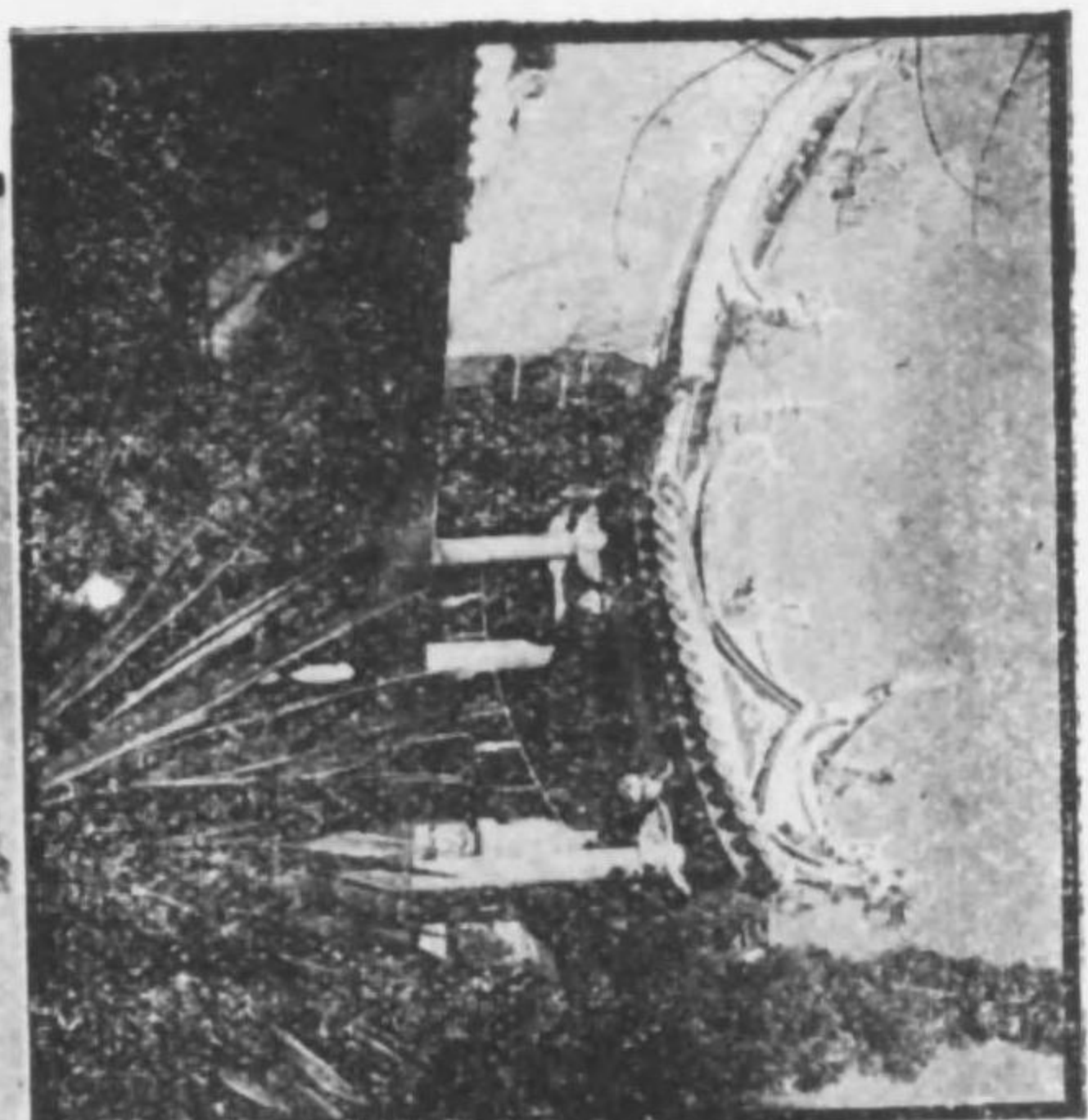
臺北市公會堂之植物園



THE ASSOCIATION BUILDING
TAIPEI

ASSOCIATION BUILDING

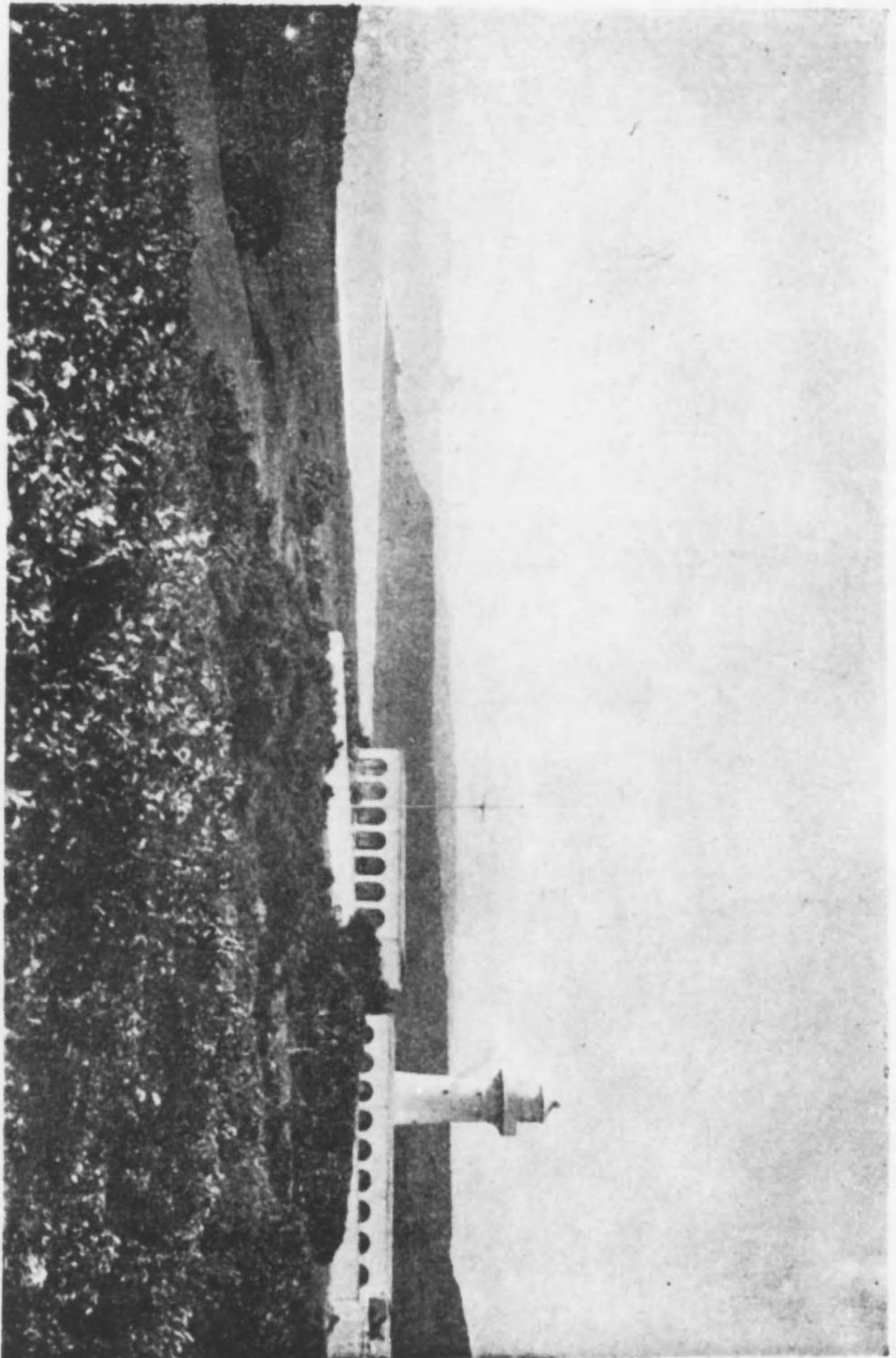
TAIPEI



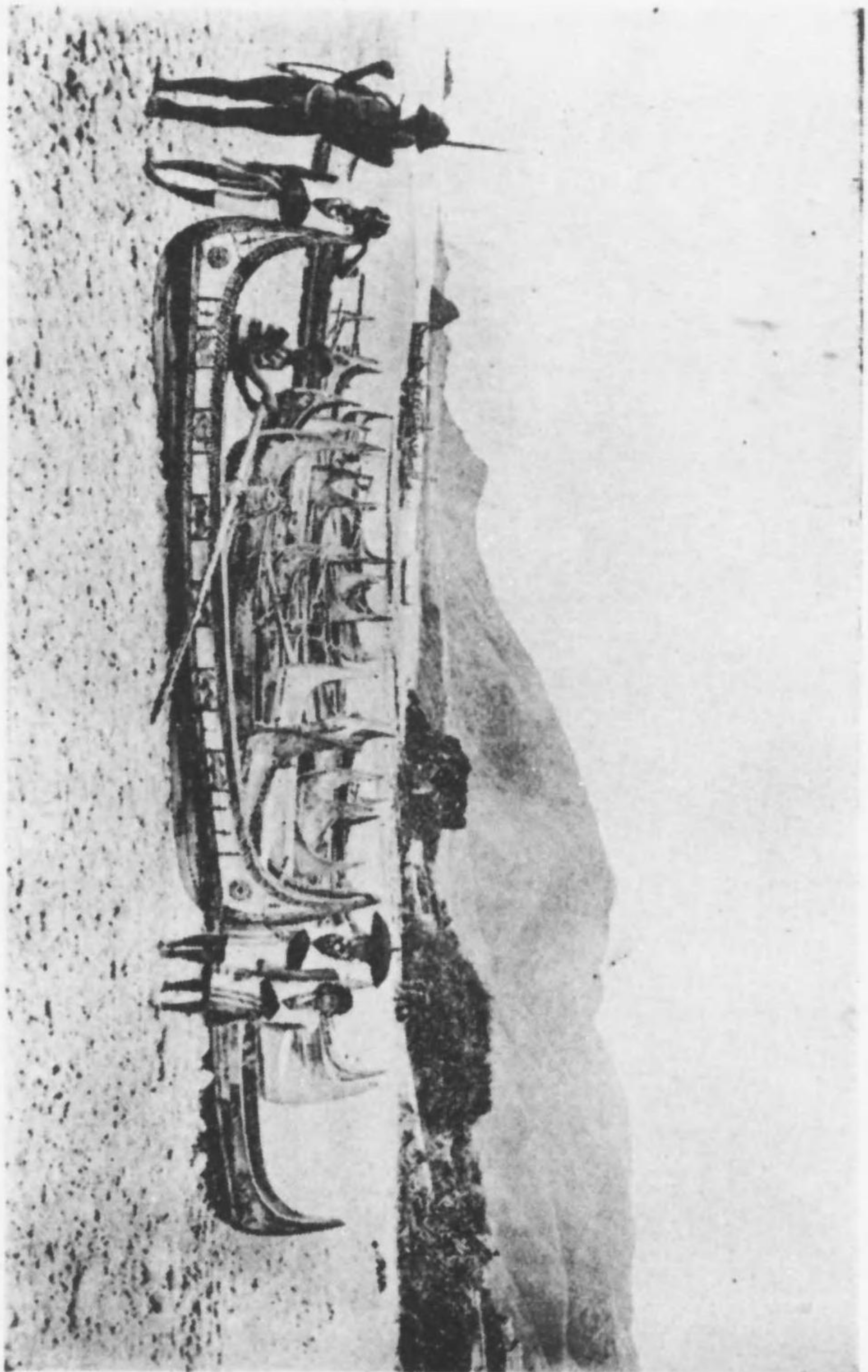
(り上左) 址城巖赤び及寺潭劍上廟鳳吳・龍飛

蘇花臨海道路





臺灣鼻燈臺



紅頭嶼(臺東臺)

附録 主要都市及名所舊蹟

主要都市

臺北州

臺北市 康熙四十七年(西曆一七〇八年、以下同じ)閩人によつて開かれ、雍正年間淡水河流域に一小部落を形成し現在の萬華の基成つた。而して咸豐三年(一八五三年)以後泉人と後來の漳人との間に勢力争ひ起り、焚掠された泉人の一部は新たな居を北方に構えた、これ大稻埕の起源である。所謂城内は、光緒十一年(一八八五年)臺灣府の設置に始まる。以上三街は、大正九年の制度改正で併合して臺北市となつたが、今日尙夫々特色ある發達を爲して居る。城内は内地人の居住多く首都として各種の文化施設備り、大稻埕萬華は主として本島人居住し、後者は一府二鹿三艦として謳はれてゐたが、淡水河床の昇昂によつて船の舶往來に支障を來し、前者に榮華を奪はれた。昭和十一年一月より内臺定期航空及び同年八月より島内東西兩航空が開始されて

から、臺北空港は國內商業航空路上に重大役割を擔當することになつた。昭和七年二月、松山庄を含む總面積六、六七六ヘクタールの大都市計畫が發表され、郊外の發展著しきものがある。

基隆市 基隆要塞司令部の所在地、高雄、澎湖島馬公と共に要塞地帯の中樞である。従つて港灣設備其の他について詳細を記す自由を許さないが、本島二大港都の一で、内地、外國、沿岸の各命令並自由航路發著し、南の高雄に對し北方の文化接觸點である。目下外港の大築港によつて東洋の最大商港を目指さんとして居る。

淡水街 嘗ては臺灣四大港の一として基隆、高雄、安平と並び稱せられて居たが、港口漸次埋没し、昔時の悛なく、寧ろ史蹟地として有名になつた。

宜蘭街 東海岸最大の都市で、官廳の支署、會社、銀行の支店等集中されて居る。宜蘭線は縱貫線八堵から分岐する。

主要都市

羅東街 面積六三一、七六畝、蓄積一三、八〇一立方米(十年度末現在)の太平山官營新伐事業の根據地で、宜蘭につぐ東臺の一都邑である。

板橋街 海山郡役所、無線電信所、林本源邸園を以て名あり、最近昭和橋の開通によつて臺北との交通至便となり首都の南郊都市としての將來が想はれる。

士林街 昭和八年十二月二十日、街に昇格した。古來讀書人多き土地とされ、本島文教の淵源は芝山巖に在ること教育の章にて見らるゝ如くである。臺灣製紙(板紙)、中研園藝試験支所がある。

汐止街 基隆・臺北間の中間に位し、粗製茶の製造が盛んである。

新莊街 臺北市の臺北橋によつて速り、青果、蔬菜の栽培が盛んである。

蘇澳庄 宜蘭平野の南端に蘇澳港開き、同平野産貨の集散地、天下の快險路蘇花臨海路(三十一里)成つて東臺灣連絡港としての使命は著しく減じたが、漁港として面目を一新せんとして居る。

| 臺北州 | 總數 | 内地人 | 本島人 |
|-----|---------|---------|--------|
| 臺北市 | 110,182 | 139,364 | 49,877 |
| 基隆市 | 33,658 | 86,645 | 20,133 |
| 淡水街 | 29,596 | 33,426 | 64,448 |
| 宜蘭街 | 26,766 | 9,433 | 25,422 |
| 羅東街 | 27,059 | 2,526 | 24,533 |
| 士林街 | 19,375 | 1,233 | 17,142 |
| 汐止街 | 26,455 | 2,921 | 23,534 |
| 新莊街 | 19,157 | 333 | 18,824 |
| 板橋街 | 19,101 | 333 | 18,768 |
| 蘇澳庄 | 2,001 | 577 | 1,424 |
| | 17,339 | 1,760 | 15,579 |

(昭和十二年末常住人口、本島人は漢人、平埔族、高砂族の計。鮮人、外國人は省略、以下同じ)

新竹州

新竹市 北臺灣文明の發祥地で、光緒元年(一八七五年)臺灣府治變革に際し、竹塹城は新竹城と改稱した。昭和五年一月市制實施、新興の氣勢が高い。昭和十年海軍、總督府の天然ガス研究所が開設された。昭和七年末梧棲と共に

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 中壢街 | 29,629 | 626 | 28,993 |
| 竹東街 | 19,238 | 933 | 18,305 |

臺中州

臺中市 基隆へ一三哩、高雄へ一八哩、西部平野の略中央の大郡邑、光緒十一年(一八八五年)臺灣を打つて一省と爲すや、巡撫劉銘傳は光緒十六年、此の地を省城として城郭築造を企てたが、十七年臺北に變更された。氣候中和、蒲酒な町で、臺灣京都の稱がある。中部平野の米、青果、砂糖の集散地である。

彰化市 清朝の勃興以來、その壓迫に堪へかねた泉漳等南支の民は本島に流入し、多く此の地に據つた。中部臺灣文教淵源の地で、從來純本島人街として有数な都市である。昭和九年十二月二十日市制實施された。

豐原街 元葫蘆墩の地で、臺灣優良米の代名詞とも言はれる葫蘆墩米の産地として知らる。營林所の斫伐地八仙山を控へ、街勢股脈である。

鹿港街 特別港の一であるが、往時の勢はない。純本島人街として彰化と肩を並べ、簷頭相連り、街路恰も陸道の如き古代支那建築は、住民の保險上宜しからぬため、近時

特別開港場を閉止された舊港を修築し、外港として一大飛躍を企圖して居る。新竹州廳所在地。

桃園街 大溪街、海岸地方から臺北州管内へ通ずる交通の基點で、米、茶等附近産物の集散地である。

大溪街 市街は大嵙崁溪に臨み景勝の地で、落地角板山は此處から入るのが便である。

苗栗街 池田出礦坑に近く、日本石油礦業所、營業所、製油所所在地として名高い。西瓜、柿の名産地である。

中壢街 米、茶の特産地、集散地で、昭和九年六月二十日開通した國際無線の送受信所がある。

竹東街 昭和八年十二月二十日昇格、茶の生産地。日産系臺灣蠶桑の油出で一躍擡頭し、「石油の新竹州」中の華形。新興街で名所井上温泉に至る自動車道路の起點に當る。

| 新竹州 | 總數 | 内地人 | 本島人 |
|-----|--------|---------|--------|
| 新竹市 | 76,455 | 126,969 | 77,335 |
| 桃園街 | 56,366 | 73,666 | 48,558 |
| 大溪街 | 27,830 | 6,626 | 21,204 |
| 苗栗街 | 33,433 | 4,621 | 28,812 |
| | 23,299 | 1,355 | 21,944 |

附錄 主要都市及名所舊蹟

主要都市

所要の改築を弗々行つて居る。

員林街 附近平野は全島中最も肥沃と稱せられ、優良なる米、青果の産出が多い。

埔里街 本島最中央、海拔四五〇米、層層中の盆地の中心地、山水秀麗、臺灣洛陽の名あり、昭和五年蕃人騷擾で一躍有名にとつた霧社はこゝから入る。

東勢街 昭和九年十二月街に昇格、蕃界の門戸を扼し、八仙山森林事業の發展に伴ひ市況次第に繁榮して居る。

北斗街 鹽糖社線を利用して、地方物資の集散地である。

大甲街 大安・大甲兩溪間の平野の中心地で、大甲帽、大甲席に名高い。

清水街 大甲溪を隔て、大甲街に對し、帽子の産地として顯れ、屈指の米産地で豪農が多い。

梧棲街 嘗ては對岸敢取股盛を極したが、昭和七年末特別港を閉鎖されて港勢振はない。

南投街 大肚溪の支流に沿ふ附近物資の集散地である。

| | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 臺中州 | 總數 | 内地人 | 本島人 |
| 臺中市 | 一五、五三三 | 三、八一八 | 一一、七〇三 |
| | 六、六五〇 | 一、六九〇 | 五、七五五 |

六七八

| | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 彰化市 | 五、〇〇九 | 三、三三三 | 一、六七六 |
| 豐原街 | 四、〇〇九 | 一、〇〇〇 | 三、〇〇九 |
| 鹿港街 | 四、〇〇九 | 四〇〇 | 三、六〇九 |
| 埔里街 | 三、三五一 | 九八 | 三、〇〇三 |
| 員林街 | 三、一八六 | 一、二〇〇 | 一、九八六 |
| 南投街 | 三、〇〇三 | 一、〇〇六 | 一、九九七 |
| 北斗街 | 二、四九九 | 八〇六 | 一、六九三 |
| 大甲街 | 二、七九五 | 三五三 | 二、四〇二 |
| 梧棲街 | 一、三七八 | 七 | 一、三七一 |
| 東勢街 | 三、五八六 | 四九〇 | 三、〇九六 |
| 清水街 | 三、五三二 | 六六 | 三、四六六 |

臺南州

臺南市 臺灣近世文化の黎明は此の地に在る。西歴一六二二年、和蘭の艦隊は澎湖島を奪つた爲め、明朝は臺灣本島占領を承諾して澎湖を放棄せしめた。乃ち同二四年蘭人は現在の市街の西方一里の安平より本島に上陸、一六三〇年ゼーランデヤ城、五〇年にはプロヴィンシア城を築いた。その統治三十八年間、一六六二年鄭成功蘭人を逐つてア城

を承天府として鄭氏三代治世二十二年の府の基を成した。

一六八三年(康熙二十二年)清領となるも依然全臺の首府として光緒十一年(一八八五年)省城を臺北に移す迄二百年間繁榮を擅にした。外港安平港港口改良工事は十二年竣工した。

嘉義市 新竹市と並んで昭和五年一月市制施行、明治三十九年の大震災を機に、附近製糖業、阿里山山林事業の隆盛に伴つて、市街の面目を一新した。縦貫線、製糖社線、營林所線の要衝で、阿里山村、地方農産物の集散地である。

新營街 附近に鹽水、明治の製糖工場、製鹽地(布袋庄)、牛肉崎油田がある。

斗六街 嘉義市につく州下の都邑で、日糖工場、法院出張所等がある。

北港街 島民の信仰最も厚い朝天宮(媽祖廟)の所在地として名顯る。

朴子街 東石郡役所所在地、專賣局工場もあり、配天宮は北港の朝天宮と並び稱せらる。

鹽水街 昭和二年八月、大震害を受けたが、漸く恢復した。鹽水港製糖の工場がある。

麻豆街 曾文郡役所所在地、文旦に名高く、明糖工場も

附録 主要都市及名所舊蹟

近い。

西螺街 朱鑾、米に名高い。
新化街 新化郡役所所在地、附近の虎頭埤は名稱として著名である。

佳里街 北門郡役所、明糖工場がある。

虎尾街 大日本製糖會社の所在地で、本島南部に多く見られる製糖に依存した街の一つである。

| | | | |
|-----|--------|-------|--------|
| 臺南州 | 總數 | 内地人 | 本島人 |
| 臺南市 | 一四、三八四 | 四、七三三 | 一〇、六五一 |
| 嘉義市 | 一〇、二二二 | 一、六五九 | 八、五六三 |
| 新化街 | 八、〇二二 | 一、〇二二 | 七、〇〇〇 |
| 麻豆街 | 三、三二九 | 八九 | 三、二四〇 |
| 佳里街 | 三、七二〇 | 六七 | 三、六五三 |
| 鹽水街 | 三、八八三 | 六四二 | 三、二四一 |
| 斗六街 | 三、五三〇 | 一、二六六 | 二、二六四 |
| 虎尾街 | 二、七五一 | 二、六四三 | 一、〇六八 |
| 北港街 | 二、六八六 | 一、二六八 | 一、四一八 |
| 朴子街 | 二、四〇七 | 五三三 | 一、八七四 |

六七九

主要都市

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 西螺街 | 二六、五三 | 二六九 | 二八〇、八九 |
| 新營街 | 三、七三 | 一、七七 | 二〇、八七 |

高雄州

高雄市 高雄州廳及高雄要塞司令部所在地、縱貫線の終點、潮州線の起點、基隆に對し南部の大港、帝國最南の開港場で、内外汽船の發着は次第に基隆に迫りつゝある。日月潭電力による臺灣の工業化時代を迎へて、將來その中心點たらんとするものゝ如くである。日本アルミ工場所在地である。

屏東市 南端の市、阿猴平野の中心、熱帯農業都市である。下淡水溪に架す鐵橋は東洋一、延長五千七呎。昭和十一年八月第三飛行團が置かれ、飛行第八聯隊の所在地である。
鳳山街 馬公要港部管轄海軍無線電信所あり、全島第一の鳳梨産地として名がある。
旗山街 楠梓仙溪に沿ひ、美濃平野に臨み、附近一帯は景勝地として屈指の地である。
東港街 嘗ては對岸貿易盛んであつたが、港の天然的不利、交通の變轉によつて商況舊の如くではないが、近海漁

業が盛である。

恒春庄 極南の一小邑、熱帶的景觀漸く濃厚となる。附近に中研林業試驗支所、種畜所、四重溪溫泉、石門古戰場、琉球藩民墓、捕鯨場等がある。

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 高雄州 | 七、五七 | 四、七三 | 七、六三 |
| 高雄市 | 一〇、二七 | 二、四七 | 七、三九 |
| 屏東市 | 四、八九 | 六、三三 | 四、〇五 |
| 岡山街 | 一、六〇 | 五、四四 | 一、五三 |
| 鳳山街 | 二、〇五 | 八、三九 | 一、九〇 |
| 旗山街 | 三、三三 | 一、二四 | 三、三六 |
| 潮州街 | 一、四三 | 五、九八 | 一、三五 |
| 東港街 | 一、八九 | 三、五五 | 一、八一 |
| 恒春庄 | 一、五二 | 六、七三 | 一、四四 |

臺東廳

臺東街 往時卑南と稱して臺灣の代表都であつたが、交通の便を花蓮港に先んぜられ、位置顛倒の感がある。港灣は屈曲に乏しく、太平洋に曝露されて居る。昭和七年十月

澎湖廳

馬公街 高雄より海上七十六哩、臺灣近世史上の華かな舞臺であつた(臺南市の項参照)。澎湖廳及び陸軍要塞、海軍要港部所在地で、臺南よりの島内西部定期郵便航空路の終點、又高雄間に連絡船がある。

| | | | |
|------|------|------|------|
| 臺東廳 | 七、八四 | 六、〇六 | 七、〇七 |
| 臺東街 | 一、七二 | 二、九九 | 一、三五 |
| 花蓮港廳 | 二、四〇 | 一、六五 | 一、〇四 |
| 花蓮港街 | 三、三三 | 七、四三 | 一、五七 |
| 澎湖廳 | 六、七二 | 三、〇一 | 三、六六 |
| 馬公街 | 二、六九 | 二、八三 | 二、八三 |

花蓮港廳

初め完成した北東十二里の新港、漁港と連絡し海上交通は相當便利を得ることとなり、加路蘭灣築港が待望されてゐる。尙懸案の東西自動車連絡も成つたが、岩灣の臺東開導所は特色ある施設である。昭和十二年十月施行された新廳制に依る廳所在地にして、分屯中隊、府醫院、臺銀支店、專賣局出張所、東部農産試驗場等がある。

花蓮港街 前記の如く由來東臺灣は交通至難の地であつたが、大正十五年三月、臺東間百七哩八の鐵路(軌間二呎六吋)によつて兩市の連絡成り、臺東の交通進展の遅々たるに對し、當街は、西北部と結ぶ蘇花臨海道路は昭和六年六月から乗合自動車走行し、一方六年度より八箇年七百四十三萬圓で東北約三十町米崙の築港に著手した。完成の曉は、一般貨物年二十萬噸の荷役能力を有し、東臺の大關門として重きをなすであらう。内地人の居住多く且つ附近には内地移民村がある。

名所舊蹟

臺北州

臺源神社(臺北市) 詳しくは第七章第一節、神社の項参照。

督府禮堂(同右) 初代巡撫劉銘傳が、本國政府大官の迎賓館及其の公座に充つる爲め、光緒十一年建築、行轅、布政使衙門の二あり、廳舎に充てたのは前者で、大正八年新廳舎に移轉後は、國勢調査部、高商校舎、盲啞學校等に相亞いで使用した事がある。臺北市公會堂建築の爲め、一部を圓山動物園及植物園に移轉保存した。

三線道路(同右) 臺北城壁跡地を道路としたもので、路線は三線となり、臺北市の樞要中心地を繞り延長約一里、東門(景福門)、南門(麗正門)、小南門(重慶門)、北門(承恩門)は今尙存して居る。

新公園(同右) 面積七萬三千平方米、木石の配置巧みに、博物館、協和會館、音樂室、遊歩路、幼兒園、J.F.A.K、天満宮、銅像數基等を擁して居る。

明石(第七代)總督墓(同右) 大正八年十月二十四日郷里

で遷去されたのを、同十一月三日此の整域に遺骸を埋葬す。植物園(同右) 中央研究所林業部があり、種々の熱帯植物を植ゑ、林業上の試験に資すると共に又遊園地となつて居る。

建功神社(同右) 植物園内にある。詳しくは第七章第一節、神社の項参照、本社は社殿建築様式特異である。

圓山附近 市營バス圓山終點、又は淡水線圓山驛で下車すれば、附近は杖を引くべき處が多い。基隆河が臺灣神社下を穿る處潭淵を爲し、獅成功寶劍を以て龜を退治したる時、寶劍河中に沈みたるより劍潭の名ありと(異説ある)、又劍潭寺は、康熙年間、成功の從軍布教師支那僧德聞なる者野宿の夢の示唆によつて草庵を結びたるが同寺の開基である。觀音像を祀る。圓山驛前には二萬三千坪の市營グラウンド、鎮南護國禪寺、陸軍墓地あり、禪寺の境内には原人砥石あり、圓山公園附近一帶は石器時代の遺跡に屬し貝塚の露出、石斧、石槍、骨器、土器等發掘せらるゝもの尠くない。動物園は本島唯一のものである。

龍山寺(同右) 南支の民、本島渡來に際し、信仰厚き安

海の觀音を奉じ來り、乾隆三年本寺を建立した。嘉慶、同治年間再度震害を受け且蟻害甚だしき爲め萬華、大稻埕の有志は二十四萬圓を以て改築に著手、大正十五年十月竣功した。馬祖、城隍爺、水仙王、註生娘々、十八羅漢等を附祀す。

芝山巖(士林街郊外) 明治二十八年七月、學務官僚楨取道明以下六名、始めて本島人教育に著手し國語傳習の爲めに此の地にあつたが、翌二十九年元旦匪徒の兇刃に斃れた。仍て社を設け、爾來本島に於て死亡した教育家を合祀し、毎年二月一日壯嚴な祭祀を行ふ。教育の章參照。

北投溫泉 國立公園大屯火山燧の元、綠濃き本島一の溫泉郷。公共浴場の外浴場、溫泉宿多數散在し、全島第一の保養・遊樂境である。

草山溫泉 北投草山は一括した大溫泉地帯で、當地は七星山と紗帽山との溪谷を占め、北投よりも野趣に富む。新公共浴場(衆樂園)の他溫泉宿の施設も整つて居る。大屯火山燧は本島の三大國立公園の一である。

淡水 都市の部で述べた如く、北臺灣の景勝史蹟地である。秀麗の觀音山の下、江を挟んで淡水の舊都は、一六二

六年西人築くサン・ドミゴン城(一名紅毛城、現英領事館)、舊砲臺(光緒二年劉銘傳築く)、アルフ・リントス、海水浴場を擁し眠つて居る。

北白川宮殿下御上陸地(基隆郡貢寮庄) 明治二十八年五月三十一日、能久親王殿下は臺灣匪賊討伐の爲め、近衛師團を率ゐて此の地に御上陸、露營遊ばされた。宮の御遺蹟地は多くあるが、此處は特に記念すべきもの、一であらう。

旭ヶ岡(基隆市) 山頂に清國時代の舊砲臺跡あり。基隆港を一眸に收め、社寮島、基隆島、野柳岬の遠望を擅にして居る。

番字洞(基隆社寮島) 海岸に面した斷崖の腹部に在り、内壁に蘭人の彫付けた文字がある。彫付けた人達は社寮島の守備兵か、碇泊蘭船の乗組員か不明であるが、前後二回に互る蘭人占據の跡を遺したものである。附近に千疊敷の名勝がある。

クールベール濱(基隆市) 光緒十年清佛の役、佛軍のクールベール中將の上陸地點で、海水浴場として全島屈指の施設がある。佛人墓地は當時の戦病疫將卒を埋葬し、昭和三年十二月我國に移管された。

大里簡 宜蘭線の臺灣第一の草嶺隧道を抜けると蘭陽の海の絶勝は南頭圍邊迄続く、遠く龜山を浮べて「東溟曉日」を以て古來より愛賞せられて居る。

礁溪温泉(宜蘭郡礁溪庄) 蘭陽地方唯一の保養、遊樂境である。

新店深潭(文山郡新店庄) 四百十六間の新店堤防の彼方、新店溪の二源流合して崖鬼たる絶壁を突き、奇巖水勢の削るところとなり底ひも知れぬ深潭が穿たれて居る。小船を泛べば、斷崖、翼山其の影を映没し、文人墨客の愛する景趣である。潭を中心に行樂施設が整ひつゝある。

ウライー温泉(文山郡蕃地) 深山幽邃と稱すべき仙臺で、菁情觀察に臺北から最も近い所、往復一日の好行程にある。

林本源邸園(板橋街) 富豪林本源の邸園で、屋簷樓廡壯觀を極め、庭園泉石數奇を凝らし、豪華な夢の跡を偲ぶと共に建築上の一大資料である。

太平山 臺灣一の大樟林として營林所事業中最も重きをなす。羅東街より山麓迄二十三哩餘運材鐵道布設され便乘し得る。

新竹州

新竹神社、御遺蹟地(新竹市) 神社鎮座地は故北白川宮殿下の三大御露營地の一で、明治二十八年八月八日、宮は新竹御出馬、牛埔庄南方高地で三軍を指揮し、十八尖山、尖筆山等に據る敵軍を御撃滅の後露營の夢を結ばせられた。

御遺蹟地は神社より少し登つた丘陵上にあり、又新竹の御駐營所爽吟閣は林家の庭園中から移されて神社東方に在り、當時其まゝに保存されて居る。

角板山(大溪郡蕃地) 大溪街から入る。一千四百餘尺の臺地に在り高山蕃地の縮圖として、内外の來り遊ぶ客が多い。宿泊施設も整つて居る。

迎曦門(新竹市) 道光七年、時の同知李慎彝竹塹城の改修を爲して東迎曦、西祀爽、南歌董、北拱震の四城門樓を營築し、拱震門は火災、祀爽、歌董の二門は市區改正の爲め滅失し、本門のみ僅に残る。

古奇峰(新竹市外) 新竹市及其の郊外を一眸の下に收め遠く海を隔て、對岸福建が窺はれる様に思はれる。皇碑遠眺、石磯垂釣等八景ある。

五指山 海拔三千四百餘尺、州下山岳の宗、其の形恰も五指の如く五峰相連つてそゝり立つ。

獅頭山 海拔一千七百尺、山腹に獅嶺洞、金剛寺等の名剎點在し、自然の岩窟を利用した勸化堂等十數の堂宇がある。全島屈指の大靈地で多數の食菜人を擁して居る。

大溪 大溪街は都市の項でも述べた如く、背後に連山を負ひ、前面大崙溪の流域を俯瞰し眺望頗る雄大である。

井上温泉 竹東郡普地頭前溪の上流溪畔の靈泉にして一名「鳩の湯」の稱あり。山川溪谷美を以て知らる。

臺中州

臺中公園(臺中市) 面積二萬四千五百坪、樹木鬱蒼として綠濃く、芝生、花壇、築山の配置、池中の休憩所等宛然一幅の繪の如く、全島屈指の名公園である。

八卦山(彰化市) 彰化平野の中に孤立する一丘陵で、古來要害の地として幾多の史實に富む。近く市街は指呼の間に在り、遠く鹿港、梧棲の長汀曲浦を模糊の裡に望む。北白川宮の御遺蹟地で、山麓の舊彰化城は彰化公園になつて居る。北北投、南關仔嶺に對抗して、中部の温泉地帯とし

て開發の緒につき、州營公共浴場もある。

日月潭 本島第一の湖沼で、海拔七三〇米、周圍三十六軒餘、小島玉島によつて日潭、月潭に分れ、化蕃(ツォー族)の浮ぶ濁木舟、湖上に搖曳する竹音に和十番婦の杵歌、島内隨一の仙境である。臺灣電力の水電工事により、水位は十八米を高め、湖姿一變したが、逐次新景觀を整へるに至るであらう。水電工事は、武界で濁水溪の水位を高め日月潭を貯水地として約千百尺の落差を利用して電力を發生せしむるもので、昭和六年六月工事再興の外債成り、九年七月三十日より送電を開始した。第二發電所も完成した。

霧社 能高越、ビヤナン越の要路である。燧燧たる櫻花、雄大な秋色に恵まれ、昭和五年十月二十七日勃發した霧社事件によつて一躍その名を天下に知らせた。兇變現地は公園化せられて居る。

火炎山 連互南北三里、その狀恰も火災の起るが如く、里人錫山とも稱し、雅人は九十九峰と呼ぶ。

新高山 標高三、九五〇米、本邦最高峰、古來モリソン山、玉山の名にて顯れ、明治三十六年六月明治大帝より御命名

を賜つた光榮の山である。

八仙山 小坂原、久良栖神社、見返瀨、岩松山、合流峽、佳保溪谷、斜頭角、菊地臺の勝を擁し、久良栖より明治温泉にて旅塵を洗ふを得る。

臺南州

臺南神社(臺南市) 明治二十八年十月二十二日、北白川宮殿下は臺南御入城、二十三日吳汝祥の家に入らせられたが、かねての御惱重り二十八日薨去あらせられた。乃ち吳氏その建物敷地を官に提供し、三十五年一月臺灣神社附屬御遺蹟地に指定され、大正十二年此の地に二十萬圓を以て社殿の造營成つた。最近神苑を擴張し聖地としての施設を進めて居る。

開神社(同右) 元延平郡王祠と稱し、日本人女を母とする明の遺臣國性爺鄭成功を祀る。

五妃墓(同右) 康熙二十二年鄭軍清の施琅に澎湖島に破る、を聞くや、寧靖王の自刎に先ち、その五妃中堂に縊死した。

孔子廟(文廟)(同右) 永曆二十年鄭經創建、爾後後人に

より屢々増修され、全島第一の文廟で、外門に「全臺首學」の扁額がある。

關帝廟(武廟)(同右) 康熙二年鄭成功創建、關羽の忠烈を追慕しに祀る。

赤崁樓(同右) 西曆一六五〇年蘭人築造のブロッグインシア城の舊址、鄭成功は承天府と稱した。改設後衛戍病院、師範學校に充てたことあり、大正十年修築して今日に至る。

走埕城址(安平) 濱田彌兵衛等の活躍により特に慕はしい舊跡である。一六三〇年蘭人の手に成り、原名ゼーランドア城、鄭成功は安平鎮と稱した。蘭人没落廟の中心舞臺である。

億載金城址(同右) 清の同治十三年牡丹社の變に際し沈葆楨渡臺して我國との外交々涉に當り、防備の爲め城跡の石材煉瓦を以て築造し、大砲五座を据えた。今は砲臺門壁の一部が残るのみ、最近行樂地として開發の手が展べられて居る。

臺南史料館(同右) 昭和五年秋、臺南市で開催された臺灣文化三百年記念會の際蒐集、作製した資料に其の後の寄贈品を併せ、市の經營で、七年四月一日開館し、文化史料的景觀を以て表はる。

高雄州

北港媽祖廟(北港街) 朝天宮と稱し、全島媽祖廟の宗本山の觀がある。支那式廟宇宏壯、畫棟彫欄頗る美麗、人目を眩惑せしめる。

下淡水溪橋 延長五千七呎、東洋第一の長橋(内地の最長橋は阿賀川の四千七十七呎)、大正二年竣工、工費百三十萬圓を要した。

吳鳳廟(中埔庄) 「殺身成仁」身ら蕃人の兇奴に服し阿里山蕃の酋の弊風を絶つた一代の義人吳鳳を祀る。

琉球藩民墓(四重溪温泉附近) 明治四年十一月、我琉球藩民六十六名が東岸八瑤灣に漂着し、高士佛蕃社に迷込み、五十四名は蕃人に慘殺された。明治七年征臺に際し西郷都督の建設にかゝる。

關仔嶺温泉 地の幽邃と設備の完整は北部の北投と併び稱さる。近時更に躍進的開發の手が展べられて居る。

四重溪温泉 明治七年征臺役の古戰場石門に至る途上に在り、風景絶佳、誠に清遊洗心に適す。炭酸泉で、高雄州の公共浴場等宿泊設備完備す。

北回歸線標 嘉義の南方にあり、縦貫線車上より望見し得る。

鷺鑿鼻燈臺(南端) 西曆一八六七年三月、米國の一汽船暗礁の爲め東南岸に沈没するや、船員は辛うじて上陸したが附近蕃人の爲め斃殺された。乃ち米國政府は軍艦二隻を派し討蕃したが却つて副將軍は戦死して目的を達しなかつた。後米清兩政府交渉の結果、光緒八年本燈臺は建設された。石油ガス白熱燈、二萬七千燭光、光達距離二十哩。

泥火山 海拔二百七十尺、周圍約五百尺の丘陵に數箇所の乳房狀の突起あり、大なるは經一尺、數分毎に微に鳴動してガスと共に濃厚なる灰色の泥土を孔外に噴出する。此のガスは點火すれば燃える。之れに近接して休泥火山、泥火山麓がある。

壽山(高雄市) 高雄港の西南に屹立する標高千七百七十五尺の獨立山、嘗て打狗山、麒麟山、埋金山等と稱した。大正十二年四月 今上陛下皇太子に在します頃本島に行啓の折、壽山と御命令あらせられた。山頂三角點のある所を壽の峯と呼ぶ。屏東平野、大武蓮山、更に臺南方面の眺望を擅にし、近く高雄港、市街を指呼の間に俯瞰する。壯快なドライブ・ウェイが山頂を經て山を一周し、標高百八十尺に壽山館(元貴賓館)、二百三十四尺に高雄神社がある。

旗山 旗山街、鼓山公園を含む一帯を旗山と稱し、脚下には楠梓仙溪、老濃溪、下淡水溪の本支流縦横に交錯し、遠く雲霧の間大武の運山を望み一大壁畫である。

臺東廳

鯉魚山 臺東平野の中央に獨り突兀として聳立し、山頂

より同平野、臺東市街を一眸の裡に收め、山腹に臺東神社、水道淨水地がある。

ビユーマ族發祥地(知本太麻里間道路附近) 蕃人傳説に所謂バナバナヤンの地である。昔バナバナヤンに女神ヌヌラヲ、右手の石を投げ、割れて馬蘭社の祖神たる一神人現れ、左手の竹を地に樹てしに上の節より女神バコンセル、下の節より男神バコマライ現れ、此の二神はビユーマ族(バワン族の一種) 卑南社の祖神であると、蕃人は大事あれば此處に集會、祈願する。

臺東耶馬溪(新港支廳) 馬武屈溪の河口、鐵線橋吉田橋の懸る邊、山迫り谷深く、奇岩怪石碧潭に狂ひ奇觀を呈す。知本温泉(臺東街郊外) 炭酸泉で水色透明、古來蕃人は神水と稱ひ浴した。宿泊設備完備して居る。

親不知子不知 東海岸一帯は、高山脈直ちに海に迫り、雄大なる斷崖が斷續して居るが、就中臺東大湖口は絶勝を以て聞え、脚底僅に一徑を通ずるのみ、太平洋の怒濤に曝されてゐる。

紅頭嶼 臺東街を距る四十五海里、黒潮に泛ぶ二方里餘の本島は、ヤミ族の獨占するところである。人類、動、植

物に於て豊富なる資料を擁して居る。

花蓮港廳

瑞穗温泉 紅葉溪の支流に枕み詩趣に富んだ仙境の靈泉である。

玉里温泉 紅葉溪の右岸一岸山脈の麓に在り、幽邃閑雅の地、宿泊施設完備して居る。

太魯閣峽 新高・阿里山、大屯火山麓と共に國立公園である。最近入審許可廢止、自動車道の開鑿等、銳意觀光客の便を計つて居る。尙新城花蓮港間に三棧溪、吉野村より一里半に能高方面木瓜溪の勝がある。田村林學博士は、タロコは男性的、木瓜溪は女性的、三棧溪は夫等の血を享けた子女の如しと激賞して居る。

アミ族保存家屋(鳳林區太巴聖) タパロン社祖先頭目カキタアンの祖先、五十八代居住するといふ蕃屋で、柱壁彫刻に滿ちアミ族文化の考古資料として最も價值あり、昭和五年七月學租財團が買収した。

澎湖廳

クールベー中將臺(馬公街) 光緒十年清佛の役、佛國東

附錄 主要都市及名所舊蹟

洋艦隊、媽宮城を占領したが、惡疫流行して士卒の斃るもの多く、將軍も翌十一年不歸の客となつた。昭和三年十二月我國に移管さる。

千人塚(同) 日清の役、澎湖を占領した比志島混成枝隊、白砲中隊、臺灣守備歩一七聯隊の軍人、軍屬、戦病歿士卒一、二四八名を合葬す。

文石書院(同) 乾隆三十一年澎湖通判胡建偉の建立にかゝる。地方人材養成を主目的とした應下文教の淵源である。

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

昭和十三年十二月三日印刷
昭和十三年十二月五日發行

臺灣總督府

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷人 楊成茂

臺北市新富町一丁目一九四番地

印刷所 光明社印刷商會

田原市 沃田 海防 總會

第 二 十 一 次 開 會

出席人 田原 武 其

第 二 十 一 次 開 會

議 程

昭和十三年十二月五日
昭和十三年十二月三日



臺灣中心東洋圖

臺灣全島圖



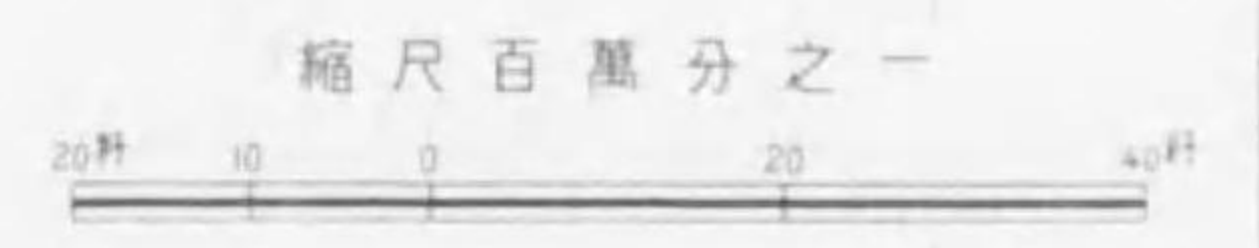
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5



| 凡 例 | |
|---------|---------|
| ○ | 市 |
| ● | 主要街 |
| + | 主要庄及主要地 |
| — | 州界 |
| - - - | 郡界 |
| · · · | 縣界 |
| ○ ○ ○ | 重要地帶 |
| ○ ○ ○ ○ | 國立公園區域 |
| — | 航空路 |
| — | 航海電線 |
| — | 官設鐵路 |
| — | 私設鐵路 |
| — | 輕便軌道 |
| — | 無線電信局 |
| — | 溫泉 |
| — | 港口 |
| — | 燈臺 |

不許複製

臺灣總督府



120° 121° 122°

23°

23°

22°

22°